5 関係法令・制度一覧

第1 災害救助法 269

1 適用範囲 269

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 270

第2 激甚災害法 279

1 激甚災害指定基準 279

2 局地激甚災害指定基準 281

第3 被災者支援に関する各種制度の概要 283

1 経済・生活面の支援 283

2 住まいの確保・再建のための支援 283

3 中小企業・自営業への支援 284

4 安全な地域づくりへの支援 284

第4 被災者支援に関する制度一覧 285

制度-1 災害弔慰金 285

制度-2 死亡見舞金の支給（災害援護金等の支給に関する規則） 285

制度-3 災害障害見舞金 286

制度-4 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律） 287

制度-5 災害援護金の支給（災害援護金等の支給に関する規則） 288

制度-6 生活福祉資金制度による貸付 289

制度-7 母子父子寡婦福祉資金貸付金 289

制度-8 厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等 290

制度-9 教科書等の無償給与（災害救助法） 290

制度-10 小・中学生の就学援助措置 290

制度-11 高等学校授業料減免措置 290

制度-12 奨学金制度の緊急採用 291

制度-13 児童扶養手当等の特別措置 291

制度-14 地方税の特別措置 291

制度-15 国税の特別措置 292

制度-16 葬祭の実施（災害救助法） 293

制度-17 国民健康保険料、健康保険料、介護保険等の減免・猶予等 293

制度-18 放送受信料の免除 293

制度-19 公共料金・使用料等の特別措置 293

制度-20 生活保護 294

制度-21 未払賃金立替払制度 294

制度-22 雇用保険の失業等給付 295

制度-23 被災者生活再建支援制度（居住安定支援制度） 295

制度-24 居住安定支援制度補完事業 296
制度-25 災害復興住宅融資（建設） 297
制度-26 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入） 298
制度-27 災害復興住宅融資（補修） 299
制度-28 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 299
制度-29 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等） 300
制度-30 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金 300
制度-31 公営住宅への入居 300
制度-32 特定優良賃貸住宅等への入居 301
制度-33 住宅の応急修理（災害救助法） 301
制度-34 宅地防災工事資金融資 301
制度-35 地すべり等関連住宅融資 302
制度-36 天災融資制度 303
制度-37 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付 304
制度-38 災害復旧貸付 305
制度-39 災害復旧高度化資金 305
制度-40 経営安定関連保証 306
制度-41 災害関係保証 306
制度-42 職場適応訓練費の支給 306
制度-43 災害公営住宅の整備 307
制度-44 既設公営住宅の復旧 307
制度-45 市街地再開発事業 307
制度-46 都市防災総合推進事業 307
制度-47 土地区画整理事業 308
制度-48 街なみ環境整備事業 308
制度-49 住宅市街地基盤整備事業 308
制度-50 住宅市街地総合整備事業 308
制度-51 住宅地区改良事業 308
制度-52 小規模住宅地区等改良事業 309
制度-53 優良建築物等整備事業 309
制度-54 防災集団移転促進事業 309
制度-55 がけ地近接等危険住宅移転事業 309
制度-56 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 310
制度-57 わが家の耐震改修促進事業 310
制度-58 住宅耐震改修促進事業 312
制度-59 芦屋市特定建築物耐震化助成事業 313
制度-60 簡易耐震診断推進事業 314
制度-61 その他兵庫県の補助 314

第１　災害救助法

１　適用範囲

適用基準	基準 世帯数
⑴ 当該市町村区域内において、住家が滅失した世帯（以下「被害世帯」という）の数が、右の基準世帯数以上に達するとき	80 世帯
⑵ 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の被害世帯の数が 2,500 以上に達する場合において、右の基準世帯数以上に達するとき	40 世帯
⑶ 被害が全県にわたり、かつ、県内の被害世帯の数が 12,000 以上に達する場合において市町村の被害世帯の数が前 2 号に規定する数に達しないが、市町村の被害の状況が特に救助を要する状態にあるとき	－
⑷ 被害世帯が（1）（2）（3）に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認められた場合	－

注１　本市の人口

災害救助法の適用基準の根拠となる本市の人口は、令和２年度国勢調査により、93,922 人とする。（「50,000 人以上 100,000 人未満」の区分の基準となる。）

注２　被害世帯数の算定基準

基準世帯数の算定に当たっては、次の被害の区分に応じ、それぞれに定める世帯数をもって 1 被害世帯と見なす。

世帯の被害の程度	「1 被害世帯」と見なす世帯数
全壊、全焼、流失した世帯	1 世帯
半壊、半焼する等著しく損傷した世帯	2 世帯
床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	3 世帯

2　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

（1）－1　災害救助法による「避難所の設置」の実施基準

項　　目	一　般　基　準	備　　考
対　象　者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人1日当たり 350円以内	高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	
主　　な 留 意 事 項	○あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。 ○原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。 ○避難所が不足する場合や避難の長期化が見込まれる場合については、旅館やホテルを借り上げて避難所とすることも可能（利用金額は予め内閣府と協議）。 ○設置期間の長期化が予測されるときには、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じること。 ○応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消についても、検討すること。 ○在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（1）－2　災害救助法による「福祉避難所の設置」の実施基準

項　　目	一般の避難所	福祉避難所
対　象　者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人1日当たり 350円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	同左
対 象 経 費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ①概ね 10 人の対象者に 1 人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障がい者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。
主　　な 留 意 事 項	○一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所でなくても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。 ○公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等も、発災後に福祉避難所として利用できること。 ○特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。 ○福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。 ○在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、福祉避難所で配布している、物資・情報等については、避難所に取りに来られた場合は配布すること。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（1）の参考について【災害救助法の対象となる避難所でできること】

避難所の運営等について、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に記載する。なお、判断に困ったときは、災害救助法に基づく救助の実施主体である兵庫県又は救助実施市に相談すること。

主に食事に関すること（温かく栄養バランスのとれた食事のために）	○保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ ○炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室の設置（1つの調達先に頼って食材が偏ることがないように注意） ○被災者用の弁当などの購入
主に生活環境の整備に関すること	○緩衝材としての畳、カーペットのレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない）、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールベッド等の購入 ○避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない） ○被災者のための毛布、タオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、市販薬などの購入、携帯電話の充電器などの貸与
主に衛生及び暑さ対策に関すること	○被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室の設置、仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）、仮設トイレ、授乳室 ○仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と入浴料の支払い ○暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない）、氷柱や氷の購入
主に避難所の設置に関すること	○障がい者、高齢者等のためのスロープ仮設置 ○情報収集等のためのテレビ、テレビ等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない）

（２）－１　災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準

項　目	一　般　基　準	備　考
対　象　者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	6,883,000円／戸 （平均単価が6,883,000円以内であればよい）	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内	
救助期間	完成の日から最長2年（建築基準法85条）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能
主な留意事項	○被災者の当面の住いの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。 ○高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居住介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。 ○「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。（令和元年10月公布）	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（２）－２　災害救助法による「賃貸型応急住宅」の実施基準

項　目	一　般　基　準	備　考
対　象　者	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住家を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの

住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長２年（建設型応急住宅と同様）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能
主な留意事項	○あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。 （関係団体と家賃上限の設定、提供戸数の把握など早急に把握） ○被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。 ○「借上型仮設住宅」について、その呼称を「賃貸型応急住宅に改める。（令和元年10月公布 ○令和２年７月豪雨災害以降、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。	

（３）災害救助法による「炊き出しその他による食品の給与」の実施基準

項目	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	１人１日当たり 1,330円以内	１人平均かつ３食でという意味である
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	
主な留意事項	○炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。 ○握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。 ○避難所等での炊き出しが長期化する場合は、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスや質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。 ○避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。 ○災害救助を行う自治体職員等やボランティア等の食事については、対象とならないこと。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（４）災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準

項目	一般基準	備考
対象者	災害のために現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	当該地域における通常の実費 ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

主な留意事項	○災害により現に飲料水を得ることができないかどうかが救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。 ○避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。 ○水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。 ○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（5）災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与」の実施基準

項目	一般基準	備考
対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準が異なる
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等
主な留意事項	○被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りではない。 ○被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても世帯ごとで見ていくこととなり、必要な場合は世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。 ○この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。 ○寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（セラミックヒーターや電気カーペット）、猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機など基準額の範囲内で生活必需品の品目として差し支えない。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

【別記】被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

（1）住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別※	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	19,800円	25,200円	37,700円	4,5000円	57,000円	8,300円
冬期	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円

（2）住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別※	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
冬期	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円

※　ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

（6）－1　災害救助法による「医療及び助産【医療】」の実施基準

項　　目	一　般　基　準	備　　考
対　象　者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。	（注）施術とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む。
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救 助 期 間	災害発生の日から14日以内	
対 象 経 費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	
主　　な 留 意 事 項	○災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。 ○被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。 ○患者の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（6）－2　災害救助法による「医療及び助産【助産】」の実施基準

項　　目	一　般　基　準	備　　考
対　象　者	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。	
医療の範囲	①分べんの介助、②分べん前後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	
主　　な 留 意 事 項	○災害により助産の途を失った者であれば被災者であるか否かは問わない。 ○被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。 ○本人の経済的要件は問わない。例えば経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（7）災害救助法による「被災者の救出（死体の捜索）」の実施基準

項　　目	一　般　基　準	備　　考
対　象　者	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する	

	もの	
救助期間	災害発生の日から3日（72時間）以内（死体の捜索の場合は10日以内）	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	
主な留意事項	○消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としているとともに、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。 ○いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難しうる状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。 ○人の救出に限定される。財産はもとより救出された者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。 ○被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうと問わない。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（8）－1　災害救助法による「住宅の応急修理【半壊】」の実施基準

項　目	一般基準	備　考
対象者	①災害のために住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり　717,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から3か月（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月）以内に完了	
主な留意事項	○この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。 ○そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。 ○全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。（ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可） ○借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とならない。 ○令和2年7月豪雨災害以降、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（8）－2　災害救助法による「住宅の応急修理【準半壊】」の実施基準

項　目	一般基準	備　考
対象者	災害のために住家が半壊（焼）に準じる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害（=損害割合）が10%以上20%未満のものを指す
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく世帯ごとの基準額

	1 世帯当たり　348,000 円以内	
救助期間	災害発生の日から 3 か月（国の災害対策本部が設置された災害においては 6 か月）以内に完了	
主な留意事項	○令和元年 10 月 23 日公布・施行（令和元年の災害から適用となる。） ○この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（9）　災害救助法による「学用品の給与」の実施基準

項目	一般基準	
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童　5,200 円以内 中学校生徒　5,500 円以内 高等学校等生徒　6,000 円以内	
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：1 か月以内 ②文房具、通学用品：15 日以内	
対象経費	①教科書及び正規の教材	学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等
	②文房具、通学用品	a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
		b. 傘、靴、長靴、等
		c. 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアニカ、工作用具、裁縫用具等
主な留意事項	○この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。 ○通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（１０）　災害救助法による「埋葬」の実施基準

項目	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施するものに支給	
費用の限度額	1 体当たり 大人（12 才以上）　226,100 円以内 小人（12 才未満）　180,800 円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から 10 日以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	
主な留意事項	○法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。 ○法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所に如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であ	

	っても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱って差し支えない。 ○死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（１１）　災害救助法による「死体の処理」の実施基準

項　　目	一　般　基　準	備　　考
対　象　者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる。
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 １体当たり：3,600 円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用できない場合：１体当たり 5,700 円以内 ※ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救護班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救 助 期 間	災害発生の日から 10 日以内に完了	
主　　な 留 意 事 項	○遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体をある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。 ○死体の一時保存は、遺体の身元識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。 ○法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（１２）　災害救助法による「障害物の除去」の実施基準

項　　目	一　般　基　準	備　　考
対　象　者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では等が障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる。
費用の限度額	1 世帯当たり　140,000 円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から 10 日以内	
対象経費	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	
主　　な 留 意 事 項	○この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。 ○そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。 ○居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。 ○障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。	

	○住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（１３）　災害が発生するおそれがある場合による避難所の供与等の実施基準

項　　目	避難所・福祉避難所等の供与	要配慮者の輸送
対　象　者	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者
費用の限度額	避難所：1 人 1 日辺り 330 円以内 福祉避難所：避難所限度額に加えて、通常の実費を加算	地域の実情に応じた額（実費）
救 助 期 間	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	
対象経費	災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費等	・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員雇上等
主　　な 留 意 事 項	○おそれ段階における避難所の設置については短期間のため、建物の使用謝金や光熱水費を想定している。 ○季節に応じて熱中症対策や寒冷地対策（ヒートショック等）、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置など、救助を行う上で短期間であってもやむを得ず避難所にエアコンやストーブ等を設置が必要な場合は、予め内閣府と協議を行った上で設置は可能であるが、おそれ段階の避難は短期間を想定しており、災害は発生していないことに留意すること。 ○要配慮者の輸送については、例えば、離島から安全な場所に避難するために船舶やバス等の借上げを想定しており、また、高齢者や障害者等で公共交通機関等を利用して移動することが困難な者について、移動手段の確保が必要となる者を想定している。（避難指示発令後、予め避難が可能であるにも関わらず避難をしない方を「移動手段の確保が困難な者」とは考えにくい。）	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（１４）　救助事務費

項　　目	一　般　基　準
費用の限度額	3,000 万円以下　10/100 3,000 万円超 6,000 万円以下　9/100 6,000 万円超 1 億円以下　8/100 1 億円超 2 億円以下　7/100 2 億円超 3 億円以下　6/100 3 億円超 5 億円以下　5/100 5 億円超　4/100
対象経費	救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費 ○時間外勤務手当　○賃金職員等雇上費　○旅費 ○需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、及び修繕料） ○使用料及び賃借料　○通信運搬費　○委託費

第２　激甚災害法

１　激甚災害指定基準

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 第２章(第３条・第４条)	A　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
	B　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2%かつ (1)　一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25%…の県が１以上 又は (2)　県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%…の県が１以上
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 （第５条）	A　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
	B　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15%かつ (1)　一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4%…の県が１以上 又は (2)　一の都道府県の査定見込額＞10 億円…の県が１以上
農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例 （第６条）	(1)　第５条の措置が適用される場合 又は (2)　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第８条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が５千万円以下の場合は除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第８条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が５千万円以下の場合を除く。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 （第８条）	A　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
	B　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3.0%…の県が１以上
	ただし、AB とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
森林災害復旧事業に対する補助（第 11 条の 2）	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
	B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60%……の県が１以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%……の県が１以上
	ただし、ＡＢとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。

適用措置	指定基準
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第 12 条） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（第 13 条） 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（第 15 条）	A　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%
	B　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06%かつ (1)　一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2%…の県が 1 以上 又は (2)　一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400 億円…の県が 1 以上 ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第 16 条） 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第 17 条） 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（第 19 条）	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第 22 条）	A　被災地全域滅失戸数≧4,000 戸
	B　(1) 被災地全域滅失戸数≧2,000 戸かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧200 戸又は住宅戸数の 1 割以上…の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≧1,200 戸かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧400 戸又は住宅戸数の 2 割以上…の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第 24 条）	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
上記以外の措置（第 7、9、10、11、14、20、21、25 条）	災害の実情に応じ、その都度検討する。

2　局地激甚災害指定基準

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 第2章(第3条・第4条)	①（イ）当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く。） （ロ）当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×20% （ハ）当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×20%+（当該市町村の標準税収入−50 億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ②　①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）	①　当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例（第6条）	①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10%（漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）	当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの)＞当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。） かつ ⑴ 大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 又は ⑵ その他の災害にあっては、要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%

適用措置	指定基準
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第 12 条） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（第 13 条）	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%（被害額が 1 千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第 24 条）	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。

第３　被災者支援に関する各種制度の概要

１　経済・生活面の支援

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	支援の種類
世帯主等が死亡し経済基盤を失った	災害弔慰金	給付
	死亡見舞金の支給	給付
負傷や疾病による障害が出た	災害障害見舞金	給付
当面の生活融資や生活再建の資金が必要	被災者生活再建支援制度	給付
	災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）	貸付
	災害援護金の支給	給付
	生活福祉資金制度による貸付	融資
	母子父子寡婦福祉貸付金	融資
	厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等	融資
子供の養育・就学の支援	教科書等の無償給与（「第１ 災害救助法」参照）	現物支給
	小･中学校の就学援助措置	給付
	高等学校授業料減免措置	減免・猶予
	奨学金制度の緊急採用	融資
	児童扶養手当等の特別措置	給付
税金や保険料等の支払猶予等	地方税の特別措置	減免、徴収の猶予等
	国税の特別措置	軽減、猶予、延長
	葬祭の実施（「第１ 災害救助法」参照）	現物支給
	国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免･猶予等	減免、猶予
	放送受信料の免除	減免
	公共料金・使用料等の特別措置	減免
自力で生活を維持できない	生活保護	給付
離職後の生活の支援	未払賃金立替払制度	その他
一時的な離職時の生活支援	雇用保険の失業等給付	給付

２　住まいの確保・再建のための支援

再建の意向	活用できる支援制度	支援の種類
住まいを建て替え･取得したい	災害復興住宅融資（建設）	融資
	災害復興住宅融資（新築購入・リ・ユース購入）	融資
	災害復興住宅融資（補修）	融資
	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	その他
	既設公営住宅の復旧	－
	被災者生活再建支援制度（居住安定支援制度）	給付
	居住安定支援制度補完事業	給付
住まいを補修したい	災害復興住宅融資（建設）	融資
	災害復興住宅融資（新築購入・リ・ユース購入）	融資
	災害復興住宅融資（補修）	融資
	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	その他

	生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）	融　資
	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	融　資
	災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）	貸　付
	既設公営住宅の復旧	-
	被災者生活再建支援制度	給　付
応急的に住宅を修理したい	被災の応急修理（「第１ 災害救助法」参照）	現物支給
民間賃貸住宅に移転したい	被災者生活再建支援制度	給　付
公共賃貸住宅に移転したい	公共住宅への入居	現物支給
	特定優良賃貸住宅等への入居	現物支給
宅地等の復旧	宅地防災工事資金融資	融　資
	地すべり等関連住宅融資	融　資
	被災者生活再建支援制度	給　付

３　中小企業・自営業への支援

被災後の事業・雇用の状況	活用できる支援制度	支援の種類
農林漁業の再建資金が必要【農林漁業者】	天災融資制度	融　資
	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付	融　資
中小企業の再建資金が必要【中小企業者】	災害復旧貸付	融　資
	災害復旧高度化貸付	融　資
	経営安定関連保障	融資（保障）
	災害関係保障	融資（保障）
再就職を支援してほしい	職場適応訓練費の支給	給　付

４　安全な地域づくりへの支援

再建の意向	活用できる支援制度
被災者向けの公営住宅を整備したい	災害公営住宅の整備
既設の公営住宅を復旧したい	既設公営住宅の復旧
再開発したい	市街地再開発事業
市街地の防災性を高めたい	都市防災総合推進事業
市街地の基盤整備をしたい	都市防災総合推進事業
	土地区画整理事業
	街なみ環境整備事業
	住宅市街地基盤整備事業
	住宅市街地総合整備事業
住環境と住宅を整備したい	住宅市街地総合整備事業
	住宅地区改良事業
	小規模住宅地区等改良事業
	優良建築物等整備事業
安全確保のため移転したい	防災集団移転促進事業
	がけ地近接等危険住宅移転事業
がけ崩れを防ぎたい	災害関連地域がけ崩れ対策事業

第４　被災者支援に関する制度一覧

制度-１　災害弔慰金

支援の種類	給　付
支援の内容	１　災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給する ２　災害弔慰金の支給額は次のとおり (1) 生計維持者が死亡した場合：500 万円を超えない範囲内で支給 (2) その他の者が死亡した場合：250 万円を超えない範囲内で支給
活用できる方	１　災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族 ２　支給の範囲・順位は死亡した方の (1) 配偶者、(2) 子、(3) 父母、(4) 孫、(5) 祖父母 ３　死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
対象災害	次の各号のいずれかに規定する災害 (1) 市内において住居が 5 世帯以上滅失した災害 (2) 県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害
国・県の助成	要する費用につき、その 3/4 を補助する
お問い合わせ	芦屋市

制度-２　死亡見舞金の支給（災害援護金等の支給に関する規則）

<table>
<tr><th>支援の種類</th><th>給　付</th></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>１　県内で発生した災害による死亡者の遺族に対して、死亡見舞金を支給するもの
２　自然災害
(1) 県内で発生した下記に該当する規模の災害による死亡者の遺族に支給する
ア　自然災害により死者（県民に限る。）が生じたとき
イ　知事が特に必要があると認めたとき
(2) 支給額
<table>
<tr><th>災害の発生した場所</th><th colspan="2">死亡見舞金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">県の区域内</td><td>死亡した県民等</td><td>１人につき200,000 円</td></tr>
<tr><td>死亡した県民等以外の者</td><td>〃　60,000 円</td></tr>
<tr><td>県の区域外</td><td>県民である死者</td><td>〃　200,000 円</td></tr>
</table>
３　その他の災害
(1) 国内で発生した下記に該当する規模の災害
ア　災害救助法による救助が実施された災害により死者（県民に限る。）が生じたとき
イ　知事が特に必要があると認めたとき
(2) 支給額
<table>
<tr><th>災害の発生した場所</th><th colspan="2">死亡見舞金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">県の区域内</td><td>死亡した県民等</td><td>１人につき100,000 円</td></tr>
<tr><td>死亡した県民等以外の者</td><td>〃　60,000 円</td></tr>
<tr><td>県の区域外</td><td>県民である死者</td><td>〃　100,000 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>(1) 県の区域内において発生した自然災害により死亡した者の遺族
(2) 県の区域内において発生し、かつ、災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した者の遺族
(3) 県の区域外（日本国内に限る。）において、自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した県民の遺族
(4) 知事が特に必要があると認める災害により死亡した者の遺族</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>芦屋市</td></tr>
</table>

制度-３　災害障害見舞金

支援の種類	給　　付
支援の内容	1　災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給 2　災害障害見舞金の支給額は次のとおり (1) 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250 万円を超えない範囲内で支給 (2) その他の者が重度の障害を受けた場合：125 万円を超えない範囲内で支給
活用できる方	1　災害により以下のような重い障害を受けた方 (1) 両眼が失明した人 (2) 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った人 (6) 両上肢の用を全廃した人 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った人 (8) 両下肢の用を全廃した人 (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象災害	次の各号のいずれかに規定する災害 (1) 市内において住居が 5 世帯以上の住宅が滅失した災害 (2) 県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
県の助成	要する費用につき、その 3/4 を補助する
お問い合わせ	芦屋市

制度−４　災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

<table>
<tr><th>支援の種類</th><th>貸　　付</th></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金の貸し付けを行う。貸付限度額等は次のとおり
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>(1) 世帯主に１か月以上の負傷がある場合
ア　当該負傷のみ..... 150 万円
イ　家財の３分の１以上の損害..... 250 万円
ウ　住居の半壊..... 270 万円（350 万円）
エ　住居の全壊..... 350 万円
(2) 世帯主に１か月以上の負傷がない場合
ア　家財の３分の１以上の損害..... 150 万円
イ　住居の半壊..... 170 万円（250 万円）
ウ　住居の全壊（エの場合を除く）　　250 万円（350 万円）
エ　住居の全体の滅失又は流失..... 350 万円
※　カッコ内の金額は、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>年 3%（据置期間中は無利子）</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>3 年以内（特別の場合 5 年）</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>10 年以内（据置期間を含む）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>年賦又は半年賦</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主を対象とする
(1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１か月以上
(2) 家財の 1/3 以上の損害
(3) 住居の半壊又は全壊・流出
なお、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額が、同一の世帯に属する者の人数により下記の限度額であること。ただし、その世帯の住居が滅失した場合 1、270 万円
<table>
<tr><th>世帯人員</th><th>市民税における前年の総所得金額</th></tr>
<tr><td>1 人</td><td>220 万円</td></tr>
<tr><td>2 人</td><td>430 万円</td></tr>
<tr><td>3 人</td><td>620 万円</td></tr>
<tr><td>4 人</td><td>730 万円</td></tr>
<tr><td>5 人以上</td><td>1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は 1,270 万円とします。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>県内で災害救助法による救助が行われた自然災害</td></tr>
<tr><td>県の助成</td><td>市が貸付の財源として必要とする金額に該当する金額に貸し付ける</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>芦屋市</td></tr>
</table>

制度−５　災害援護金の支給（災害援護金等の支給に関する規則）

<table>
<tr><th>支援の種類</th><th>給　付</th></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>
1　県内で発生した災害で被害を受けた、県内に住所を有する被災世帯主及び重傷者に給付を行うもの
2　自然災害
(1) 県内で発生した下記に該当する規模の災害を対象とする
ア　市内の被害数が、5以上に達したとき（被害数は、住家の全壊全焼を1、半壊半焼を1／2、床上浸水を1／3）
イ　知事が特に必要があると認めたとき
(2) 支給額
<table>
<tr><th>災害の種別</th><th>災害援護金の額</th></tr>
<tr><td>住家の全壊、全焼又は流失</td><td>1世帯につき　200,000円</td></tr>
<tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃　100,000円</td></tr>
<tr><td>住家の床上浸水</td><td>〃　50,000円</td></tr>
<tr><td>住家の一部損壊
（損害割合10%以上）</td><td>〃　50,000円</td></tr>
<tr><td>重傷の被災者</td><td>1人につき　30,000円</td></tr>
</table>
3　その他の災害
(1) 県内で発生した下記に該当する規模の災害を対象とする
ア　災害救助法による救助が実施されたとき
イ　知事が特に必要があると認めたとき
(2) 支給額
<table>
<tr><th>災害の種別</th><th>災害援護金の額</th></tr>
<tr><td>住家の全壊又は全焼</td><td>1世帯につき　50,000円</td></tr>
<tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃　30,000円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>支給対象</td><td>県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者
当該救助が実施された市の区域内に住所を有する被災世帯主
知事が特に必要があると認める被害による被災世帯主及び重傷の被災者</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>芦屋市</td></tr>
</table>

制度-６　生活福祉資金制度による貸付

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの
2　生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）の貸付がある。これらの貸付限度額等は次のとおり
(1) 福祉費
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>580 万円（使途（資金の目的）により目安となる額・期間が定めあり）</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年 1.5%</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>6 か月以内</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>20 年以内（使途（資金の目的）により目安となる額・期間が定めあり）</td></tr>
</table>
(2) 緊急小口資金
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>2 か月以内</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>１年以内</td></tr>
<tr><td>貸付種類</td><td>住宅資金、修学資金、構成資金、福祉資金、離職者支援資金、療養・介護等資金、長期生活支援資金など</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>1　低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯
2　災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>兵庫県、芦屋市、社会福祉協議会</td></tr>
</table>

制度-７　母子父子寡婦福祉資金貸付金

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>父子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子家庭並びに父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした 12 種類の資金からなる貸付制度です。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>1　母子家庭の母、父子家庭の父
2　寡婦
3　40 歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方は含みません）
4　母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童（20 歳未満）（就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金の貸付に限る）</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>芦屋市</td></tr>
</table>

制度-８　厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　恩給・共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの
2　貸付限度額等は次のとおり
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>250 万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の 3 年分以内）</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>住宅などの資金や事業資金</td></tr>
<tr><td>保証人等</td><td>年金証書を預けるとともに、1 名以上の連帯保証人が必要</td></tr>
</table>
3　金利については株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構に確認が必要</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>年金受給者の方が対象</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構</td></tr>
</table>

制度-９　教科書等の無償給与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給する
活用できる方	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象
お問い合わせ	兵庫県、災害救助法が適用された市町村

制度-１０　小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付
支援の内容	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの
活用できる方	要保護世帯、準要保護世帯 （市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市、学校

制度-１１　高等学校授業料減免措置

支援の種類	減免・猶予
支援の内容	災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除するもの
活用できる方	地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市、学校

制度-１２　奨学金制度の緊急採用

支援の種類	融資
支援の内容	災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に受付・採用するもの
活用できる方	高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生
お問い合わせ	高等学校又は専修学校（高等課程）の生徒：各学校、都道府県 大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）の学生・生徒：各学校、独立行政法人日本学生支援機構

制度-１３　児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じるもの
活用できる方	障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	芦屋市

制度-１４　地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	１　地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など)について、一部軽減又は免除を受けることができる ２　徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる ３　期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から 2 か月以内の範囲で申告等の期限が延長される
活用できる方	１　災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象 ２　地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なるため、お住まいの都道府県、市町にご相談、お問い合わせが必要
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市（課税課など）

制度-１５　国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	1　所得税の軽減 　災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、(1) 所得税法に定める雑損控除の方法、(2) 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる 2　予定納税の減額 　災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる 3　給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 　災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる 4　納税の猶予 　災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる 5　申告などの期限の延長 　災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から 2 か月以内の範囲でその期限が延長される。これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがある ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署に確認が必要
活用できる方	1　雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方を対象とする。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の 1/2 以上で被害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の方を対象とする 2　予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受けた方を対象とする 3　給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の 1/2 以上で、その年分の所得金額の見積額が 1,000 万円以下である方などを対象とする 4　納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね 1/5 以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方を対象とする 5　申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方を対象とする
お問い合わせ	税務署

制度-１６　葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行うもの
活用できる方	災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方を対象とする。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象
お問い合わせ	兵庫県、災害救助法が適用された市町村

制度-１７　国民健康保険料、健康保険料、介護保険等の減免・猶予等

支援の種類	減免、猶予
支援の内容	国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について、特例措置を講じるもの 国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免：国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じる 健康保険料等の納期限の延長及び一部負担金の減免：事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある 介護保険料の納期限の延長・減免及び利用者負担額の減免：介護保険料の納期限の延長や利用者負担額の減免措置が講じる
活用できる方	保険者によって取扱が異なるため、ご加入の医療保険制度保険者や市町に確認が必要
お問い合わせ	芦屋市、健康保険組合、国民健康保険、社会保険庁

制度-１８　放送受信料の免除

支援の種類	減免
支援の内容	1　災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間 NHK の放送受信料が免除されるもの 2　免除にあたっては、NHK が調査を実施した上で、免除の対象者を確定する
活用できる方	1　災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約しているもの 2　このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある
お問い合わせ	日本放送協会

制度-１９　公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免
支援の内容	1　災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等を軽減・免除するもの 2　電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある
活用できる方	対象者については、兵庫県、芦屋市、関係事業者が定める

お問い合わせ	兵庫県、芦屋市、関係事業者

制度−２０　生活保護

支援の種類	給付
支援の内容	1　生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの 2　生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼動能力等の活用が保護実施の前提となる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される 3　生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成される。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則とする 4　扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する
活用できる方	資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮するもの
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度−２１　未払賃金立替払制度

支援の種類	その他
支援の内容	1　企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払うもの 2　対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の 6 カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が 2 万円未満の場合も対象とはならない。 3　立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する
活用できる方	次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる 1　使用者が、 (1) 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと (2) 1 年以上事業活動を行っていたこと (3) ア　法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある イ　事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要である 2　労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の 6 か月前の日から 2 年の間に退職した者であること
お問い合わせ	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

制度-２２　雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	1　労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給するもの 2　災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施する
活用できる方	災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象
お問い合わせ	公共職業安定所

制度-２３　被災者生活再建支援制度（居住安定支援制度）

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>給付</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの
2　支給額は、下記の２つの支援金の合計額（最大 300 万円）となる。なお、世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が 3/4 とする
(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td></td><td colspan="2">住宅の被害程度</td></tr>
<tr><td></td><td>全壊・解体・長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支　給　額</td><td>100 万円以内</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">住宅の再建方法</td></tr>
<tr><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅を除く）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支　給　額</td><td colspan="3">全壊・解体・長期避難・大規模半壊</td></tr>
<tr><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支　給　額</td><td colspan="3">中規模半壊</td></tr>
<tr><td>100 万円</td><td>50 万円</td><td>25 万円</td></tr>
</table>
※　被災当初、一時的に「賃貸住宅（公営住宅入居者を除く）」に入居された世帯が加算支援金を受け取った後、諸般の事情により申請期間内に住宅を「建設・購入」または「補修」することになった場合は、再度申請することにより、既に支給した額との差額を受け取ることができる</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>1　住宅が全壊した世帯
2　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊の危険があるなどやむを得ない事由でその住宅を解体した世帯
3　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
4　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
5　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）</td></tr>
<tr><td>適用災害</td><td>1　災害救助法が適用される規模の被害が発生した市町における自然災害
2　10 世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
3　100 世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害</td></tr>
</table>

	4　1 又は 2 の市町を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅が全壊した市町（人口 10 万人未満に限る）における自然被害 5　1～3 の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊した市町（人口 10 万人未満に限る）における自然被害 6　1 若しくは 2 の市町を含む都道府県又は上記 3 の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅が全壊した市町（人口 10 万人未満に限る）若しくは 2 世帯以上の住宅が全壊した市町（人口 5 万人未満に限る）における自然被害
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-２４　居住安定支援制度補完事業

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>給付</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　「居住安定支援制度」には、住居建築費本体や小規模災害、全壊住宅の補修が支援対象とならないことに加え、年収・年齢要件が厳しいといった課題があることから、国の制度が改善されるまでの間、兵庫県独自の補完措置を実施するもの
2　補完事業において、年収 800 万円以下の年齢要件を撤廃し、支給限度額を引き上げ
⑴ 建築費本体補完事業
<table>
<tr><td>対　　象</td><td>支援法に基づく支援金の支給を受け、住居を再建・購入または補修し、支給金額が法限度額に満たない世帯</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>全壊で、再建・購入した世帯：200 万円－法支給額
大規模半壊で、補修した世帯：100 万円－法支給額</td></tr>
</table>
⑵ 小規模災害補完事業
<table>
<tr><td>対　　象</td><td>支援法の定める適用基準を満たさない小規模な自然災害において、全壊または大規模半壊の被害を受け、住宅を再建・購入または補修した世帯</td></tr>
<tr><td>支給限度額</td><td>全壊で、再建・購入した世帯：200 万円
大規模半壊で、補修した世帯：100 万円</td></tr>
</table>
⑶ 全壊世帯による補修
<table>
<tr><td>対　　象</td><td>国制度では支援対象外である、全壊世帯の補修した世帯</td></tr>
<tr><td>支給限度額</td><td>100 万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>兵庫県、芦屋市</td></tr>
</table>

制度-２５　災害復興住宅融資（建設）

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資
2　融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13m^{2}以上175m^{2}以下の住宅
3　融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
4　この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる
<table>
<tr><th>構造等</th><th>融資限度額</th><th>返済期間</th></tr>
<tr><td>耐火住宅</td><td>1,460万円</td><td>35年</td></tr>
<tr><td>準耐火住宅</td><td>1,460万円</td><td>35年</td></tr>
<tr><td>木造住宅（耐久性）</td><td>1,460万円</td><td>35年</td></tr>
<tr><td>木造住宅（一般）</td><td>1,400万円</td><td>25年</td></tr>
<tr><td>特例加算（一般分）</td><td>450万円</td><td rowspan="3">併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間</td></tr>
<tr><td>土地取得費</td><td>970万円</td></tr>
<tr><td>整地費</td><td>390万円</td></tr>
</table>
※　金利については、独立行政法人住宅金融支援機構に確認が必要</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方を対象とする（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象とする）</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構</td></tr>
</table>

制度-２６　災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>
1　自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資
2　融資が受けられるのは、原則として１戸当たりの住宅部分の床面積が 50m²（マンションの場合 30m²）以上 175m² 以下の住宅（リ・ユースプラス住宅は 70m² 以上、リ・ユースプラスマンションは 50m² 以上の住宅）で、一戸建ての場合は敷地面積が 100m² 以上であることが必要
3　融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
4　この融資は、融資の日から 3 年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる
⑴ 新築住宅の購入
<table>
<tr><th>構造等</th><th>融資限度額</th><th>返済期間</th></tr>
<tr><td>耐火住宅</td><td>1,460 万円</td><td>35 年</td></tr>
<tr><td>準耐火住宅</td><td>1,460 万円</td><td>35 年</td></tr>
<tr><td>木造住宅（耐久性）</td><td>1,460 万円</td><td>35 年</td></tr>
<tr><td>木造住宅（一般）</td><td>1,400 万円</td><td>25 年</td></tr>
<tr><td>特例加算（一般分）</td><td>450 万円</td><td rowspan="2">併せて利用する購入資金融資の返済期間と同じ返済期間</td></tr>
<tr><td>土地取得費</td><td>970 万円</td></tr>
</table>
⑵ 中古住宅の購入
<table>
<tr><th rowspan="2">構造等</th><th colspan="2">融資限度額</th></tr>
<tr><th>リ・ユース</th><th>リ・ユースプラス</th></tr>
<tr><td>耐火住宅</td><td>1,160 万円</td><td>1,460 万円</td></tr>
<tr><td>準耐火住宅</td><td>1,160 万円</td><td>1,460 万円</td></tr>
<tr><td>木造住宅（耐久性）</td><td>1,160 万円</td><td>1,460 万円</td></tr>
<tr><td>木造住宅（一般）</td><td>950 万円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>特例加算（一般分）</td><td>450 万円</td><td>450 万円</td></tr>
<tr><td>土地取得費</td><td>970 万円</td><td>970 万円</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>建て方</th><th>種別</th><th>返済期間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一戸建て等</td><td>リ・ユース住宅</td><td>25 年</td></tr>
<tr><td>リ・ユースプラス住宅</td><td>35 年</td></tr>
<tr><td rowspan="2">マンション</td><td>リ・ユースマンション</td><td>25 年</td></tr>
<tr><td>リ・ユースプラスマンション</td><td>35 年</td></tr>
</table>
※　金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認が必要
</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>本人が居住するために住宅を購入される方であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は、対象）</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構</td></tr>
</table>

制度-２７　災害復興住宅融資（補修）

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資
2　融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
3　この融資は、融資の日から 1 年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長されない）
<table>
<tr><th>構造等</th><th>融資限度額</th><th>返済期間</th></tr>
<tr><td>耐火住宅</td><td>640 万円</td><td>20 年</td></tr>
<tr><td>準耐火住宅</td><td>640 万円</td><td>20 年</td></tr>
<tr><td>木造住宅</td><td>590 万円</td><td>20 年</td></tr>
<tr><td>整地費</td><td>390 万円</td><td rowspan="2">併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間</td></tr>
<tr><td>引方移転費用</td><td>380 万円</td></tr>
</table>
※　金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認が必要</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に 10 万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構</td></tr>
</table>

制度-２８　住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの
2　支援の内容の概要は次のとおり
⑴ 返済金の払込みの据置 .....1～3 年間
⑵ 据置期間中の金利の引き下げ .0.5～1.5%減
⑶ 返済期間の延長 .....1～3 年
3　支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決定されるため、住宅金融支援機構又は取り扱いの金融機関に相談が必要</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>以下のいずれかに該当する事業者が対象
⑴ 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
⑵ 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
⑶ 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関</td></tr>
</table>

制度-２９　生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの
2　貸付限度額等は、次のとおり
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>250 万円以内（目安）</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年 1.5%</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>6 か月以内</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>7 年以内（目安）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>1　低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象
2　災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>兵庫県、芦屋市、社会福祉協議会</td></tr>
</table>

制度-３０　母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの
2　貸付限度額等は、次のとおり
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>200 万円以内</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年 1%</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>6 か月
※貸付けの日から 2 年を超えない範囲内で延長することも可能</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>7 年</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子家庭の母または父子家庭の父または寡婦等が対象</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>兵庫県、芦屋市、社会福祉協議会</td></tr>
</table>

制度-３１　公営住宅への入居

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>現物支給</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができるもの
2　公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>1　以下の要件を満たす方が対象
(1) 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方
(2) 同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方
(3) 入居収入基準：21 万 4 千円以下（災害発生日から 3 年を経過した後は 15 万 8 千円）
被災市街地復興推進地域に指定された地域では、同居親族要件、入居収入基準はない
※　公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合がある</td></tr>
</table>

お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-３２　特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができるもの
活用できる方	災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48 万 7 千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15 万 8 千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る）
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-３３　住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1　災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するもの 2　応急修理は、芦屋市が業者に委託して実施する 3　修理限度額は 1 世帯あたり 52 万円（平成 21 年度基準）。同じ住宅に 2 以上の世帯が同居している場合は 1 世帯とみなす
活用できる方	災害救助法が適用された市町において、以下の要件を満たす方が対象 (1) 災害により住宅が半壊又は半焼した方 (2) 応急仮設住宅等に入居していない方 (3) 自ら修理する資力のない世帯 ※　大規模半壊以上の世帯については、資力は問わない ※　世帯年収や世帯人員などの条件については、お住まいの市町に確認が必要
お問い合わせ	兵庫県、災害救助法が適用された市町村

制度-３４　宅地防災工事資金融資

支援の種類	融資
支援の内容	1　災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される 2　改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資するもの 融資限度額：1,030 万円又は工事費の 9 割のいずれか低い額 償還期間：15 年以内 ※　金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。
活用できる方	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方を対象とする
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構

制度-３５　地すべり等関連住宅融資

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>
1　地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転及び、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資するもの
2　融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある
<table>
<tr><td>地すべり関連住宅</td><td>地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいう</td></tr>
<tr><td>土砂災害関連住宅</td><td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいう</td></tr>
</table>
3　融資対象となる住宅については､独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
⑴ 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入
<table>
<tr><th rowspan="2">構造等</th><th colspan="2">融資限度額</th><th rowspan="2">返済期間</th></tr>
<tr><th>移転資金、建設資金又は新築購入資金</th><th>土地取得資金</th></tr>
<tr><td>耐火住宅
準耐火住宅
木造住宅（耐久性）</td><td>1,460 万円</td><td rowspan="2">970 万円</td><td>35 年</td></tr>
<tr><td>木造住宅（一般）</td><td>1,400 万円</td><td>25 年</td></tr>
<tr><td>特例加算（一般分）</td><td colspan="2">450 万円</td><td>併せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間</td></tr>
</table>
⑵ 中古住宅の購入
<table>
<tr><th rowspan="2">構造等</th><th colspan="2">融資限度額</th></tr>
<tr><th>リ・ユース</th><th>リ・ユースプラス</th></tr>
<tr><td>耐火住宅</td><td>1,160 万円</td><td>1,460 万円</td></tr>
<tr><td>準耐火住宅</td><td>1,160 万円</td><td>1,460 万円</td></tr>
<tr><td>木造住宅（耐久性）</td><td>1,160 万円</td><td>1,460 万円</td></tr>
<tr><td>木造住宅（一般）</td><td>950 万円</td><td>－</td></tr>
<tr><td>特例加算（一般分）</td><td>450 万円</td><td>450 万円</td></tr>
<tr><td>土地取得費</td><td>970 万円</td><td>970 万円</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>建て方</th><th>種別</th><th>返済期間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一戸建て等</td><td>リ・ユース住宅</td><td>25 年</td></tr>
<tr><td>リ・ユースプラス住宅</td><td>35 年</td></tr>
<tr><td rowspan="2">マンション</td><td>リ・ユースマンション</td><td>25 年</td></tr>
<tr><td>リ・ユースプラスマンション</td><td>35 年</td></tr>
</table>
※　金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認が必要
</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方を対象とする</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構</td></tr>
</table>

制度-３６　天災融資制度

支援の種類	融資
支援の内容	

1　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図るもの

2　天災融資制度の内容は次のとおり（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

融資限度額区分		(1) 又は (2) のうちどちらか低い金額		
		(1) 損失額の％	(2) 万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業	漁具購入資金	80	500	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,500

3　被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

融資限度額区分		(1) 又は (2) のうちどちらか低い金額		
		(1) 損失額の％	(2) 万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業	漁具購入資金	80	500	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,500

4　貸付利率、償還期限は次のとおり

資格者		貸付利率	償還期限
（ア）被害農林漁業者	損失額が30%未満	6.5%以内	3年、4年、5年以内
	損失額が30%以上	5.5%以内	5年、6年以内
（イ）特別被害農林漁業者		3.0%以内	6年以内

<table>
<tr><td>活用できる方</td><td>次の基準に該当すると芦屋市長の認定を受けた方を対象とする
<table>
<tr><td>（ア）被害農林漁業者</td><td>（イ）特別被害農林漁業者</td></tr>
<tr><td>1　農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上でかつ損失額が平均農業収入の 10%以上
2　樹体の損失額が 30%以上</td><td>左のうち損失額が 50%以上</td></tr>
<tr><td>1　林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上
2　林業施設の損失額が 50%以上</td><td>左のうち損失額が 50%以上
左のうち損失額が 70%以上</td></tr>
<tr><td>1　水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上
2　水産施設の損失額が 50%以上</td><td>左のうち損失額が 50%以上
左のうち損失額が 70%以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>芦屋市</td></tr>
</table>

制度−３７　株式会社日本政策金融公庫による資金貸付

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っている
⑴ 農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資するもの
⑵ 農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資するもの
⑶ 農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資するもの
⑷ 林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資するもの
⑸ 漁業基盤整備資金・漁船資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資するもの
2　上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付があるため、各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫に確認が必要</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>農林漁業者</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>株式会社日本政策金融公庫</td></tr>
</table>

制度-３８　災害復旧貸付

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資するもの
2　災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う
3　株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおり
(1) 国民生活事業
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3,000万円</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr>
</table>
(2) 中小企業事業
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>1億5千万円以内</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr>
</table>
(3) 株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>必要に応じ一般貸付枠を超える額</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能）
運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr>
</table>
4　株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なるため、詳しくは各社に確認が必要</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>株式会社日本生活金融公庫、株式会社商工組合中央金庫</td></tr>
</table>

制度-３９　災害復旧高度化資金

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>1　大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が罹災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸し付けるもの
2　支援の内容は、次のとおり
<table>
<tr><td>貸付割合</td><td>90%以内</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr>
</table>
3　資本金や業種等の条件があるため、詳しくは兵庫県に確認が必要</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合を対象とする
(1) 既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合
(2) 施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>兵庫県、独立行政法人中小企業基盤整備機構</td></tr>
</table>

制度-４０　経営安定関連保証

支援の種類	融資（保証）
支援の内容	災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行うもの
活用できる方	中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 4 号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方を対象とする
お問い合わせ	信用保証協会

制度-４１　災害関係保証

支援の種類	融資（保証）
支援の内容	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行うもの
活用できる方	被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)
お問い合わせ	信用保証協会

制度-４２　職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1　職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給するもの 2　事業者は、訓練費として職場適応訓練生 1 人につき 24,000 円/月（重度の障害者 25,000 円/月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960 円/日（重度の障害者 1,000 円/日） 3　訓練期間は、6 か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等 1 年）以内とする。短期の職場適応訓練については、2 週間（重度の障害者に係る訓練 4 週間）以内
活用できる方	職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次の(1)から(5)に該当する事業主に委託して行う ⑴ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること ⑵ 指導員としての適当な従業員がいること ⑶ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ⑷ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ⑸ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

制度-４３　災害公営住宅の整備

制度の内容	1　災害により住宅を失った定額所得者に賃貸するため公営住宅を建設等するための制度 2　災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画の位置付けを必要とせず、補助率の嵩上げ等の対象となる
実施主体	地方公共団体
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-４４　既設公営住宅の復旧

制度の内容	1　災害によって既設公営住宅が被害を受けた場合に復旧するための制度 (1) 公営住宅が滅失した場合の再建 (2) 公営住宅が損傷した場合の補修 (3) 公営住宅等を建設するための宅地の復旧 2　既設公営住宅の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画の位置付けを必要とせず、補助率の嵩上げ等の対象となる
実施主体	地方公共団体
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-４５　市街地再開発事業

制度の内容	1　市街地再開発事業は、中心市街地の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業である。 2　敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられる 3　基本計画や調査設計、土地整備、共同施設整備などが補助対象となっており、補助率は、1/2 又は 1/3
実施主体	個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-４６　都市防災総合推進事業

制度の内容	1　密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図る事業 2　避難地・避難路の整備、耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の防災まちづくり施設の整備などが補助対象 3　激甚災害に指定された市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備までを一体的に補助するメニューもある 4　補助率は、1/2 又は 1/3
実施主体	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-４７　土地区画整理事業

制度の内容	1　用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業 2　調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費、地区外関連工事費などが補助対象であり、補助率は 1/2
実施主体	個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、地方公共団体、 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-４８　街なみ環境整備事業

制度の内容	1　生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業 2　地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象であり、補助率は 1/2 又は 1/3
実施主体	地方公共団体、法定協議会
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-４９　住宅市街地基盤整備事業

制度の内容	1　住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業 2　道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象
実施主体	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-５０　住宅市街地総合整備事業

制度の内容	1　既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業 2　整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象
実施主体	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-５１　住宅地区改良事業

制度の内容	1　不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業 2　不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象
実施主体	地方公共団体

お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-５２　小規模住宅地区等改良事業

制度の内容	1　不良住宅が集合すること等により住環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業 2　不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象
実施主体	地方公共団体
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-５３　優良建築物等整備事業

制度の内容	1　市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業 2　一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象 3　この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」の３つのタイプがある 4　マンション再建に活用できる
実施主体	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-５４　防災集団移転促進事業

制度の内容	1　災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業 2　住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の農地等の買い取り、移転者の住居の移転費用などが補助対象 3　住宅団地について、10 戸以上（移転しようとする住居の数が 20 戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要
実施主体	市町村（特別な場合は都道府県）
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-５５　がけ地近接等危険住宅移転事業

制度の内容	1　がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業 2　補助率は、1/2
実施主体	市町村（原則として）
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-５６　災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

制度の内容	1　市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家 2 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてがけ崩れ防止工事を実施する事業 2　補助率は、1/2
実施主体	市町村
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-５７　わが家の耐震改修促進事業

支援の内容

住宅の耐震改修の計画づくりと耐震改修工事を、これから実施される方に対して、その費用の一部を兵庫県が補助する事業

ア　住宅耐震診断・改修計画策定費補助

対象となる方	兵庫県内に対象となる住宅を所有し、耐震改修工事を意図される方が対象とする。なお、個人、法人の別は問わない。
対象となる住宅	下記の条件を全て満たす住宅で、共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれる。ただし、ツーバイフォー工法、丸太組工法等の住宅は対象外とする。 (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの (2) 現況において、特定行政庁から違反建築物に対する措置が命じられていないもの (3) 改修前の耐震診断の結果、下記の条件を満たすもの (4) 下記以外の耐震診断を採用される場合は、建築住宅課に確認が必要である

区分		耐震基準
木造住宅		総合評価 1.0 未満（※1）
非木造	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（1 次診断）	構造耐震指標（Is）が 0.8 未満（※2）
非木造	上記以外	構造耐震指標（Is）が 0.6 未満（※2）

※1　国土交通省住宅局監修「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に基づく耐震精密診断による総合評点及び国土交通省住宅局監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法による評点。

※2　「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」（平成 7 年 12 月 25 日建設省告示第 2089 号）に基づく耐震診断による構造耐震指標

対象となる費用	安全性を確保するための耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用（工事費用の見積も含む）を対象とする。
補助金額	対象となる費用の 3 分の 2 以内の額を補助する。ただし、戸建住宅の場合は 20 万円、共同住宅の場合は、12 万円に戸数を乗じた額を限度とする。

イ　住宅耐震改修工事費補助

対象となる方	兵庫県内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下（給与収入のみの場合は、給与収入が 14,421,053 円）の県民の方を対象

	とする（法人は対象外）。
対象となる住宅	ア　住宅耐震診断・改修計画策定費補助と同様
対象となる費用	安全性を確保するための耐震改修工事で、下記の工事を対象とする。 (1) 柱、梁、耐力壁及び筋かいの補強 (2) 基礎の補強（地盤改良工事を含む） (3) 軽量化のための屋根のふき替え（下地材を含む） (4) 火打ちや梁や構造用合板で剛性を高める床面の補強 (5) 居室耐震型（シェルター型）工事 (6) 上記①～④の工事に伴う附帯工事
補助金額	戸建住宅の場合は、対象となる費用の 3 分の 1 以内（限度額 80 万円（評点 0.7 未満は 93.3 万円、共同住宅の場合は、対象となる費用の 2 分の 1 以内（限度額 40 万円/戸）とする。 ただし、住宅耐震診断・改修計画策定費補助を受けた場合は、既に受けた住宅耐震診断・改修計画策定費補助金の額を差し引いた額とする。

ウ　住宅耐震改修工事費補助（被災特例分）

対象となる方	平成 25 年４月 13 日に発生した淡路島を震源とする地震により、一部損壊（損害割合 10%以上）以上の被害を受けた戸建住宅を所有する方（特例の適用を受けるためには、市町長が発行した「り災証明書の写し」の提出が必要）
対象となる住宅	ア　住宅耐震診断・改修計画策定費補助と同様
対象となる費用	イ　住宅耐震改修工事費補助と同様
補助金額	補助対象となる費用の２分の１以内 （補助限度額：120 万円（評点 0.7 未満の木造戸建は 140 万円））

エ　簡易な耐震改修定額助成パック

対象となる方	所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が 14,421,053 円以下）
対象となる住宅	昭和 56 年５月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低い（評点 0.7 未満）と診断された木造戸建住宅で兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
対象となる費用	耐震改修の結果、評点が 0.7 以上となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び次の工事（附帯工事を含む）に要する費用（総額が 50 万円以上のものに限る） ア　柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強 イ　屋根の軽量化 ウ　火打ち梁や構造用合板による床面の補強
補助金額	50 万円（定額）

オ　簡易な耐震改修定額助成パック（被災特例分）

対象となる方	平成 25 年４月 13 日に発生した淡路島を震源とする地震により、一部損壊（損害割合 10%以上）以上の被害を受けた木造戸建住宅

	を所有する方（特例の適用を受けるためには、市町長が発行した「り災証明書の写し」の提出が必要）
対象となる住宅	エ　簡易な耐震改修定額助成パックと同様
対象となる費用	耐震改修の結果、評点が 0.7 以上となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び次の工事（附帯工事を含む）に要する費用（総額が 70 万円以上のものに限る） ア　柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強 イ　屋根の軽量化 ウ　火打ち梁や構造用合板による床面の補強
補助金額	70 万円（定額）

実施主体	市町村
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度−５８　住宅耐震改修促進事業

制度の内容	市内に住宅を有する方で、これから耐震改修工事をされる方に対して、県の「わが家の耐震改修促進事業」の補助金額に上乗せする形で、市が工事費の一部を助成。

対象となる方	下記の条件をすべて満たす方 (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅を所有する方 (2) 県の「わが家の耐震改修促進事業」の住宅耐震工事費補助に係る補助金の交付決定を受けられた方
対象となる住宅	耐震診断の結果、耐震基準に満たさなかった住宅（共同住宅及び長屋住宅を含む）
補助金額	対象となる費用の 4 分の 1 以内の額を補助します。ただし、戸建住宅の場合は 30 万円、共同住宅及び長屋住宅の場合は 10 万円に戸数を乗じた額を限度とする。

実施主体	市町村
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度−５９　芦屋市特定建築物耐震化助成事業

<table>
<tr><td>制度の内容</td><td>市内にある特定の施設において耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建物除却を行う場合にその費用の一部を助成する。
<table>
<tr><td>対象となる建築物</td><td>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもので、次のいずれかに該当するもの
⑴ 学校、病院文は福祉施設の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の階数が 3 以上かつ延べ面積 1,000m² 以上のもの。学校（大学・専門学校を除く）、病院、福祉施設のいずれか
⑵ 緊急輸送路沿道建築物
⑶ 津波避難ビル</td></tr>
<tr><td>補助金額</td><td>1　学校、病院又は福祉施設の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の階数が 3 以上かつ延べ面積 1,000m² 以上のもの。学校（大学・専門学校を除く）、病院、福祉施設のいずれか
（耐震診断に係る費用又は 100 万円×棟数のいずれか低いほうの金額）×2/3
2　緊急輸送路沿道建築物
（耐震診断及び耐震改修設計に係る費用又は 300 万円×棟数のいずれか低いほうの金額）×2/3
ただし、延べ面積 3,000m² 未満のものについては次に定める額の 3 分の 2
延べ面積 1,000m² 以内　2,000 円/m²
延べ面積 1,000m²～2,000m²　1,500 円/m²
延べ面積 2,000m² 超　1,000 円/m²
（住宅の耐震改修工事に係る費用又は 6,520 万円×棟数のいずれか低いほうの金額）×2/3
ただし、延べ面積 3,000m² 未満のものについては 32,600 円/m² の 3 分の 2
（住宅以外の耐震改修工事に係る費用又は 9,460 万円×棟数のいずれか低いほうの金額）×2/3
ただし、延べ面積 3,000m² 未満のものについては 47,300 円/m² の 3 分の 2
（建物除却に係る費用又は 4,000 万円×棟数のいずれか低いほうの金額）×2/3
ただし、延べ面積 3,000m² 未満のものについては 20,000 円/m² の 3 分の 2
3　津波避難ビル
（耐震診断に係る費用又は 433 万 3 千円×棟数のいずれか低いほうの金額）×2/3
ただし、延べ面積 5,000m² 未満のものについては次に定める額の 3 分の 2
延べ面積 1,000m² 以内　2,000 円/m²
延べ面積 1,000m²～2,000m²　1,500 円/m²
延べ面積 2,000m² 超　1,000 円/m²</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

実 施 主 体	市町村
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-６０　簡易耐震診断推進事業

制度の内容	市は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、市が簡易耐震診断員を派遣して調査・診断を行い、その結果を住宅所有者に報告するもので、市民の住宅耐震対策の支援を行う。 対象となる住宅：市内にある住宅で、昭和 56 年 5 月以前に着工したもの ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの ※1　店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半が住宅として使用されている場合に限る ※2　ツーバイフォー住宅や丸太組工法の住宅は、対象外とする ※3　平成 12～14 年度実施の「わが家の耐震診断推進事業」の耐震診断を受けた住宅は、対象外とする 診断手数料：診断費の 1 割を個人負担とする。
実 施 主 体	市町村
お問い合わせ	兵庫県、芦屋市

制度-６１　その他兵庫県の補助

・多数の者が利用する施設の耐震化（耐震診断助成）

対象建築物	負担割合	補助対象限度額
昭和 56 年 5 月以前着工の民間建築物のうち、3 階以上かつ 1,000 ㎡以上の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設の耐震診断	国 1/3、県 1/6、市町 1/6、事業者 1/3	1,540 千円／棟

・私立学校の耐震化

対象	補助率		補助限度額	
	Is 値 0.3 未満	Is 値 0.3 以上	小・中・高等学校	幼稚園
昭和 56 年 5 月以前に建築された教育施設	国 1/2、県 1/6、学校法人 1/3	国 1/3、県 1/6、学校法人 1/2	400 万円以上 2 億円以下	400 万円以上 1 億円以下

・医療施設の耐震化

地域医療再生・医療施設耐震化支援基金等を活用し、2 次救急医療機関等の耐震化を支援することとする。

・福祉施設等の耐震化

対象施設	負担割合
障害者（児）福祉施設等	社会福祉施設等防災整備基金 1/2
障害福祉サービス事業所等	国 1/2、県・政令市・中核市 1/4、事業者 1/4

・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

対象		負担割合	補助対象限度額
緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、高さが前面道路の概ね1/2を超えるもの	耐震診断 補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、 事業者1/3	4,630千円/棟
	耐震改修	〃	146,000千円/棟
	建物除去	〃	61,800千円/棟

・津波避難ビルの耐震化

対象	負担割合	補助対象限度額
大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断	国1/3、県1/6、市町1/6、 事業者1/3	6,690千円／棟

6 協定等一覧

■協定の資料

１．番号の付け方

各部及び各班で利用する資料が分かるよう、下記の規定で番号を付ける。

部 班 連番
↓ ↓ ↓
協定　Ａ １－１

Ａ：統括部	１.本部班 ２.情報分析班 ３.情報記録班 ４.広報・渉外班 ５.財政班 ６.電話応対班 ７.庶務班 ８.受援班	Ｅ：建設部	１.建設総務班 ２.応急仮設住宅班 ３.倒壊家屋解体撤去班 ４.施設管理班 ５.現地情報班
Ｂ：支援対策部	１.ボランティア･生活相談班 ２.物資調達班 ３.衛生班 ４.災害廃棄物処理班 ５.遺体安置班	Ｆ：上下水道部	１.水道班 ２.下水道班 ３.下水処理場班
Ｃ：避難対策部	１.援護班 ２.医療班	Ｇ：消防部	１.指揮本部班・警防班・救急班・救助班
Ｄ： 避難所管理部	１.学校管理班・ 避難所管理班	Ｈ：市民病院	１.総務班 ２.警備班 ３.救護班 ４.医療班 ５.救急班 ６.医療機器班 ７.薬剤班 ８.市役所派遣班

２．資料の収録先

各資料は、本資料編の他、初動活動マニュアル及び各班行動マニュアルに収録する。

締結協定一覧

番　号		名　　称	締結先	協定の概要
行政	協 定－行-1	国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所が整備する光ファイバによる情報共有化に関する協定	国土交通省 近畿地方整備局 六甲砂防事務所	河川・砂防情報等に関する防災情報を共有し、異常気象及び土砂災害発生時における六甲山系の状況把握や被災箇所復旧の敏速化を図るもの。
	協 定－行-2	防災備蓄食料の提供に関する協定	社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会	消費期限に伴う不要となる食料の提供を行うもの。
ライフライン	協 定－ラ-1	ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ	大阪瓦斯(株)阪神支社	ガス漏れ及び爆発事故等の災害防止と被害軽減を図るもの。
	協 定－ラ-2	ガス漏れ事故等による災害防止対策に関する申合せ	大阪瓦斯(株)阪神支社・関西電力西宮営業所	ガス漏れ事故等の拡大防止に関するもの。
民間等	協 定－民-1	お天気カメラシステムに関する覚書	阪神ケーブルエンジニアリング株式会社	鉄道施設のお天気カメラシステム整備に関するもの。
協定 A1-1		災害時における相互応援協定	神戸市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町、明石市	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 A1-2		災害時における相互応援協定に関する実施細目		「災害時における相互応援協定」の実施に関するもの。
協定 A1-3		地震等災害時の相互応援に関する協定	別府市、伊東市、熱海市、奈良市、松江市、松山市、軽井沢町、日光市、鳥羽市	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 A1-4		災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 A1-5		災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目		「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」の実施に関するもの。
協定 A1-6		兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県、県下各市町	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 A1-7		兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領		「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」の実施に関するもの。
協定 A1-8		災害時における相互応援に関する協定書	国立市	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 A1-9		災害時等の応援に関する申合せ	国土交通省 近畿地方整備局	災害時等において、緊急的な応援の実施に関するもの。
協定 A1-10		芦屋市・石巻市災害時相互応援協定書	石巻市	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 A1-11		兵庫県芦屋市・福岡県大野城市　災害時相互応援協定	大野城市	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。

番　号	名　　称	締結先	協定の概要
協定 A1-12	瀬戸内・海の路ﾈｯﾄﾜｰｸ災害時相互応援に関する協定	大阪府下 6 市、兵庫県 8 市町、和歌山県 4 市町、岡山県 5 市、広島県 12 市町、山口県 11 市町、徳島県 2 市町、香川県 12 市町、愛媛県 14 市町、大分県 4 市村	主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、応急及び復旧対策を円滑に遂行するもの。
協定 A1-13	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	兵庫県石油商業組合第一協議会	石油類燃料の供給等の協力に関するもの。
協定 A1-14	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等に供給等に関するもの
協定 A4-1	災害に係る情報発信などに関する協定書	LINE ヤフー（株）	必要な情報を迅速に提供及び公開し、行政機能の低下を軽減するもの。
協定 A4-2	災害情報等に関する放送の実施に関する協定	さくら FM（株）	災害情報等に関する放送実施に関するもの。
協定 A4-3	災害時（等）の緊急放送の実施に関する協定書	株式会社ジェイコムウエスト	災害時の適切な情報提供のため、緊急放送を要請し、災害緊急放送を実施するもの
協定 B1-1	芦屋市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置等の実施に関するもの。
協定 B1-2	災害時等におけるボランティアに関する協定書	芦屋ライオンズクラブ 芦屋東ライオンズクラブ 芦屋ハーモニーライオンズクラブ	災害時等におけるボランティア活動の協力に関するもの
協定 B1-3	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書	兵庫県行政書士会	被災者支援相談窓口業務等に関するもの。
協定 B1-4	災害時等における法律相談等に関する協定書	兵庫県弁護士会	災害時における法律相談等の協力に関するもの。
協定 B2-1	災害救助に必要な生活物資の調達に関する協定書	生活協同組合コープこうべ	物資の供給に関するもの。
協定 B2-2	災害時の輸送業務についての協定書	(株)ヤッホ	輸送業務の協力に関するもの。
協定 B2-3	災害救助に必要な給食の調達に関する協定書	生活協同組合コープこうべ	給食の供給に関すること。
協定 B2-4	災害時における応急対策業務に関する協定書	芦屋建設業組合	災害応急対策業務の応援に関するもの。
協定 B2-5	災害時における応急対策業務に関する協定書	芦屋土木まちづくり共同組合 濾風会	災害応急対策業務の応援に関するもの。
協定 B2-6	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	コカ・コーラ　ボトラーズジャパン(株)	飲料の提供に関するもの。
協定 B2-7	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	物資の供給に関するもの。
協定 B2-8	災害時における物資供給に関する協定書	セッツカートン（株）	物資（段ボール製品）の供給に関するもの。

番　号	名　　称	締結先	協定の概要
協定 B2-9	災害時における飲料水の提供に関する協定書	（株）伊藤園	飲料の提供に関するもの。
協定 B2-10	災害時における物資の供給に関する協定書	（株）ダイエー	物資の供給に関するもの。
協定 B2-11	災害時における土地利用の協力に関する協定書	芦有ドライブウェイ（株）	土地の物資集積所としての使用及びその他の災害対応等に関するもの。
協定 B2-12	災害時における施設及び救援物資集積所の利用に関する協定書	リゾートトラスト（株）	救援物資集積所及び救援物資運搬車両通行車道の利用に関するもの。
協定 B2-13	災害時等における避難所での資機材等の供給に関する協定書	（株）タカオカ	物資（段ボール製品）の供給に関するもの。
協定 B2-14	災害時における物資輸送等に関する協定書	ヤマト運輸（株）阪神主管支店	物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関するもの。
協定 B2-15	災害時等における毛布の供給に関する協定書	足立織物（株）	物資（毛布）の供給に関するもの。
協定 B2-16	災害時等における物資供給に関する協定書	KLASS 株式会社 （旧：極東産機株式会社）	物資（畳）の供給に関するもの。
協定 B2-17	災害時等における物資供給に関する協定書	コーナン商事（株）	物資の供給に関するもの。
協定 B2-18	災害時等におけるレンタル資機材の提供に関する協定	西尾レントオール株式会社	資機材のレンタルに関するもの
協定 B2-19	災害時における救援物資の輸送等に関する協定書	福山通運株式会社	救援物資の輸送等に関するもの
協定 B2-20	災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定	一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会神戸支部	ＬＰガス及び燃焼機器等の機材の共有
協定 B4-1	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定書	兵庫県、県下各市町、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、中播衛生施設事務組合	相互に応援し、災害廃棄物の処理活動を行うもの。
協定 B4-2	災害時等における廃棄物処理の応援に関する協定書	兵庫県環境事業商工組合	災害廃棄物処理の応援に関するもの
協定 C1-1	災害時における芦屋市と郵便局の相互協力に関する協定	芦屋郵便局、摂陽西特定郵便局長業務推進連絡会芦屋部会	被災者の情報提供等に関するもの。
協定 C1-2	災害時等における協力に関する協定書	特定非営利活動法人 芦屋市障がい児・者福祉会	福祉避難所の運営及び要配慮者への総合的な支援活動に関するもの。
協定 C1-3	災害時等における要配慮者の輸送協力に関する協定	にこにこ介護岸田、 ゆりかご介護サービス	福祉避難所等までの移送協力に関するもの。
協定 C2-1	災害時等における医薬品等の供給に関する協定書	芦屋市薬剤師会	災害時等における医療救護活動に必要な薬剤、医薬用器具の供給

番　号	名　　称	締結先	協定の概要
協定 C2-2	災害時等における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な災害用医薬品等の供給に関する協定書	グリーンホスピタルサプライ（株）、（株）メディセオ	災害時等における医療救護活動に必要な薬剤、医薬用器具の供給
協定 E5-1	災害時等における無人航空機による協力に関する協定書	（株）GEO ソリューションズ、（一社）地域再生・防災ドローン利活用推進協会及び（一社）ドローン撮影クリエーターズ協会、（有）エミヤデンキ	災害時等において、無人航空機を活用し、被災状況等の情報収集を行うもの。
協定 E5-2	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電（株）	災害時等における道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等に関するもの。
協定 F1-1	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	県下各市町	水道災害に対し、相互に応援活動を行うもの。
協定 G1-1-1	神戸市・芦屋市消防相互応援協定書	神戸市	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 G1-1-2	神戸市・芦屋市消防相互応援覚書		相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 G1-2	阪神高速道路における消防及び救急等の業務に関する協定書	阪神高速道路(株)	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 G1-3	兵庫県道高速神戸西宮線及び高速大阪西宮線上並びに兵庫県道高速湾岸線上の消防相互応援に関する覚書	西宮市	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 G1-4-1	兵庫県広域消防相互応援協定	県下各消防本部	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 G1-4-2	兵庫県広域消防相互応援覚書		相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 G1-5	消防相互応援に関する覚書	尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	相互に応援し、応急対策活動を行うもの。
協定 G1-6	災害時における消防用水等の供給支援協力に関する協定	大阪広域生コンクリート協同組合	消防用水等の供給に関するもの。
協定 G1-7	災害救助犬の出動に関する協定書	特定非営利活動法人 日本レスキュー協会	災害救助犬の出動に関するもの。
協定 H1-1	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	神戸市、兵庫県、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神崎町、たつの市、宍粟郡病院、公立豊岡病院、香住町、新温泉町、公立八鹿病院	災害時の医療活動について、会員病院間で相互応援を行うもの。
協定 H1-2	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目		「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」の実施に関するもの。

7 基準一覧

基準 A1-1　本部体制表 326
基準 A1-2　災害救助法(適用範囲) 328
基準 E2-1　入居基準 329
基準 E2-2　応急仮設住宅建設用地の優先順位 329
基準 E2-3　入居選考 329
基準 E5-1　被害認定統一基準 330

■協定の資料

１．番号の付け方

災害応急対策時に、各部及び各班で利用する資料が分かるよう、下記の規定で番号を付ける。

部　班　連番
↓　↓　↓
基準　Ａ１－１

Ａ：統括部	１.本部班 ２.情報分析班 ３.情報記録班 ４.広報・渉外班 ５.財政班 ６.電話応対班 ７.庶務班 ８.受援班	Ｅ：建設部	１.建設総務班 ２.応急仮設住宅班 ３.倒壊家屋解体撤去班 ４.施設管理班 ５.現地情報班
Ｂ：支援対策部	１.ボランティア・生活相談班 ２.物資調達班 ３.衛生班 ４.災害廃棄物処理班 ５.遺体安置班	Ｆ：上下水道部	１.水道班 ２.下水道班 ３.下水処理場班
Ｃ：避難対策部	１.援護班 ２.医療班	Ｇ：消防部	１.指揮本部班・警防班・救急班・救助班
Ｄ： 避難所管理部	１.学校管理班・ 避難所管理班	Ｈ：市民病院	１.総務班 ２.警備班 ３.救護班 ４.医療班 ５.救急班 ６.医療機器班 ７.薬剤班 ８.市役所派遣班

２．資料の収録先

各資料は、本資料編の他、初動活動マニュアル及び各班行動マニュアルに収録する。

基準一覧

番　号	名　　称	収録先
基準 A1-1	本部体制表	統括部：本部班
基準 A1-2	災害救助法（適用範囲）	統括部：本部班
基準 E2-1	入居基準	建設部：応急仮設住宅班
基準 E2-2	応急仮設住宅建設用地の優先順位	建設部：応急仮設住宅班
基準 E2-3	入居選考	建設部：応急仮設住宅班
基準 E5-1	被害認定統一基準	建設部：現地情報班

基準 A1-1

本部体制表

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>連絡員待機</th><th>災害対応室</th></tr>
<tr><td colspan="3">防　災　指　令</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">配　備　体　制</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配備対象職員</td><td colspan="2">地　震</td><td rowspan="2">防災安全課長が必要と認めた少数の職員</td><td rowspan="2">統括部長、建設部長、上下水道部長及び消防部長並びに当該各部長が必要と認めた職員</td></tr>
<tr><td colspan="2">風　水　害　等</td></tr>
<tr><td rowspan="12">設置基準</td><td rowspan="4">地震</td><td>震　度</td><td>3</td><td>－</td></tr>
<tr><td>長周期地震動階級</td><td>3</td><td></td></tr>
<tr><td>津波注意報・警報</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>協定市において、地震による甚大な災害が発生し、情報収集の必要があるとき</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</td></tr>
<tr><td rowspan="7">風水害</td><td>(県)水防指令</td><td>水防指令第 1 号が発令</td><td>水防指令第 2 号が発令</td></tr>
<tr><td>警　報
台風情報</td><td>芦屋市に暴風・波浪・大雨・洪水・高潮のいずれかの警報の発表が予想されるとき</td><td>芦屋市に暴風・波浪・大雨・洪水・高潮のいずれかの警報が発表されかつ、時間雨量 15mm 及び累積雨量 70mm を超えた場合</td></tr>
<tr><td>集中豪雨</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>河川水位
（芦屋川）</td><td>水防団待機水位（0.8m）に達し、さらに上昇の恐れのあるとき</td><td>－</td></tr>
<tr><td>潮　位</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>協定市で、風水害による甚大な災害が発生し、情報収集の必要のあるとき</td><td>風水害等により災害発生のおそれのあるとき
災害が発生したときに防災指令の発令を進言するとき</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模事故等</td><td>事故等の影響で、災害の発生のおそれがあるとき</td><td>事故等により災害発生のおそれのあるとき
防災指令の発令を進言するとき</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>災害警戒本部</th><th colspan="2">災害対策本部</th></tr>
<tr><td></td><td>第 1 号防災指令</td><td>第 2 号防災指令</td><td>第 3 号防災指令</td></tr>
<tr><td></td><td>第 1 号配備体制</td><td>第 2 号配備体制</td><td>第 3 号配備体制</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>課長級以上の職員、第 1 初動及び消防部の該当職員</td><td>第 2 初動要員以内の全職員及び消防部の全職員</td><td rowspan="2">全職員</td></tr>
<tr><td>本部長が必要と認めた少数の職員</td><td>本部長が必要と認めた半数の職員</td></tr>
<tr><td></td><td>4 又は 5 弱</td><td>5 強</td><td>6 弱以上</td></tr>
<tr><td></td><td>4</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>津波注意報</td><td>津波警報</td><td>大津波警報</td></tr>
<tr><td></td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td><td colspan="2">南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、市域に相当な影響が予想されるとき</td></tr>
<tr><td></td><td>水防指令第 3 号が発令</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>土砂災害警戒情報が発表又は各種警報及び台風情報により、市域に影響が予想されるとき</td><td colspan="2">特別警報及び各種警報・台風情報により、市域に甚大な影響が予想されるとき</td></tr>
<tr><td></td><td>集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき</td><td>集中豪雨等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し又は予測され、更に被害の拡大が予想されるとき</td><td>集中豪雨等により、市内広域にわたる大規模な災害が発生し又は予測され、更に被害の拡大が予想されるとき</td></tr>
<tr><td></td><td>氾濫注意水位（1.1m）に達し、更に上昇の恐れのあるとき</td><td>避難判断水位（1.4m）に達し、更に上昇の恐れのあるとき</td><td>氾濫危険水位（1.7m）に達し、更に上昇の恐れのあるとき</td></tr>
<tr><td></td><td>T.P+2.2m に達し、更に上昇のおそれがあるとき</td><td>異常潮位あるいは高潮により、局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき</td><td>異常潮位あるいは高潮により、市内全域にわたる災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき</td></tr>
<tr><td></td><td>市長が災害警戒本部を設置する必要があると認めた場合</td><td colspan="2">市長が災害対策本部を設置する必要があると認めた場合</td></tr>
<tr><td></td><td>事故等により小規模かつ局地的な災害が発生したとき及び市長が必要と認めた場合</td><td colspan="2">事故等により、市内全域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき及び市長が必要と認めた場合</td></tr>
</table>

基準 A1-2

災害救助法（適用範囲）

適用基準		基準世帯数
（1）	家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という）の数が、右の基準世帯数以上に達するとき	80 世帯
（2）	被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の被害世帯の数が 2,500 以上に達する場合において、右の基準世帯数以上に達するとき	40 世帯
（3）	被害が全県にわたり、かつ、県内の被害世帯の数が 12,000 以上に達する場合において市町村の被害世帯の数が前 2 号に規定する数に達しないが、市町村の被害の状況が特に救助を要する状態にあるとき	－
（4）	被害世帯が（1）（2）（3）に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認められた場合	－

※１　本市の人口
災害救助法の適用基準の根拠となる本市の人口は、令和２年国勢調査により、93,922 人とする。（「50,000 人以上 100,000 人未満」の区分の基準となる。）

※２　被害世帯数の算定基準
基準世帯数の算定に当たっては、次の被害の区分に応じ、それぞれに定める世帯数をもって 1 被害世帯と見なす。

世帯の被害の程度		「1 被害世帯」と見なす世帯数
（1）	全壊、全焼、流失した世帯	1 世帯
（2）	半壊、半焼する等著しく損傷した世帯	2 世帯
（3）	床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	3 世帯

基準 E2-1

入居基準

項　　目	基　準　等
住家が全焼全壊又は流失した者	通常は非住宅として取扱われる土蔵又は小屋であっても事実上そこに住家として使用していた場合はこれを住家に含める。
居住する家がない場合	住家が全焼全壊又は流失しても、離れ家が残り居住に何等差し支えない者は除く。
自らの資力をもってしても住宅を確保する事ができない者	災害前の住宅を復旧できない者で、仮小屋程度のものも確保することのできない者。 相当額の預金又は不動産がある者、親戚、知人等から一時的に借金をし、それを返済していけば住宅の再建ができるような者は除く。具体的には、以下のとおり。 ①生活保護法の被保護者並びに要保護者 ②特定の資産のない失業者、母子世帯 ③特定の資産のない勤労者、小企業者 ※阪神・淡路大震災においては、住家の被害が全市街地にわたって甚大であったため、経済的理由は適用しにくく、全半壊と判定された住家の居住者は全て対象とされた。

基準 E2-2

応急仮設住宅建設用地の優先順位

応急仮設住宅建設用地の優先順位	
（1）	当面利用目的が決まっていない公共用地
（2）	都市公園（テニスコート、野球場等含む）
（3）	民間の遊休地

基準 E2-3

入居選考

入　居　選　考	
（1）	自らの資力では、住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。
（2）	十分な調査を基とし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、罹災者の生活条件を調査の上決定する。
（3）	抽選等の方法により決定することのないよう注意する。 ①老人世帯 ②障がい者世帯 ③母子世帯 ④多子世帯 ⑤乳幼児・妊産婦世帯 ※阪神・淡路大震災においては、入居の順序を、次にあげる社会的弱者、また避難所に収容されている者を優先し、抽選で決定した。

基準 E5-1

被害認定統一基準

（昭和 43 年 6 月 14 日付け結審第 115 号、内閣総理大臣官房審議室長通知）

被害種類	認　定　基　準
全壊・全焼 （全流失）	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
半壊 （半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。

8 様式一覧

様式-1　避難指示書 338
様式-2　生活必需品等物資給与及び受領書 339
様式-3　救助の実施記録日計票 341
様式-4　罹災台帳 342
様式-5-1　罹災証明書 344
様式 A1-1　「防災情報」災害時における報道要請について（依頼） 345
様式 A1-2　対策本部　命令書 346
様式 A1-3　発信用紙 347
様式 A1-4　受信用紙〔行政機関〕 348
様式 A1-5　「災害時における報道要請について」（依頼） 349
様式 A1-6　放送要請書 350
様式 A1-7　本部会議議事録 351
様式 A1-8　各災害対策部における対応内容 352
様式 A1-9　各市町の状況 353
様式 A1-10　災害派遣要請書 354
様式 A1-11　自衛隊の災害派遣要請協議について 355
様式 A1-12　自衛隊の災害派遣要請について（陸上自衛隊） 356
様式 A1-13　自衛隊の災害派遣要請について（兵庫県知事） 357
様式 A1-14　地震災害等災害時の応援依頼について 358
様式 A1-15　被害状況等報告 359
様式 A3-1　被害概況把握表 361
様式 A3-2　対策実施状況 363
様式 A3-3　応対記録一覧 364
様式 A3-4　被害総括表 365
様式 A3-5-1　被害総括表（内訳①人的被害） 366
様式 A3-5-2　被害総括表（内訳②③建物被害（住家及び非住家の部）） 367
様式 A3-5-3　被害総括表（内訳④建物被害（公共建物の部）） 368
様式 A3-5-4　被害総括表（内訳⑤公共土木施設被害） 369
様式 A3-5-5　被害総括表（内訳⑥耕地被害） 370
様式 A3-5-6　被害総括表（内訳⑦農林水産施設被害） 371
様式 A3-5-7　被害総括表（内訳⑧宅地、山、崖の被害） 372
様式 A3-5-8　被害総括表（内訳⑨その他の被害 1） 373

様式 A3-5-9　被害総括表（内訳⑩その他の被害 2）..... 374
様式 A3-6　指定避難所一覧表..... 375
様式 A-1　人員要請書..... 377
様式 A-2　物資要請書..... 378
様式 A-3　従事者名簿..... 379
様式 A5-1　受領書 380
様式 A5-2　災害見舞来訪者等　受付表 381
様式 A6-1　受信用紙 〔市民〕..... 382
様式 B5-1　遺体連名簿..... 383
様式 B5-2　遺体氏名札..... 384
様式 B5-3　遺体処理台帳 385
様式 B5-4　遺体送付票..... 386
様式 B5-5　遺体・遺骨・遺留品処理票 387
様式 B5-6　埋火葬台帳..... 388
様式 D1-1　避難所収容状況調書..... 389
様式 D1-2　避難収容世帯票 391
様式 D1-3　避難所日誌..... 393
様式 D1-4　避難収容台帳 395
様式 D1-5　避難所食糧品受払簿..... 397
様式 D1-6　避難所物品受払簿..... 399
様式 D1-7　伝言板（メモ）..... 401
様式 D1-8　在宅被災者名簿 402
様式 E5-1　被害状況調査票兼報告書 403
様式 E5-2　車両舟艇調達請求書..... 404
様式 E5-3-1　住家被害認定調査票 〔地震：木造・プレハブ〕 405
様式 E5-3-2　住家被害認定調査票 〔地震：木造・プレハブ（第2次）〕..... 407
様式 E5-4-1　住家被害認定調査票 〔地震：非木造〕 410
様式 E5-4-2　住家被害認定調査票 〔地震：非木造（第2次）〕..... 411
様式 E5-5-1　住家被害認定調査票 〔水害：木造・プレハブ（外力による一定以上の損傷あり）〕..... 413
様式 E5-5-2　住家被害認定調査票 〔水害：木造・プレハブ〕 414
様式 E5-5-3　住家被害認定調査票 〔水害：木造・プレハブ（外力による一定以上の損傷なし）〕 .. 416
様式 E5-5-4　住家被害認定調査票 〔水害：木造・プレハブ（第2次）〕 417
様式 E5-6-1　住家被害認定調査票 〔水害：非木造〕 423
様式 E5-7-1　住家被害認定調査票 〔風害：木造・プレハブ〕 425
様式 E5-8-1　住家被害認定調査票 〔風害：非木造〕 428
様式 E5-9-1　住家被害認定調査票 〔液状化：木造・プレハブ〕..... 430

様式 E5-9-2　住家被害認定調査票〔液状化:木造・プレハブ(第2次)〕.....431
様式 E5-10-1　住家被害認定調査票〔液状化:非木造〕.....432
様式 E5-10-2　住家被害認定調査票〔液状化:非木造(第2次)〕.....433
様式 E5-11　被災建築物応急危険度判定(第 1 報).....434
様式 E5-12　被災建築物応急危険度判定(第 2 報).....435
様式 E5-13　県への資機材の応援要請書.....436
様式 E5-14　県への危険度判定士の応援要請書.....438
様式 G1-1　災害報告書.....440
様式 G1-2　備忘.....441

■様式の資料

１．番号の付け方

災害応急対策時に、各部及び各班で利用する資料が分かるよう、下記の規定で番号を付ける。

部　班　連番
↓　↓　↓
様式　Ａ　１－１

Ａ：統括部	１.本部班 ２.情報分析班 ３.情報記録班 ４.広報・渉外班 ５.財政班 ６.電話応対班 ７.庶務班 ８.受援班	Ｅ：建設部	１.建設総務班 ２.応急仮設住宅班 ３.倒壊家屋解体撤去班 ４.施設管理班 ５.現地情報班
Ｂ：支援対策部	１.ボランティア・生活相談班 ２.物資調達班 ３.衛生班 ４.災害廃棄物処理班 ５.遺体安置班	Ｆ：上下水道部	１.水道班 ２.下水道班 ３.下水処理場班
Ｃ：避難対策部	１.援護班 ２.医療班 ３.支援・救助班	Ｇ：消防部	１.指揮本部班・警防班・救急班・救助班
Ｄ： 避難所管理部	１.学校管理班・ 避難所管理班	Ｈ：市民病院	１.総務班 ２.警備班 ３.救護班 ４.医療班 ５.救急班 ６.医療機器班 ７.薬剤班 ８.市役所派遣班

２．資料の収録先

各資料は、本資料編の他、初動活動マニュアル及び各班行動マニュアルに収録する。

様式一覧

番号	名　　称	収録先
様式-1	避難指示書	資料編
様式-2	生活必需品等物資給与及び受領書	資料編
様式-3	救助の実施記録日計票	資料編
様式-4	罹災台帳	資料編
様式-5-1	罹災証明書	資料編
様式-5-2	罹災証明書	資料編
様式 A1-1	「防災情報」災害時における報道要請について（依頼）	統括部：本部班、広報・渉外班
様式 A1-2	対策本部　命令書	統括部：本部班
様式 A1-3	発信用紙	統括部：本部班
様式 A1-4	受信用紙　〔行政機関〕	統括部：本部班
様式 A1-5	「災害時における報道要請について」（依頼）	統括部：本部班、広報・渉外班
様式 A1-6	放送要請書	統括部：本部班、広報・渉外班
様式 A1-7	本部会議議事録	統括部：本部班
様式 A1-8	各部における対応内容	統括部：本部班
様式 A1-9	各市の状況	統括部：本部班
様式 A1-10	災害派遣要請書	統括部：本部班
様式 A1-11	自衛隊の災害派遣要請協議について	統括部：本部班
様式 A1-12	自衛隊の災害派遣要請について（陸上自衛隊）	統括部：本部班
様式 A1-13	自衛隊の災害派遣要請について（兵庫県知事）	統括部：本部班
様式 A1-14	地震災害等災害時の応援依頼について	統括部：本部班
様式 A1-15	被害状況等報告	統括部：本部班 情報記録班
様式 A3-1	被害概況把握表	統括部：情報記録班
様式 A3-2	対策実施状況	統括部：情報記録班
様式 A3-3	応対記録一覧	統括部：情報記録班
様式 A3-4	被害総括表	統括部：情報記録班
様式 A3-5-1	被害総括表（内訳①人的被害）	統括部：情報記録班
様式 A3-5-2	被害総括表（内訳②③建物被害（住家及び非住家の部））	統括部：情報記録班
様式 A3-5-3	被害総括表（内訳④建物被害（公共建物の部））	統括部：情報記録班
様式 A3-5-4	被害総括表（内訳⑤公共土木施設被害）	統括部：情報記録班
様式 A3-5-5	被害総括表（内訳⑥耕地被害）	統括部：情報記録班
様式 A3-5-6	被害総括表（内訳⑦農林水産施設被害）	統括部：情報記録班
様式 A3-5-7	被害総括表（内訳⑧宅地、山、崖の被害）	統括部：情報記録班

番号	名　　称	収録先
様式 A3-5-8	被害総括表（内訳⑨その他の被害 1）	統括部：情報記録班
様式 A3-5-9	被害総括表（内訳⑩その他の被害 2）	統括部：情報記録班
様式 A3-6	避難所一覧表	統括部：情報記録班
様式 A-1	人員要請書	※統括部：本部班、情報分析班、情報記録班を除くすべての班
様式 A-2	物資要請書	〃
様式 A-3	従事者名簿	〃
様式 A5-1	受領書	統括部：広報・渉外班
様式 A5-2	災害見舞来訪者等　受付表	統括部：広報・渉外班
様式 A6-1	受信用紙　〔市民〕	支援対策部：ボランティア・生活相談班 統括部：電話応対班
様式 B5-1	遺体連名簿	支援対策部：遺体安置班
様式 B5-2	遺体氏名札	支援対策部：遺体安置班
様式 B5-3	遺体処理台帳	支援対策部：遺体安置班
様式 B5-4	遺体送付票	支援対策部：遺体安置班
様式 B5-5	遺体・遺骨・遺留品処理票	支援対策部：遺体安置班
様式 B5-6	埋火葬台帳	支援対策部：遺体安置班
様式 D1-1	避難所収容状況調書	避難所管理部：学校管理班・避難所管理班
様式 D1-2	避難収容世帯票	〃
様式 D1-3	避難所日誌	〃
様式 D1-4	避難収容台帳	〃
様式 D1-5	避難所食糧品受払簿	〃
様式 D1-6	避難所物品受払簿	〃
様式 D1-7	伝言板（メモ）	〃
様式 D1-8	在宅被災者名簿	避難所管理部：学校管理班・避難所管理班 避難対策部：援護班
様式 E5-1	被害状況調査票兼報告書	建設部：現地情報班
様式 E5-2	車両舟艇調達請求書	建設部：現地情報班
様式 E5-3-1	住家被害認定調査票　〔地震：木造･プレハブ〕	建設部：現地情報班
様式 E5-3-2	住家被害認定調査票　〔地震：木造･プレハブ（第２次）〕	建設部：現地情報班
様式 E5-4-1	住家被害認定調査表　〔地震：非木造〕	建設部：現地情報班
様式 E5-4-2	住家被害認定調査票　〔地震：非木造（第２次）〕	建設部：現地情報班
様式 E5-5-1	住家被害認定調査票　〔水害：木造・プレハブ（外力による一定以上の損傷あり）〕	建設部：現地情報班
様式 E5-5-2	住家被害認定調査票　〔水害：木造・プレハブ〕	建設部：現地情報班

番号	名　　称	収録先
様式 E5-5-3	住家被害認定調査票　〔水害：木造・プレハブ（外力による一定以上の損傷なし）〕	建設部：現地情報班
様式 E5-5-4	住家被害認定調査票　〔水害：木造・プレハブ（第２次）〕	建設部：現地情報班
様式 E5-6-1	住家被害認定調査票　〔水害：非木造〕	建設部：現地情報班
様式 E5-7-1	住家被害認定調査票　〔風害：木造・プレハブ〕	建設部：現地情報班
様式 E5-8-1	住家被害認定調査票　〔風害：非木造〕	建設部：現地情報班
様式 E5-9-1	住家被害認定調査票　〔液状化：木造・プレハブ〕	建設部：現地情報班
様式 E5-9-2	住家被害認定調査票　〔液状化：木造・プレハブ（第２次）〕	建設部：現地情報班
様式 E5-10-1	住家被害認定調査票　〔液状化：非木造〕	建設部：現地情報班
様式 E5-10-2	住家被害認定調査票　〔液状化：非木造（第２次）〕	建設部：現地情報班
様式 E5-11	被災建築物応急危険度判定（第１報）	建設部：現地情報班
様式 E5-12	被災建築物応急危険度判定（第２報）	建設部：現地情報班
様式 E5-13	県への資機材の応援要請書	建設部：現地情報班
様式 E5-14	県への危険度判定士の応援要請書	建設部：現地情報班
様式 G1-1	災害報告書	消防部：指揮本部班 警防班 救急班 救助班
様式 G1-2	備忘	〃

様式-1

避難指示書

[redacted]

〔1．本部→2．避難所管理部〕

発　令　者	芦　屋　市　長
発令日時	年　月　日　時　分
発令番号	第　報

指示内容※	□高齢者等避難　□避難指示　□緊急安全確保			
避難開始日時	年　月　日　時　分			
発令の理由				
避難誘導者	□市職員（　部　課）　□消防団　□自主防災組織			
対象地域（危険地域）	1	2	3	4
避難場所				
避難経路（避難勧告等）				
避難者数　世帯数				
避難者数　人員				
問い合わせ先				
その他事項	(携行品，その他の注意事項等)			

※高齢者等避難:「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点に発令され、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、その他の人々に避難準備を求めるもの
※避難指示:被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるもの
※緊急安全確保：既に災害が発生している又は切迫している状況で、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合に屋内での待機等の緊急安全確保措置を指示するもの
注1:避難指示が解除されるまで、帰宅させないこと
注2:津波注意報・警報による避難の場合、第1波より第2波、第3波の方が大きいことがあるので、注意が必要である

様式-2

生活必需品等物資給与及び受領書

生活必需品等物資給与及び受領書

避　難　所　名	

住宅被害程度区分		給与の基準となった世帯構成員数	人	災害発生時 世帯構成員　人 うち死亡者数　人

災害救助用物資として，下記内訳のとおり受領しました。

年　　月　　日

住　所

世帯主　　印

受領年月日	品　名	数量	単位	備考
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	

生活必需品等物資給与及び受領書

避　難　所　名	

住宅被害程度区分		給与の基準となった世帯構成員数	人	災害発生時 世帯構成員　人 うち死亡者数　人

災害救助用物資として，下記内訳のとおり受領しました。

年　　月　　日

住　　所

世 帯 主　　印

受領年月日	品　名	数量	単位	備考
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	
年　月　日			□個・本　□箱 □セット □その他（　）	

様式-3

救助の実施記録日計票

救助の実施記録日計票

報告日時	年　月　日　時　分
報告部局	
報告者	
発信番号	第　報

救助の種類 （該当するものに○を記入）		避難所		炊き出し等		飲料水
		生活必需品		医療救護		助産
		仮設住宅		住宅修理		学用品等
		遺体捜索		遺体処理		遺体埋葬
		障害物除去		輸送		
		その他（　　）				
員数 （世帯）						
品目 （数量・金額）						
受入先						
支出先						
場所						
方法						
記事						

様式-4

罹災台帳

罹災台帳

（表）　　（整理番号第　　号）

罹災場所											
家屋所有者											
罹災者	住所										
	避難場所										
		続柄	氏名	性別	生年月日	職業学年	現状				その他
							健在	軽傷	重傷	死亡	
	1			□男 □女	年　月　日						
	2			□男 □女	年　月　日						
	3			□男 □女	年　月　日						
	4			□男 □女	年　月　日						
	5			□男 □女	年　月　日						
	6			□男 □女	年　月　日						
	7			□男 □女	年　月　日						
	8			□男 □女	年　月　日						
	9			□男 □女	年　月　日						
	10			□男 □女	年　月　日						

罹災状況	住屋	□／壊（焼）　□／流失　□床上浸水　□床下浸水					その他事項	
		□借家　□借間　□自宅						
	家財	□／壊（焼）　□／流失　□き損						
調査員意見	避難所収容	□要 □否	応急仮設住宅	□要 □否	炊き出し	□要 □否	その他	
罹災年月日		年　月　日						
調査年月日		年　月　日						
調査員の職・氏名		印						

（裏）

月・日	物資交付及び援護状況	認印
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		

様式-5-1

罹災証明書

罹　災　証　明　書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

芦屋市長　　㊞

様式 A1-1

「防災情報」災害時における報道要請について（依頼）

年　　月　　日

兵 庫 県 知 事
様

芦屋市長

「防災情報」災害時における報道要請について（依頼）

年　　月　　日芦屋市において　（　　）地　　震

（　　）風水害等

の発生により被害がでています。

緊急報道要請（防災情報）を民間放送局にお願いいたしたくご依頼申し上げます。

様式 A1-2

対策本部　命令書

対策本部　命令書

〔1. 本部→2. 各部→3. 本部〕

発信日時	年　月　日　時　分
発信機関	芦屋市災害対策本部
発信番号	第　報

宛先（該当するものに○を記入）		統括部　（　班）		上下水道部　（　班）
		避難対策部　（　班）		消防部　（　班）
		避難所管理部　（　班）		教育委員会　（　班）
		支援対策部　（　班）		芦屋病院　（　班）
		建設部　（　班）		
		その他　（　）		
件名	（□報告　□要請　□指令　□その他）			
本文				
対応日時	年　月　日　時　分			
対応内容				
本部返信日時	年　月　日　時　分			

※受信した各班は，対応日時，対応内容を記入し，対策本部に報告すること

様式 A1-3

発信用紙

発信用紙

〔1．本部→2．各部〕

発信日時	年　月　日　時　分
発信部班名	部　班
発信番号	第　報

宛先 （該当するものに○を記入）		統括部　（　班）		上下水道部　（　班）
		避難対策部　（　班）		消防部　（　班）
		避難所管理部　（　班）		教育委員会　（　班）
		支援対策部　（　班）		芦屋病院　（　班）
		建設部　（　班）		
		その他（　）		
件名	（□報告　□要請　□指令　□その他）			
本文				
対応日時	年　月　日　時　分			
対応内容				
受信部返信日時	年　月　日　時　分			

様式 A1-4

受信用紙　〔行政機関〕

受信用紙〔行政機関〕

〔1．各部〕

処理欄				本部周知
受信者				
				要・否・了

受信日時	年　月　日　時　分
受信区分	□電話　□FAX　□電子メール □地域系無線　□移動系無線　□県無線系　□その他（　）
発信元	機関名　担当者
件名	（□報告　□要請　□指令　□その他）
本文	
処理内容	
	□庁内放送　□発信　□指令　□保存　□その他（　）

様式 A1-5

「災害時における報道要請について」（依頼）

年　　月　　日

民間放送局（テレビ・ラジオ）への防災情報

「災害時における報道要請について」（依頼）

依頼者　　芦屋市災害対策本部
統括部本部班
担当（　　）
統括部広報・渉外班
広報・渉外班長（　　）

宛　　先

（　　）兵庫県災害対策本部設置の時

├（　　）電　話　　０７８－３６２－９９００
└（　　）ＦＡＸ　　０７８－３６２－９９１１

（　　）兵庫県災害警戒本部設置の時

├（　　）電　話　　０７８－３６２－９９００
└（　　）ＦＡＸ　　０７８－３６２－９９１１

（　　）本部が設置されていないとき

├（　　）勤務時間内（災害対策課長）
　├（　　）電　話　０７８－３６２－９９８８
　└（　　）ＦＡＸ　０７８－３６２－９９１１

└（　　）勤務時間外（宿日直員）
　├（　　）電　話　０７８－３６２－９８９８
　└（　　）ＦＡＸ　０７８－３６２－９９１１

様式 A1-6

放送要請書

年　　月　　日

放　送　要　請　書

1　要請の理由　　（災害の発生種類・被害状況）

地震発生

風水害等

（　　）

2　放送事項内容　　（市民向広報）（市民避難用広報）（支援広報）（　　）

3　放送希望日時

年　　月　　日　　：　　～

4　芦屋市連絡責任者

芦屋市災害対策本部
統括部本部班　　（　　）
広報・渉外班　（　　）

電　話　０７９７－３８－２０９９
ＦＡＸ　０７９７－３８－２１５７

様式 A1-7

本部会議議事録

台風　　号

（　　）　**関　係**

水防警戒本部
水　防　本　部
災害警戒本部
災害対策本部　**会　議**

1　日　時

年　　月　　日（　　）　　：　　～　　：

2　場　所

東館３階中会議室

3　出席者

4　内　容

（１）パトロール状況・被害状況報告

（２）各種状況報告（警報・指令・本部設置状況等）

（３）気象情報

（４）職員執務状況（課・人員）

（５）今後の対応及び体制

（６）その他

ア　次回の会議　　年　　月　　日（　　）　　：

様式 A1-8

各災害対策部における対応内容

各災害対策部における対応内容

	統括部	支援対策部	避難対策部	避難所管理部	建設部	上下水道部	消防部	予備
職員執務状況（人） 各課人数							消防職員 消防団員	
パトロール状況 被害状況等								

様式 A1-9

各市町の状況

各 市 町 の 状 況（　　）

日　時　　年　月　日　　時　　分現在

市町名	内　　容
尼崎市	
西宮市	
芦屋市	
伊丹市	
宝塚市	
川西市	
三田市	
猪名川町	

様式 A1-10

災害派遣要請書

災害派遣要請書

〔1．本部→2．県〕

要　請　日　時	年　月　日　時　分
要　請　責　任　者	芦　屋　市　長

以下のとおり，自衛隊の災害派遣を要請します。

災害の状況	
派遣を必要とする理由	
派遣を希望する期間	年　月　日～　年　月　日
希望する派遣区域	
希望する活動内容	
災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類	
派遣地への最適経路	
連絡場所	
現場責任者氏名	
標識又は誘導地点及びその標示	

様式 A1-11

自衛隊の災害派遣要請協議について

年　　月　　日

（　　）芦屋警察署長　様
　電　話　０７９７－２３－０１１０
　ＦＡＸ　０７９７－２２－８６６０
（　　）兵庫県知事（阪神南県民センター）　様
　電　話　０６－６４８１－７６４１
　　０６－６４８１－８０７２
　ＦＡＸ　０６－６４８８－８１４８

芦屋市長

自 衛 隊 の 災 害 派 遣 要 請 協 議 に つ い て

年　　月　　日　芦屋市において　（　　）地震
（　　）風水害等
により被害が発生しましたので，
緊急に自衛隊の派遣要請を協議いたします。

芦屋市災害対策本部
統括部本部班　（担当　　）
　電　話　０７９７－３８－２０９９
　ＦＡＸ　０７９７－３８－２１５７

様式 A1-12

自衛隊の災害派遣要請について（陸上自衛隊）

年　　月　　日

陸上自衛隊第３６普通科連隊長　　（第３科）　　様
電　話　　０７２－７８２－０００１　　内線　　４０３７（時間内）
電　話　　０７２－７８２－０００１　　内線　　４００４（時間外）
ＦＡＸ　　０７２－７８２－０００１　　内線　　４０３４

芦屋市長

自　衛　隊　の　災　害　派　遣　要　請　に　つ　い　て

年　　月　　日芦屋市において　（　　）地震
（　　）風水害等
により被害が発生しましたので，

緊急に自衛隊の派遣を要請いたします。

芦屋市災害対策本部
統括部本部班　（担当　　）
電 話 ０７９７－３８－２０９９
ＦＡＸ ０７９７－３８－２１５７

様式 A1-13

自衛隊の災害派遣要請について（兵庫県知事）

年　　月　　日

兵庫県知事　様
電　話　　０７８－３６２－９８６１（災害対策本部）
電　話　　０７８－３６２－９８６１（災害対策課）
ＦＡＸ　　０７８－３６２－９９１１

芦屋市長

自 衛 隊 の 災 害 派 遣 要 請 に つ い て

年　　月　　日 芦屋市において　（　　）地震

（　　）風水害等

により被害が発生しましたので，

緊急に自衛隊の派遣を要請いたします。

芦屋市災害対策本部
統括部本部班　（担当　　）
電 話 ０７９７－３８－２０９９
ＦＡＸ ０７９７－３８－２１５７

様式 A1-14

地震災害等災害時の応援依頼について

年　　月　　日

(　　)
(　　)
(　　)
(　　)　　市　長　様
(　　)
(　　)
(　　)

芦屋市長

地 震 災 害 等 災 害 時 の 応 援 依 頼 に つ い て

年　　月　　日 芦屋市において　(　　) 地震

(　　) 風水害等

により被害が発生しています。

緊急に別紙のとおり応援協定に基づき応援方をお願いいたします。

担当　芦屋市災害対策本部

統括部本部班　(担当　　)

電 話　０７９７－３８－２０９９

ＦＡＸ　０７９７－３８－２１５７

様式 A1-15

被害状況等報告

(1/2)

被害状況等報告

〔1. 本部→2. 県〕

報告年月日	年　月　日							
報告者名								
災害の原因								
災害の発生日時	年　月　日 ～　年　月　日							
災害発生場所又は発生が予想される場所								
災害に対してとられた措置の概要	名称		設置日時		廃止日時		災害対策基本法に基づく対策本部設置の有無	
(1)災害対策本部及び水防本部の設置状況								
(2)避難の勧告等の状況	勧告等年月日	市町名（地区名）	避難理由	避難場所	避難者数		避難年月日	
					世帯数	人員	開始日時	解除日時
(3)消防職・団員の出動状況	区分	市町名（地区名）	出動目的		出動月日		出動延人員	
	消防職員				月　日 ～ 月　日			
	消防団員				月　日 ～ 月　日			
(4)災害救助法の適用状況	適用市町名				適用年月日			
					年　月　日　時　分			
(5)その他参考事項								

※「火災発生」の欄には，災害に起因して発生した火災のみを記入すること。

(2/2)

被害状況等報告

〔1.本部→2.県〕

機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区分				被害
人的被害	死者		人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊		棟	
			世帯	
			人	
	大規模半壊		棟	
			世帯	
			人	
	中規模半壊		棟	
			世帯	
			人	
	半壊		棟	
			世帯	
			人	
	準半壊		棟	
			世帯	
			人	
	準半壊に至らない（一部損壊）		棟	
			世帯	
			人	
	床上浸水		棟	
			世帯	
			人	
	床下浸水		棟	
			世帯	
			人	
その他	公共建物		人	
	その他		人	
	田	流出・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流出・埋没	ha	
		冠水	ha	
	文教施設		箇所	

区分				被害
その他	病院		箇所	
	道路	決壊	箇所	
		冠水	箇所	
	橋梁	流出	箇所	
		冠水	箇所	
	河川		箇所	
	港湾		箇所	
	砂防		箇所	
	水道		箇所	
	清掃施設		箇所	
	がけくずれ		箇所	
	鉄道不通		箇所	
	被害船舶		隻	
	電話		回線	
	電気		戸	
	ガス		戸	
	ブロック塀等		箇所	
罹災世帯数			世帯	
罹災者数			人	
火災発生	建物		件	
	危険物		件	
	その他		件	
公立文教施設			千円	
農林水産業施設			千円	
公共土木施設			千円	
その他の公共施設			千円	
小計			千円	
その他	公共施設被害市町数		千円	
	農産被害		千円	
	林産被害		千円	
	畜産被害		千円	
	水産被害		千円	
	商工被害		千円	
	その他		千円	
被害総額			千円	

様式 A3-1

被害概況把握表

被害概況把握表

〔本部班〕

日　　時	年　月　日　時　分

(1/2)

地域	町名	人口 H31.4.1 (人)	避難				活動状況				人的被害			建物被害				ライフライン			
			○避難勧告〔赤〕	○避難指示〔黄〕	◎避難者(人)	○活動中〔青〕	○応援部隊〔黄〕	○救援要請〔赤〕	◎火災(件)	◎人命救助(件)	◎死亡(人)	◎重症(人)	◎中軽症(人)	◎全壊(戸)	◎半壊(戸)	◎一部損壊(戸)	◎その他	○電気〔赤〕	○水道〔赤〕	○ガス〔赤〕	○電話〔赤〕
阪急以北	奥山	406																			
	奥池町	538																			
	奥池南町	787																			
	六麓荘町	656																			
	朝日ケ丘町	6,588																			
	山手町	1,964																			
	山芦屋町	1,443																			
	岩園町	3,474																			
	東山町	2,437																			
	東芦屋町	2,014																			
	西山町	1,275																			
	三条町	2,104																			
阪急以南～防潮堤線以北	翠ケ丘町	4,774																			
	親王塚町	1,491																			
	大原町	2,353																			
	船戸町	872																			
	松ノ内町	1,160																			
	月若町	652																			
	西芦屋町	630																			
	三条南町	993																			
	楠町	2,901																			
	上宮川町	588																			
	業平町	1,088																			
	前田町	529																			
	清水町	687																			
	春日町	1,974																			
	打出小槌町	1,686																			
	宮塚町	1,174																			
	茶屋之町	860																			

(2/2)

地域	町名	人口 H31.4.1 （人）	避難 ○避難勧告〔赤〕	避難 ○避難指示〔黄〕	避難 ◎避難者（人）	避難 ○活動中〔青〕	活動状況 ○応援部隊〔黄〕	活動状況 ○救援要請〔赤〕	活動状況 ◎火災（件）	活動状況 ◎人命救助（件）	人的被害 ◎死亡（人）	人的被害 ◎重症（人）	人的被害 ◎中軽症（人）	建物被害 ◎全壊（戸）	建物被害 ◎半壊（戸）	建物被害 ◎一部損壊（戸）	建物被害 ◎その他	ライフライン ○電気〔赤〕	ライフライン ○水道〔赤〕	ライフライン ○ガス〔赤〕	ライフライン ○電話〔赤〕
阪急以南～防潮堤線以北	大　桝　町	640																			
	公　光　町	632																			
	川　西　町	1,269																			
	津　知　町	1,202																			
	打　出　町	491																			
	南　宮　町	3,497																			
	若　宮　町	609																			
	宮　川　町	630																			
	竹　園　町	893																			
	精　道　町	879																			
	浜芦屋町	1,028																			
	平田北町	606																			
	大　東　町	3,902																			
	浜　　町	2,475																			
	西　蔵　町	2,087																			
	呉　川　町	2,718																			
	伊　勢　町	1,951																			
	松　浜　町	2,062																			
	平　田　町	1,062																			
芦屋浜	新　浜　町	1,534																			
	浜　風　町	1,289																			
	高　浜　町	4,516																			
	若　葉　町	2,856																			
	緑　　町	1,603																			
	潮　見　町	1,114																			
南芦屋浜	陽　光　町	2,381																			
	海　洋　町	1,229																			
	南　浜　町	1,065																			
	涼　風　町	1,170																			
	合　　計	95,488																			

〔記載方法〕

（1）「○」の項目については，該当する町欄（ライフラインについては，途絶している町欄）を〔〕内の色のマーカーで着色

（2）「◎」の項目については，数値の把握が難しい場合は，赤色のマーカーで着色

様式 A3-2

対策実施状況

対　策　実　施　状　況

発生事象		
発生日	年　月　日	
時刻	No.	特　記　事　項
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		

様式 A3-3

応対記録一覧

応　対　記　録　一　覧

発生事象				
発生日	年　月　日			
時刻	報告者	場　所	状　況	処 置 状 況
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				
:				

被害総括表

様式A3-4

被害総括表

〔1．各班→2．各部長〕

報告日時	年　月　日　時　分
部班名	

被害区分		被害内容			被害額（単位千円）
①人	ア　死者	人	氏名		
	イ　行方不明者	人			
	ウ　重傷者	人			
	エ　軽傷者	人			
②住家	ア　全壊（全焼・流出）	棟	世帯	人	
	イ　大規模半壊	棟	世帯	人	
	ウ　中規模半壊	棟	世帯	人	
	エ　半壊	棟	世帯	人	
	オ　準半壊	棟	世帯	人	
	カ　一部破損	棟	世帯	人	
	キ　床上浸水	棟	世帯	人	
	ク　床下浸水	棟	世帯	人	
③非住家	ア　全壊	棟	㎡		
	イ　半壊	棟	㎡		
④公共建物	ア　小学校　公	棟	㎡		
	ア　小学校　私	棟	㎡		
	イ　中学校　公	棟	㎡		
	イ　中学校　私	棟	㎡		
	ウ　高等学校　公	棟	㎡		
	ウ　高等学校　私	棟	㎡		

被害区分		被害内容		被害額（単位千円）
④公共建物	エ　その他の学校	棟	㎡	
	オ　官公庁その他	棟	㎡	
	カ　寺社仏閣文化財	棟	㎡	
⑤公共土木施設	ア　道路被害	箇所		
	イ　橋梁被害	橋		
	ウ　河川被害	箇所		
	エ　砂防被害施設	箇所		
	オ　港湾被害施設	箇所		
	カ　漁港被害施設	箇所		
	キ　海岸被害施設	箇所		
	ク　その他			
⑥農地農林水産施設	ア　田　流出・埋没	ha		
	ア　田　冠水	ha		
	イ　畑　流出・埋没	ha		
	イ　畑　冠水	ha		
	ウ　農道決壊	箇所		
	エ　溜池水路決壊	箇所		
	オ　隧道工被害	箇所		
	カ　林道　路面決壊	箇所		
	カ　林道　橋梁流出	橋		

被害区分		被害内容	被害額（単位:千円）
⑥農地農林水産施設	キ　水産施設被害	箇所	
	ク　その他		
⑦その他	ア　山（がけ）くずれ	箇所	
	イ　渓流崩壊	箇所	
	ウ　農林畜産物被害	箇所	
	エ　商工被害	箇所	
	オ　木林被害	㎡	
	カ　山林焼失	ha	
	キ　水道施設	箇所	
	ク　工業用水被害	箇所	
	ケ　鉄道被害	箇所	
	コ　船舶　沈没	隻	
	コ　船舶　流失	隻	
	コ　船舶　破損	隻	
	サ　通信施設被害	回線	
	シ　電気施設被害	戸	
	ス　ガス施設被害	戸	
	セ　都市施設被害	箇所	
	ソ　その他		
⑧	被害総額		

様式A3-5-1

被害総括表（内訳①人的被害）

被害総括表（内訳①人的被害）

〔1．各班→2．各部長〕

報告日時	年　月　日　時　分
部班名	

NO.

番号	発生日時	発生場所	被害者				被害種別	被害程度	原因備考
			住所	職業	氏名	年齢			
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地			才	□死亡 □重症 □軽傷 □行方不明	全治　日間 □入院 □通院	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地			才	□死亡 □重症 □軽傷 □行方不明	全治　日間 □入院 □通院	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地			才	□死亡 □重症 □軽傷 □行方不明	全治　日間 □入院 □通院	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地			才	□死亡 □重症 □軽傷 □行方不明	全治　日間 □入院 □通院	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地			才	□死亡 □重症 □軽傷 □行方不明	全治　日間 □入院 □通院	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地			才	□死亡 □重症 □軽傷 □行方不明	全治　日間 □入院 □通院	

様式A3-5-2

被害総括表（内訳②③建物被害（住家及び非住家の部））

被害総括表（内訳②③建物被害（住家及び非住家の部））

〔1．各班→2．各部長〕

報告日時	年 月 日 時 分
部班名	

NO.

番号	発生日時	発生場所	被害者 職業	被害者 氏名	被害者 年齢	区分	構造等	被害種別	損害見積り額	棟数 世帯数 人員等
	日 時 分	町 番 号 番地			才	□ 住家 □ 非住家	造 葺 建 建坪 ㎡ 延坪 ㎡	□ 全壊（焼・失） □ 大規模半壊 □ 中規模半壊 □ 半壊 □ 準半壊 □ 一部損壊 □ 床上浸水 □ 床下浸水 □ その他	千円	棟 世帯 人
	日 時 分	町 番 号 番地			才	□ 住家 □ 非住家	造 葺 建 建坪 ㎡ 延坪 ㎡	□ 全壊（焼・失） □ 大規模半壊 □ 中規模半壊 □ 半壊 □ 準半壊 □ 一部損壊 □ 床上浸水 □ 床下浸水 □ その他	千円	棟 世帯 人
	日 時 分	町 番 号 番地			才	□ 住家 □ 非住家	造 葺 建 建坪 ㎡ 延坪 ㎡	□ 全壊（焼・失） □ 大規模半壊 □ 中規模半壊 □ 半壊 □ 準半壊 □ 一部損壊 □ 床上浸水 □ 床下浸水 □ その他	千円	棟 世帯 人
	日 時 分	町 番 号 番地			才	□ 住家 □ 非住家	造 葺 建 建坪 ㎡ 延坪 ㎡	□ 全壊（焼・失） □ 大規模半壊 □ 中規模半壊 □ 半壊 □ 準半壊 □ 一部損壊 □ 床上浸水 □ 床下浸水 □ その他	千円	棟 世帯 人
	日 時 分	町 番 号 番地			才	□ 住家 □ 非住家	造 葺 建 建坪 ㎡ 延坪 ㎡	□ 全壊（焼・失） □ 大規模半壊 □ 中規模半壊 □ 半壊 □ 準半壊 □ 一部損壊 □ 床上浸水 □ 床下浸水 □ その他	千円	棟 世帯 人
	日 時 分	町 番 号 番地			才	□ 住家 □ 非住家	造 葺 建 建坪 ㎡ 延坪 ㎡	□ 全壊（焼・失） □ 大規模半壊 □ 中規模半壊 □ 半壊 □ 準半壊 □ 一部損壊 □ 床上浸水 □ 床下浸水 □ その他	千円	棟 世帯 人

様式 A3-5-3

被害総括表（内訳④建物被害（公共建物の部））

被害総括表（内訳④建物被害（公共建物の部））

〔1．各班→2．各部長〕

報告日時	年　月　日　時　分
部班名	

NO.

番号	発生日時	発生場所	名称及び管理者氏名	区分	構造等	被害種別	棟数 損害見積り額
	日 時 分	町 番　号 番地		□公立　□私立 □小学校　□中学校 □高校　□その他学校 □官公庁，その他 □寺社，仏閣，文化財	造 葺 建 建坪　㎡ 延坪　㎡	□全壊（焼・失）　□大規模半壊 □中規模半壊　□半壊 □準半壊　□一部損壊 □床上浸水　□床下浸水 □その他	棟数 千円
	日 時 分	町 番　号 番地		□公立　□私立 □小学校　□中学校 □高校　□その他学校 □官公庁，その他 □寺社，仏閣，文化財	造 葺 建 建坪　㎡ 延坪　㎡	□全壊（焼・失）　□大規模半壊 □中規模半壊　□半壊 □準半壊　□一部損壊 □床上浸水　□床下浸水 □その他	棟数 千円
	日 時 分	町 番　号 番地		□公立　□私立 □小学校　□中学校 □高校　□その他学校 □官公庁，その他 □寺社，仏閣，文化財	造 葺 建 建坪　㎡ 延坪　㎡	□全壊（焼・失）　□大規模半壊 □中規模半壊　□半壊 □準半壊　□一部損壊 □床上浸水　□床下浸水 □その他	棟数 千円
	日 時 分	町 番　号 番地		□公立　□私立 □小学校　□中学校 □高校　□その他学校 □官公庁，その他 □寺社，仏閣，文化財	造 葺 建 建坪　㎡ 延坪　㎡	□全壊（焼・失）　□大規模半壊 □中規模半壊　□半壊 □準半壊　□一部損壊 □床上浸水　□床下浸水 □その他	棟数 千円
	日 時 分	町 番　号 番地		□公立　□私立 □小学校　□中学校 □高校　□その他学校 □官公庁，その他 □寺社，仏閣，文化財	造 葺 建 建坪　㎡ 延坪　㎡	□全壊（焼・失）　□大規模半壊 □中規模半壊　□半壊 □準半壊　□一部損壊 □床上浸水　□床下浸水 □その他	棟数 千円
	日 時 分	町 番　号 番地		□公立　□私立 □小学校　□中学校 □高校　□その他学校 □官公庁，その他 □寺社，仏閣，文化財	造 葺 建 建坪　㎡ 延坪　㎡	□全壊（焼・失）　□大規模半壊 □中規模半壊　□半壊 □準半壊　□一部損壊 □床上浸水　□床下浸水 □その他	棟数 千円

様式A3-5-4

被害総括表（内訳⑤公共土木施設被害）

被害総括表（内訳⑤公共土木施設被害）

〔1．各班→2．各部長〕

報告日時	年　月　日　時　分
部班名	

NO.

番号	発生日時	発生場所	区分	被害種別	被害程度	損害見積り額	備考（原因等）
	日 時 分	町 番　号 番地	□道路　□橋梁 □河川　□砂防施設 □港湾施設　□漁港施設 □海岸施設　□その他の施設	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□道路　□橋梁 □河川　□砂防施設 □港湾施設　□漁港施設 □海岸施設　□その他の施設	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□道路　□橋梁 □河川　□砂防施設 □港湾施設　□漁港施設 □海岸施設　□その他の施設	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□道路　□橋梁 □河川　□砂防施設 □港湾施設　□漁港施設 □海岸施設　□その他の施設	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□道路　□橋梁 □河川　□砂防施設 □港湾施設　□漁港施設 □海岸施設　□その他の施設	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□道路　□橋梁 □河川　□砂防施設 □港湾施設　□漁港施設 □海岸施設　□その他の施設	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	

様式A3-5-5

被害総括表（内訳⑥耕地被害）

被害総括表（内訳⑥耕地被害）

〔1．各班→2．各部長〕

報告日時	年　月　日　時　分
部班名	

NO.

番号	発生日時	発生場所	区分	被害種別	被害程度	損害見積り額	備考（原因等）
	日 時 分	町 番　号 番地	□ 田 □ 畑	□ 流　失 □ 埋　没 □ 冠　水	ha	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□ 田 □ 畑	□ 流　失 □ 埋　没 □ 冠　水	ha	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□ 田 □ 畑	□ 流　失 □ 埋　没 □ 冠　水	ha	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□ 田 □ 畑	□ 流　失 □ 埋　没 □ 冠　水	ha	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□ 田 □ 畑	□ 流　失 □ 埋　没 □ 冠　水	ha	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□ 田 □ 畑	□ 流　失 □ 埋　没 □ 冠　水	ha	千円	

被害総括表（内訳⑦農林水産施設被害）

様式A3-5-6

被害総括表（内訳⑦農林水産施設被害）

〔1．各班→2．各部長〕

報告日時	年　月　日　時　分
部班名	

NO.

番号	発生日時	発生場所	区分	被害種別	被害程度	損害見積り額	備考（原因等）
	日 時 分	町 番　号 番地	□農水林水 □道路道路 □溜隧林産 □道橋そ施 □池工梁の設他	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□農水林水 □道路道路 □溜隧林産 □道橋そ施 □池工梁の設他	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□農水林水 □道路道路 □溜隧林産 □道橋そ施 □池工梁の設他	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□農水林水 □道路道路 □溜隧林産 □道橋そ施 □池工梁の設他	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□農水林水 □道路道路 □溜隧林産 □道橋そ施 □池工梁の設他	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□農水林水 □道路道路 □溜隧林産 □道橋そ施 □池工梁の設他	□決壊　□破損 □流失　□陥没 □埋没　□その他	長　m 高　m 幅　m	千円	

様式A3-5-7

被害総括表（内訳⑧宅地、山、崖の被害）

被害総括表（内訳⑧宅地，山，崖の被害）

〔1．各班→2．各部長〕

報告日時	年　月　日　時　分
部班名	

NO.

番号	発生日時	発生場所	区分	被害種別	被害程度	損害見積り額	備考（原因等）
	日 時 分	町 番　号 番地	□宅地　□山崖 崩壊　□土砂崩 崩壊　□石積崩 崩壊　□コンクリートブロック	□崩壊　□流出 □陥没　□その他 □埋没	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□宅地　□山崖 崩壊　□土砂崩 崩壊　□石積崩 崩壊　□コンクリートブロック	□崩壊　□流出 □陥没　□その他 □埋没	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□宅地　□山崖 崩壊　□土砂崩 崩壊　□石積崩 崩壊　□コンクリートブロック	□崩壊　□流出 □陥没　□その他 □埋没	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□宅地　□山崖 崩壊　□土砂崩 崩壊　□石積崩 崩壊　□コンクリートブロック	□崩壊　□流出 □陥没　□その他 □埋没	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□宅地　□山崖 崩壊　□土砂崩 崩壊　□石積崩 崩壊　□コンクリートブロック	□崩壊　□流出 □陥没　□その他 □埋没	長　m 高　m 幅　m	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	□宅地　□山崖 崩壊　□土砂崩 崩壊　□石積崩 崩壊　□コンクリートブロック	□崩壊　□流出 □陥没　□その他 □埋没	長　m 高　m 幅　m	千円	

様式A3-5-8

被害総括表（内訳⑨その他の被害1）

被害総括表（内訳⑨その他の被害1）

〔1．各班→2．各部長〕

報告日時	年　月　日　時　分
部班名	

NO.

番号	発生日時	発生場所	所有者又は管理者		区分	被害種別	損害見積り額	備考（原因等）
			住所	氏名				
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□ 渓流崩壊 □ 農林畜産物 □ 商工 □ 木材流出 □ 山林焼失 □ 水道施設 □ 工業用水路	□ 流出 □ 埋没 □ 破損 □ 崩壊 □ 折損 □ 破裂 □ その他	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□ 渓流崩壊 □ 農林畜産物 □ 商工 □ 木材流出 □ 山林焼失 □ 水道施設 □ 工業用水路	□ 流出 □ 埋没 □ 破損 □ 崩壊 □ 折損 □ 破裂 □ その他	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□ 渓流崩壊 □ 農林畜産物 □ 商工 □ 木材流出 □ 山林焼失 □ 水道施設 □ 工業用水路	□ 流出 □ 埋没 □ 破損 □ 崩壊 □ 折損 □ 破裂 □ その他	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□ 渓流崩壊 □ 農林畜産物 □ 商工 □ 木材流出 □ 山林焼失 □ 水道施設 □ 工業用水路	□ 流出 □ 埋没 □ 破損 □ 崩壊 □ 折損 □ 破裂 □ その他	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□ 渓流崩壊 □ 農林畜産物 □ 商工 □ 木材流出 □ 山林焼失 □ 水道施設 □ 工業用水路	□ 流出 □ 埋没 □ 破損 □ 崩壊 □ 折損 □ 破裂 □ その他	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□ 渓流崩壊 □ 農林畜産物 □ 商工 □ 木材流出 □ 山林焼失 □ 水道施設 □ 工業用水路	□ 流出 □ 埋没 □ 破損 □ 崩壊 □ 折損 □ 破裂 □ その他	千円	

様式A3-5-9

被害総括表（内訳⑩その他の被害2）

被害総括表（内訳⑩その他の被害2）

〔1．各班→2．各部長〕

報告日時	年　月　日　時　分
部班名	

NO.

番号	発生日時	発生場所	所有者又は管理者		区分	被害種別	損害見積額	備考（原因等）
			住所	氏名				
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□鉄軌道 □船舶 □通信施設 □電気施設 □ガス施設 □都市施設 □その他	□流失 □埋没 □破損 □崩壊 □沈没 □破裂 □折損 □断線 □倒壊 □その他	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□鉄軌道 □船舶 □通信施設 □電気施設 □ガス施設 □都市施設 □その他	□流失 □埋没 □破損 □崩壊 □沈没 □破裂 □折損 □断線 □倒壊 □その他	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□鉄軌道 □船舶 □通信施設 □電気施設 □ガス施設 □都市施設 □その他	□流失 □埋没 □破損 □崩壊 □沈没 □破裂 □折損 □断線 □倒壊 □その他	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□鉄軌道 □船舶 □通信施設 □電気施設 □ガス施設 □都市施設 □その他	□流失 □埋没 □破損 □崩壊 □沈没 □破裂 □折損 □断線 □倒壊 □その他	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□鉄軌道 □船舶 □通信施設 □電気施設 □ガス施設 □都市施設 □その他	□流失 □埋没 □破損 □崩壊 □沈没 □破裂 □折損 □断線 □倒壊 □その他	千円	
	日 時 分	町 番　号 番地	町 番　号 番地		□鉄軌道 □船舶 □通信施設 □電気施設 □ガス施設 □都市施設 □その他	□流失 □埋没 □破損 □崩壊 □沈没 □破裂 □折損 □断線 □倒壊 □その他	千円	

様式 A3-6

指定避難所一覧表

指定避難所一覧表

報告日時	年　月　日　時　分

（1/2）

	指定避難所名 電話番号	責任者	避難者															ボランティア	自主防災リーダー	食糧	炊出し	備蓄								
			合計					男					女									食糧	飲料水	毛布	薬品	トイレ				
			合計	老	成	小	乳	合計	老	成	小	乳	合計	老	成	小	乳													
国道2号線以北	奥池集会所 32－0763																													
	大阪ガス奥池ロッジ 38－0771																													
	シスメックスGCC 32－3690																													
	市立山手中学校 32－1122																													
	三条集会所 35－0501																													
	市立西山幼稚園 32－5457																													
	前田集会所 23－3899																													
	市立山手小学校 32－1113																													
	大原集会所 38－7782																													
	市民センター 31－4995																													
	上宮川文化センター 22－9229																													
	市立朝日ヶ丘小学校 32－1115																													
	朝日ヶ丘集会所 23－4896																													
	市立岩園小学校 32－1114																													
	芦屋学園中学校・高等学校 31－0666																													
	市立岩園保育所 31－0335																													
	翠ヶ丘集会所 22－2475																													
国道2号線以北計																														

※「老」:65歳以上、「成」:16歳以上64歳以下、「小」:7歳以上15歳以下、「乳」:6歳以下
※「食糧」、「炊出し」欄には、必要数を記入すること
※「備蓄」欄には、報告日時時点の備蓄数量を記入すること

（2/2）

指定避難所名 電話番号		責任者	避難者															ボランティア	自主防災リーダー	食　糧	炊出し	備　　蓄								
			合計					男					女									食糧	飲料水	毛布	薬品	トイレ				
			合計	老	成	小	乳	合計	老	成	小	乳	合計	老	成	小	乳													
国道2号線以南	精道小学校 32－1111																													
	シンコースポーツ体育館・青少年センター 31－8228																													
	茶屋集会所 32－1232																													
	竹園集会所 22－2484																													
	市立宮川小学校 32－1112																													
	県立芦屋高等学校（体育館） 32－2325																													
	小槌幼稚園・うちぶん（打出教育文化センター） 22－4885																													
	海技大学校 38－6201																													
	市立打出浜小学校 23－4581																													
	市立精道中学校 32－1121																													
	春日集会所 32－5377																													
	市立浜風小学校 23－4591																													
	浜風あすのこども園 26－7610																													
	浜風集会所 38－0960																													
	市立潮見小学校 34－0721																													
	市立潮見中学校 34－1601																													
	潮見集会所 32－4359																													
	県営南芦屋浜団地（集会所） 35－8015																													
	市営南芦屋浜団地（集会所） 38－2068																													
国道2号線以南計																														
芦屋市計																														

様式 A-1

人員要請書

人員要請書

〔1.各部→2.統括部→3.各部〕

要　請　日　時	年　月　日　時　分

要　請　部			統　括　部		
班　員	班　長	部　長	班　員	班　長	部　長

要請担当者所属・氏名		所属　　部　　班 氏名　　電話
要請人員	人　数	
	条　件	（協定団体要請・専門技術の必要性等）
	期　間	年　月　日　時 ～　年　月　日　時
活動内容		
活動場所		
摘　要		
使用欄		
措置内容		〔　可　・　不可（理由　　）〕
	可の場合の内容　派遣人員	人（所属：　　）
	可の場合の内容　派遣期間	年　月　日　時 ～　年　月　日　時
	可の場合の内容　派遣条件	

様式 A-2

物資要請書

物資要請書

〔1. 各部→2. 統括部→3. 各部〕

要　請　日　時	年　　月　　日　　時　　分

要　請　部			統　括　部		
班　員	班　長	部　長	班　員	班　長	部　長

要請担当者 所属・氏名		所属　　部　　班 氏名　　電話
要請物資	品　目	
		（特記仕様等）
	数　量	（単位：□個・本　□箱　□セット　□その他（　　）））
使用目的		
引渡場所		
摘　　要		
使用欄		
要請物資	義援品の有無	〔　□有（処理）　　□無（調達）　〕
	調達元	
	品　目	
	数　量	
	引渡場所	
	引渡日時	年　　月　　日　　時　　分

様式 A-3

従事者名簿

従事者名簿

〔1. 各部→2. 統括部→3. 各部〕

報　告　日　時	年　月　日　時　分
部　班　名	
報　告　者	
責　任　者	印

NO	部班名	氏　名	従事時間	従事内容	備　考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※従事中の場合，終了時間は空欄で報告し，確認後，再度報告する。

他自治体派遣職員，協定団体等の従事状況（団体名，人数，従事時間，業務内容等）

ボランティアの活動状況（受入れ方法，人数，従事時間，業務内容等）

※受入方法は，県からの派遣，その他の方法を記入する。

様式 A5-1

受領書

受領書

担　当	班　長	部　長

金　　額

（品 目）

ただし、

上記のものを確かに受領しました。

年　　月　　日

災害対策本部

本部長

様

備考	住　所	
	電話番号	

様式 A5-2

災害見舞来訪者等　受付表

災害見舞来訪者等　受付表

（☐ 企画部秘書・広報課　受付分　　☐ 市議会事務局　受付分）

NO.（　　）

No	受付日	相手方				内容	礼状・感謝状チェック欄	備考
		氏名（団体名及び代表者名）	郵便番号	住所	電話			
	年 月　日（　）		―		（　　） ―	☐ 来訪　☐ 郵送 ☐ 義援金　円　☐ 見舞金　円 ☐ 見舞品（救援物資含む） ・ ・ ・	☐ 礼状 ・　・ 処理 ☐ 感謝状 ・　・ 処理	
	年 月　日（　）		―		（　　） ―	☐ 来訪　☐ 郵送 ☐ 義援金　円　☐ 見舞金　円 ☐ 見舞品（救援物資含む） ・ ・ ・	☐ 礼状 ・　・ 処理 ☐ 感謝状 ・　・ 処理	
	年 月　日（　）		―		（　　） ―	☐ 来訪　☐ 郵送 ☐ 義援金　円　☐ 見舞金　円 ☐ 見舞品（救援物資含む） ・ ・ ・	☐ 礼状 ・　・ 処理 ☐ 感謝状 ・　・ 処理	
	年 月　日（　）		―		（　　） ―	☐ 来訪　☐ 郵送 ☐ 義援金　円　☐ 見舞金　円 ☐ 見舞品（救援物資含む） ・ ・ ・	☐ 礼状 ・　・ 処理 ☐ 感謝状 ・　・ 処理	
	年 月　日（　）		―		（　　） ―	☐ 来訪　☐ 郵送 ☐ 義援金　円　☐ 見舞金　円 ☐ 見舞品（救援物資含む） ・ ・ ・	☐ 礼状 ・　・ 処理 ☐ 感謝状 ・　・ 処理	
	年 月　日（　）		―		（　　） ―	☐ 来訪　☐ 郵送 ☐ 義援金　円　☐ 見舞金　円 ☐ 見舞品（救援物資含む） ・ ・ ・	☐ 礼状 ・　・ 処理 ☐ 感謝状 ・　・ 処理	
	年 月　日（　）		―		（　　） ―	☐ 来訪　☐ 郵送 ☐ 義援金　円　☐ 見舞金　円 ☐ 見舞品（救援物資含む） ・ ・ ・	☐ 礼状 ・　・ 処理 ☐ 感謝状 ・　・ 処理	
	年 月　日（　）		―		（　　） ―	☐ 来訪　☐ 郵送 ☐ 義援金　円　☐ 見舞金　円 ☐ 見舞品（救援物資含む） ・ ・ ・	☐ 礼状 ・　・ 処理 ☐ 感謝状 ・　・ 処理	

広報・渉外班

様式 A6-1

受信用紙　〔市民〕

受信用紙〔市民〕

〔1．各部〕

処理欄				本部周知
受信者				
				要・否・了

受信日時		年　月　日　時　分
受信区分		□電話　□FAX　□電子メール □地域系無線　□移動系無線　□県無線系　□その他（　）
発信元	氏名	
	連絡先	
件名		（□報告　□要請　□その他）
本文		
処理内容		
		□庁内放送　□発信　□指令　□保存　□その他（　）

様式 B5-1

遺体連名簿

遺体連名簿

〔1.遺体安置班 → 2.支援対策部〕

NO.

遺体番号	氏　名	発見場所	死　因	火　葬 月　日	遺留品 番　号	引取り 月　日	備考
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	
				/		/	

様式 B5-2

遺体氏名札

遺体氏名札

災　害　遺　体

第　　号

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式 B5-3

遺体処理台帳

遺体処理台帳

〔1．遺体安置班→2．支援対策部〕

処理月日	発見日時	発見場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の一時保存	検案料	実支出費	備考
				氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
／												
／												
／												
／												
／												
／												
／												
／												
／												
／												
／												
／												

※1　埋葬を行ったものが市であるときは，遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
※2　市が棺，骨箱等を現物で支給したときは，その旨「備考」欄に明らかにすること。
※3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは，その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式 B5-4

遺体送付票

遺体送付票

送付番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

災害遺体　　第 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 号

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ を送付する。

年　　月　　日

斎　　場
葬　儀　所　御　中
火　葬　場

様式 B5-5

遺体・遺骨・遺留品処理票

遺体・遺骨・遺留品処理票

〔1.遺体安置班→2.支援対策部〕

遺体番号		第　　号
遺体収容所名		
死亡者	氏名（年齢）	（男・女　　歳）
	住所	芦屋市
	死亡年月日	年　　月　　日
	死亡原因	
	遺体発見の日時・場所	
火葬	火葬年月日	年　　月　　日
	火葬場所	
	遺体保管場所	
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年　　月　　日
遺留品	処理番号	第　　号
	保管所	
	引取年月日	年　　月　　日
備考		※身元不明遺体の場合は，遺体の特徴等を詳細に記入する。

様式 B5-6

埋火葬台帳

埋火葬台帳

〔1．遺体安置班→2．支援対策部〕

処理月日	埋葬月日	死亡者		埋葬を行った者		埋　葬　費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（付属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
／										
／										
／										
／										
／										
／										
／										
／										
／										
／										
／										
／										
／										

※1　埋葬を行ったものが市であるときは，遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
※2　市が棺，骨箱等を現物で支給したときは，その旨「備考」欄に明らかにすること。
※3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは，その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式 D1-1

避難所収容状況調書

避難所収容状況調書

避　難　所　名	

日時	報告時間	給与・支援対象者数												給食状況			備考（必要資機材等）
		収容状況								その他の給与対象罹災者	避難行動要支援者（うち数）		医療救護必要者（うち数）	給食時間	給食人員		
		世帯数	男			女			総計						済人数	次回見込	
			大人	小人	幼児	大人	小人	幼児			ミルク	おかゆ等					
日	10時													8時			
	15時													12時			
	21時													18時			
日	10時													8時			
	15時													12時			
	21時													18時			
日	10時													8時			
	15時													12時			
	21時													18時			
日	10時													8時			
	15時													12時			
	21時													18時			
日	10時													8時			
	15時													12時			
	21時													18時			

※1　避難所ごとに記入すること。収容状況及び給食人員は1日3回記入する。
※2　大人は高校生以上，小人は小中学生，幼児は就学前とする。
※3　その他の給与対象罹災者は，避難所以外の自宅等にいる罹災者で，飲食料・生活必需品の確保ができないものの人数及び避難所に一時的に立ち寄る帰宅困難者をいう。
※4　避難行動要支援者用食糧の必要数は，乳幼児及びその他の別に，それぞれ，ミルク・おかゆ等の欄に記入する。
※5　この調書を基に，物資調達班が必要数の輸送を行うので，正確な数字を報告すること。備考欄には，食糧，生活必需品，飲料水等の要求物資その他を記入する。

避難所収容状況調書

避　難　所　名	

日時	報告時間	給与・支援対象者数												給食状況			備考（必要資機材等）
		収容状況								その他の給与対象罹災者	避難行動要支援者（うち数）		医療救護必要者（うち数）	給食時間	給食人員		
		世帯数	男			女			総計						済人数	次回見込	
			大人	小人	幼児	大人	小人	幼児			ミルク	おかゆ等					
日	10時													8時			
	15時													12時			
	21時													18時			
日	10時													8時			
	15時													12時			
	21時													18時			
日	10時													8時			
	15時													12時			
	21時													18時			
日	10時													8時			
	15時													12時			
	21時													18時			
日	10時													8時			
	15時													12時			
	21時													18時			

※1　避難所ごとに記入すること。収容状況及び給食人員は1日3回記入する。
※2　大人は高校生以上，小人は小中学生，幼児は就学前とする。
※3　その他の給与対象罹災者は，避難所以外の自宅等にいる罹災者で，飲食料・生活必需品の確保ができないものの人数及び避難所に一時的に立ち寄る帰宅困難者をいう。
※4　避難行動要支援者用食糧の必要数は，乳幼児及びその他の別に，それぞれ，ミルク・おかゆ等の欄に記入する。
※5　この調書を基に，物資調達班が必要数の輸送を行うので，正確な数字を報告すること。備考欄には，食糧，生活必需品，飲料水等の要求物資その他を記入する。

様式 D1-2

避難収容世帯票

避難収容世帯票

避　難　所　名	

世帯主氏名	
住　　所	芦屋市　　町　　番　　号

世帯員氏名	続　柄	性　別	年　齢	入所月日	退所月日	備考			
						ミルク	お粥	おむつ	その他
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				

※ ミルク・お粥・おむつの欄には，必要であれば〇印を記載してください。
※ その他の欄には，「歩行困難」・「妊婦」などの身体的特徴や「介護ヘルパーの経験あり」や「手話ができる」など，避難所生活で協力できる内容があれば記載をお願いします。

避難収容世帯票

避　難　所　名	

世帯主氏名	
住　　所	芦屋市　　町　　番　　号

世帯員氏名	続　柄	性　別	年　齢	入所月日	退所月日	備考			
						ミルク	お粥	おむつ	その他
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				
		男・女	歳	/	/				

※ ミルク・お粥・おむつの欄には，必要であれば〇印を記載してください。
※ その他の欄には，「歩行困難」・「妊婦」などの身体的特徴や「介護ヘルパーの経験あり」や「手話ができる」など，避難所生活で協力できる内容があれば記載をお願いします。

様式 D1-3

避難所日誌

避難所日誌

避　難　所　名	
報　告　日　時	年　月　日　時　分
記　入　者	
責　任　者	

記　事	
連　絡　事　項	※時刻，受発信の別，受発信者名，内容を記入する。

	氏　名	到着	退出	氏　名	到着	退出
従　事　者		時　分	時　分		時　分	時　分
		時　分	時　分		時　分	時　分
		時　分	時　分		時　分	時　分
		時　分	時　分		時　分	時　分

避難所日誌

避　難　所　名	
報　告　日　時	年　月　日　時　分
記　入　者	
責　任　者	

記　　事	
連　絡　事　項	※時刻，受発信の別，受発信者名，内容を記入する。

	氏　　名	到 着	退 出	氏　　名	到 着	退 出
従　事　者		時　分	時　分		時　分	時　分
		時　分	時　分		時　分	時　分
		時　分	時　分		時　分	時　分
		時　分	時　分		時　分	時　分

様式 D1-4

避難収容台帳

避難収容台帳

避 難 所 名	

責任者印	月日	収容人員	物品使用状況		実支出額	備考
			品名	数量		
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	

※1　「収容人員」欄は，当日の最高収容人員を記入し，収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。
※2　「物品使用状況」欄は，開設期間中に避難所のために使用した品目別，使用数量を記入すること。
※3　他区市町村の住民を収容した場合は，その住所，氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

避難収容台帳

避 難 所 名	

責任者印	月日	収容人員	物品使用状況		実支出額	備考
			品名	数量		
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	
	/	名			円	

※1　「収容人員」欄は，当日の最高収容人員を記入し，収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。
※2　「物品使用状況」欄は，開設期間中に避難所のために使用した品目別，使用数量を記入すること。
※3　他区市町村の住民を収容した場合は，その住所，氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式 D1-5

避難所食糧品受払簿

避難所食糧品受払簿

避　難　所　名	

品　　名	（単位:　　□個・本　□箱　　□セット　□その他（　　））

月　日	受	払	残	摘　要
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				

避難所食糧品受払簿

避　難　所　名	

品　　名	（単位:　　□個・本　□箱　　□セット　□その他（　　））

月　日	受	払	残	摘　要
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				

様式 D1-6

避難所物品受払簿

避難所物品受払簿

避　難　所　名	

品　　名	（単位:　　□個・本　□箱　　□セット　□その他（　　））

月　日	受	払	残	摘　要
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				

避難所物品受払簿

〕

避　難　所　名	

品　　名	（単位：　　□個・本　□箱　　□セット　□その他（　　））

月　日	受	払	残	摘　要
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				

様式 D1-7

伝言板（メモ）

＜伝言板（メモ）＞

様へ

様から

＜用件＞

受付日時	月	日	時	分
受付者				

様式 D1-8

在宅被災者名簿

在 宅 被 災 者 名 簿

避難所名

	氏　　名	住　　所	性別	年齢	備　　考						支援終了日
					ミルク	お粥	おむつ			その他	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

※ミルク・お粥・おむつの欄には，必要であれば〇印を記載してください。
※その他の欄には，「歩行困難」・「妊婦」などの身体的特徴や「介護ヘルパーの経験あり」や「手話ができる」など，避難所生活で協力できる内容があれば記載をお願いします。

様式 E5-1

被害状況調査票兼報告書

現地情報班　被害状況調査票兼報告書

調査 日時	年　月　日 午前・午後　時　分	調査員	
被害 場所	町　番　号 番地		
被害状況			
報告 日時	年　月　日 午前・午後　時　分		

様式 E5-2

車両舟艇調達請求書

車両舟艇調達請求書

〔1. 各部→2. 統括部→3. 各部〕

請　求　日　時	年　月　日　時　分

請求部			統括部		
班員	班長	部長	班員	班長	部長

請求担当者 所属・氏名	所属　　部　　班 氏名　　電話
使用日時	年　月　日　時　分 ～　時　分
使用目的	
引渡場所	
車（舟）種 及び数量	
運転者	〔　必要　・　不要　〕
摘要	
使用欄	
許可内容　車種（車両番号）	
許可内容　期間	
許可内容　引渡場所	
許可内容　外部請求先	
許可内容　運転者	
許可内容　摘要	

※目的が終了した時は，直ちに統括部へ終了時刻等について連絡すること。

様式 E5-3-1

住家被害認定調査票　〔地震：木造・プレハブ〕

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次A	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　　年　　月　　日		
1	調査時	：　～　：		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住　家	□住家である(居住のために使用されている)		

4	応急危険度判定	危険 / 要注意 / 調査済 / 不明	■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記

5	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流出又はずり落ち □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ 基礎直下の地盤が流出・陥没 □地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

6	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上（下げ振り120cmの場合） → □判定へ（全壊）
		水平距離（cm）						

7	躯体	□基礎の損傷率が75%以上である （損傷長／全長×100）	損傷率75%以上 → □判定へ（全壊）

8	基礎	損傷率	0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%
		損害割合	0	1	2	4	6	7

9	壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅱ	2	4	8	11	15	19
		程度Ⅲ	4	8	15	23	30	38
		程度Ⅳ	6	11	23	34	45	56
		程度Ⅴ	8	15	30	45	60	75

10	屋根	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15

【損害割合算出表】　(注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。

	8基礎	＋9壁	＋ 10屋根	＝ 計あ
傾斜無				

	6傾斜	＋ 10屋根	＝ 計い
傾斜有	1　5		

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次B	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　　年　　月　　日		
1	調査時	：　～　：		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）		

4	応急危険度判定	危険 / 要注意 / 調査済 / 不明	■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記

5	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流出又はずり落ち □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ 基礎直下の地盤が流出・陥没 □地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当 →	□判定へ（全壊）

6	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上（下げ振り120cmの場合） →	□判定へ（全壊）
		水平距離（cm）							

7	躯体	□基礎の損傷率が75％以上である （損傷長／全長×100）	損傷率75％以上 →	□判定へ（全壊）

8	基礎	損害割合	無被害	1	2	4	6	7
9	壁	損害割合	無被害	8	15	30	45	75
10	屋根	損害割合	無被害	2	3	6	9	15

（備考）

【損害割合算出表】

□A「6傾斜」の平均値が**2cm以上**（6cm未満）である
□B「9壁」の損害割合が**無被害又は8**である

Aに該当かつBに該当（傾斜有を計算）

上記以外（傾斜無を計算）

	8基礎	＋ 9壁	＋ 10屋根	＝ 計
傾斜無				

	6傾斜	＋ 10屋根	＝ 計
傾斜有	1　5		

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

様式 E5-3-2

住家被害認定調査票　〔地震：木造･プレハブ（第２次)〕

住家被害認定調査票 地震 木造･プレハブ 第２次-1	調査票番号	

	調査日	令和　　年　　月　　日
1	調査時	:　～　:
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である(居住のために使用されている)

3	外観	□住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 □住家全部が流出又はずり落ち □地盤被害により基礎に著しい損傷 □地盤面の亀裂が住家直下を縦断･横断	いずれかに該当	→	□判定へ（全壊）
4	傾斜	水平距離（cm） ①②	平均値	→	□判定へ（全壊） 6cm以上（下げ振り120cmの場合）
		水平距離（cm） ③④			

5	基礎	損傷長（m）		全長（m）		損傷率＝損傷長／全長×100		損傷率 75％以上 →	□判定へ（全壊）
6	柱(又は耐力壁)	□柱(又は耐力壁)の損傷率が75％以上						損傷率 75％以上 →	□判定へ（全壊）

該当しない場合は2頁「7」以降へ

【損害割合算出表】

（注）d･g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

	部位	a 構成比	b 階別部位別損害割合 主要階	c 階別部位別損害割合 その他階	d 部位別損害割合	e 階別重み付け 主要階	f 階別重み付け その他階	g 重み付き損害割合	h（□傾斜が2cm以上）傾斜を考慮した損害割合
			B※	C※	b＋c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→ a)	あ＞い→d あ≦い→g
9	外壁	10							
10	内壁	10							
11	床（階段含）	10							
5	基礎	10	「5.基礎」の損傷率×0.1 →						
12	柱(又は耐力壁)	15			11%以上で全壊				
13	屋根	15							
14	天井	5							
15	建具	15							
16	設備	10							
	計				あ			い	う

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。

15%

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-2	調査票番号	

主要階 ・ その他階
(　　)階平面図 ・ 屋根伏図

7

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-3	調査票番号	

8	面積率		主要階	その他階	計
		床	(1)	(2)	1.0
		屋根	(3)	(4)	1.0

9 外壁 10%

主要階 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

その他階 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

10 内壁 10%

主要階 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

その他階 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

11 床（階段含）10%

主要階 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

その他階 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

12 柱（又は耐力壁）15%

主要階 本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

その他階 本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

13 屋根 15%

主要階 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

その他階 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

14 天井 5%

主要階 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(1)
程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	B
程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	

その他階 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(2)
程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	C
程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	

15 建具 15%

主要階 枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

その他階 枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

16 設備 10%

		階	損傷の状況		主要階/その他階	損傷の状況	%	計	
浴室（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能	その他（左記以外の水回り、ベランダ等4%以内）					主要階	B
台所（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能						その他階	C

様式 E5-4-1

住家被害認定調査票　〔地震：非木造〕

住家被害認定調査票 地震 非木造 第1次	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　　年　　月　　日		
1	調査時	：　～　：		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住　家	□住家である(居住のために使用されている)		

4	応急危険度判定	危険 / 要注意 / 調査済 / 不明	■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記

5	外観	□住家全部が倒壊　又は　住家の一部の階が全部倒壊	該当 → □判定へ（全壊）

6	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値
		水平距離(cm)					

7	傾斜確認	□傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上 □(基礎ぐいを用いる住家について)傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上	いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

8	柱・梁の確認	□ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合 9柱(又は梁)、11雑壁・仕上等、12設備等を調査	□イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合 10外壁、12設備等を調査

9 柱（又は梁）（60%） 面積・本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	※45%以上で全壊
Ⅰ	1	1	2	4	5	6	
Ⅱ	2	3	6	9	12	15	
Ⅲ	3	6	12	18	24	30	
Ⅳ	5	9	18	27	36	45	
Ⅴ	6	12	24	36	48	60	

10 外壁（85%） 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	1	2	3	5	7	9	
Ⅱ	2	4	9	13	17	21	
Ⅲ	4	9	17	26	34	43	
Ⅳ	6	13	26	38	51	64	
Ⅴ	9	17	34	51	68	85	

11 雑壁・仕上等（25%） 面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	0	1	1	2	2	3	
Ⅱ	1	1	3	4	5	6	
Ⅲ	1	3	5	8	10	13	
Ⅳ	2	4	8	11	15	19	
Ⅴ	3	5	10	15	20	25	

12 設備等（15%）	設備	損傷の状況	損害割合	計
	高架水槽・受水槽			
	外部階段			
	その他			

【損害割合算出表】

ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合

	6 傾斜	9 柱(又は梁)	11 雑壁・仕上等	12 設備等	計
傾斜無	■				あ
傾斜有	20	■			い

イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合

	6 傾斜	10 外壁	12 設備等	計
傾斜無	■			う
傾斜有	20	■		え

（注）「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合、「あ」又は「う」を、2cm以上の場合、「あ」又は「い」若しくは「う」又は「え」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

様式 E5-4-2

住家被害認定調査票　〔地震：非木造（第２次）〕

住家被害認定調査票 地震 非木造 第2次-1	調査票番号	
	調査日	令和　　年　　月　　日
1	調査時	：　～　：
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）

3	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

4	傾斜	①	②	③	④	平均値

5	傾斜確認	□傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上 □(基礎ぐいを用いる住家について)傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上

いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

該当しない場合は、２頁「6」以降へ

7 構造の確認

□鉄骨造の場合
柱（本数で判定）
↓ 柱が見えない場合
耐力壁（ブレース数で判定）
↓ 耐力壁が見えない場合
外部仕上げ（面積で判定）

□鉄筋コンクリートの場合
→・ラーメン構造の場合
柱（本数で判定）
→・壁式構造の場合
耐力壁（面積で判定）

8 外部仕上・雑壁・屋根 10%	面積率 ～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

9 内部仕上・天井 10%	面積率 ～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

10 床・梁 10%	面積率 ～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
Ⅱ	0	1	1	2	2	3	梁計 ※8%以上で全壊
Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

11 柱（又は耐力壁） 50%	面積・本数率 ～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
Ⅰ	1	1	2	3	4	5	
Ⅱ	1	3	5	8	10	13	
Ⅲ	3	5	10	15	20	25	
Ⅳ	4	8	15	23	30	38	
Ⅴ	5	10	20	30	40	50	

12 設備等（住家内） 10%	設備	損傷の状況	損害割合	計
	浴室	1% 配管のズレ等　2% バスタブの割れ等　3% 再使用が不可能		
	台所	1% 配管のズレ等　2% 再使用は可能だが大きく破損　3% 再使用が不可能		
	その他 4%			

13 建具 5%	枚数率 ～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
Ⅴ	1	1	2	3	4	5	

14 設備等（住家外） 5%	設備	損傷の状況	損害割合	計
	高架水槽・受水槽			
	外部階段			
	その他			

【損害割合算出表】

	4傾斜	8外部仕上・雑壁・屋根	9内部仕上・天井	10床・梁 ※大きい方	11柱（又は耐力壁）	12設備等（住家内）	13建具	14設備等（住家外）	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

（注）「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票 地震 非木造 第2次-2	調査票番　号	

（　　）階平面図

6

様式 E5-5-1

住家被害認定調査票　〔水害：木造・プレハブ（外力による一定以上の損傷あり）〕

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第1次A（外力による一定以上の損傷あり）	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　　年　　月　　日		
1	調査時	：　～　：		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			

2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）
4	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流失 □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没
5	構　造	□木造・プレハブである
6	階　高	□住家が戸建ての1～2階建てである
7	外　力	□住家に津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具」の損傷程度が50～100％（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷がある

いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

該当しない項目がある → 本調査票以外の適切な調査票を利用

「5」～「7」すべてに該当 ↓

8 浸水深

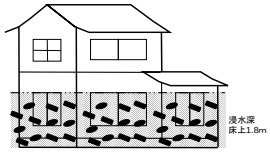	床上1.8m以上の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 50％以上	全壊	□
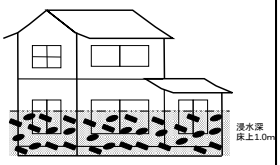	床上1m以上 1.8m未満の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 40％以上	大規模半壊	□
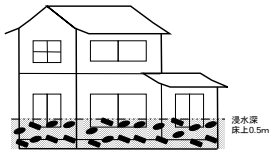	床上0.5m以上 1m未満の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 30％以上	中規模半壊	□
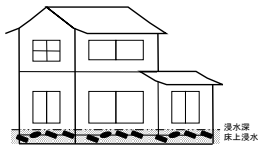	床上0.5m未満の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 20％以上	半壊	□
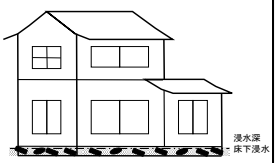	床下浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 10％未満	準半壊に至らない （一部損壊）	□

判定	損害割合	10％未満	20％以上	30％以上	40％以上	50％以上
		□ 準半壊に至らない （一部損壊）	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

様式 E5-5-2

住家被害認定調査票　〔水害：木造・プレハブ〕

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ サンプル調査その1	調査票番号	
1	調査日	令和　年　月　日
	調査時	：　～　：
	調査員	
	所在地	
	世帯主	

サンプル調査

2	住　家	□区域内に住家がある（居住のために使用されている）
3	構　造	□2のうち、木造・プレハブの住家がある
4	階　高	□3のうち、木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家がある
5	外　力	□4の住家すべてについて津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具」の損傷程度が50～100％（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷がある

該当しない項目がある → サンプル調査を行うには不適当であり、区域を見直す又は個別に調査を行う。

「2」～「5」すべてに該当

6 区域図

サンプル調査を行う区域の図面を添付。図面ではすべての住家の住棟の形と地形が明確であること
サンプル調査を行った四隅の住家について、それぞれA,B,C,Dのマークを施し、「その2」の調査票で調査結果を記載すること。

判定	区域内における木造・プレハブの戸建ての1～2階建てのすべての住家※	50%以上 □ 全壊

※区域内の木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家以外の住家については、別途個別に調査を行う。

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ サンプル調査その2	調査票 番　号		サンプル調査

6	サンプル調査結果

A	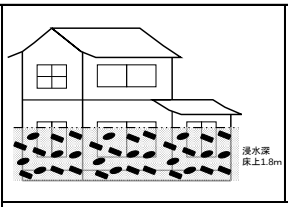	床上1.8m以上の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 50%以上	全壊	□
	上記に該当しない（床上1.8m未満の浸水）				□
B	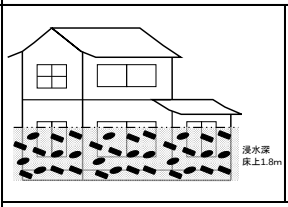	床上1.8m以上の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 50%以上	全壊	□
	上記に該当しない（床上1.8m未満の浸水）				□
C	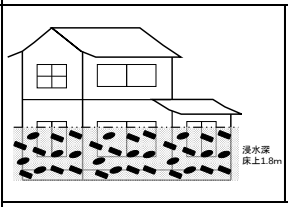	床上1.8m以上の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 50%以上	全壊	□
	上記に該当しない（床上1.8m未満の浸水）				□
D	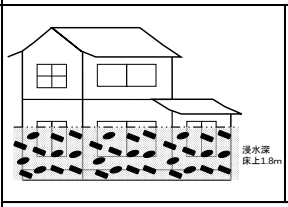	床上1.8m以上の浸水 （浸水深の最も浅い部分で測定）	住家の損害割合 50%以上	全壊	□
	上記に該当しない（床上1.8m未満の浸水）				□

様式 E5-5-3

住家被害認定調査票　〔水害：木造・プレハブ（外力による一定以上の損傷なし）〕

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第1次B（外力による一定以上の損傷なし）	調査票番号		3	配置状況	
	調査日	令和　　年　　月　　日			
1	調査時	：　　～　　：			
	調査員				
	所在地				
	世帯主				

2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）	
4	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流失 □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没	いずれかに該当 → □判定へ（全壊）
5	構　造	□木造・プレハブである	該当しない項目がある → 本調査票以外の適切な調査票を利用
6	階　高	□住家が戸建ての1～2階建てである	
7	外　力	□津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が「外壁」に1箇所も発生していない又は「建具（サッシ・ガラス・ドア）」に1箇所も発生していない	「5」～「7」すべてに該当

8 浸水深

□浸水深が床上まで達していない（床下浸水）

損害割合 10%未満 → □判定へ（準半壊に至らない（一部損壊））

該当しない → 第2次調査を実施

判定	損害割合	10%未満	判定に至らない
		□ 準半壊に至らない （一部損壊）	□ （第2次調査を実施）

様式 E5-5-4

住家被害認定調査票　〔水害：木造・プレハブ（第２次）〕

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次A-1	調査票番号	

■戸建て1～2階建てで外力による一定以上の損傷が発生している場合
■戸建ての1～2階建てでない場合

	調査日	令和　　年　　月　　日
1	調査時	:　～　:
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）

3 配置状況：■判定した住家の範囲が分かるように記載

4	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流失 □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没	いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

5 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値
	水平距離（cm）					

6cm以上（下げ振り120cmの場合） → □判定へ（全壊）

6	躯体	□柱（又は耐力壁）又は基礎の損傷率が75％以上である

損傷率75％以上 → □判定へ（全壊）

7 基礎								計
外力等	損傷率	0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%	
	損害割合	0	1	2	4	6	7	
汚泥	損害割合	0	1（□床下に汚泥が堆積している。）					

→「8」以降へ

【損害割合算出表】

（注）d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

	部位	a 構成比	b 階別部位別損害割合 主要階	c 階別部位別損害割合 その他階	d 部位別損害割合	e 階別重み付け 主要階	f 階別重み付け その他階	g 重み付き損害割合	h（□傾斜が2cm以上）傾斜を考慮した損害割合
			B※	C※	b＋c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→ a)	あ＞い→d あ≦い→g
10	外壁	10							
11	内壁	10							
12	床（階段含）	10							
7	基礎	10	「7.基礎」の損害割合						
13	柱（又は耐力壁）	15			11%以上で全壊				
14	屋根	15							
15	天井	5							
16	建具	15							
17	設備	10							
				計	あ	「あ」又は「い」（傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」）の中で最大の値を住家の損害割合とする。		い	15% う

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次A-2	調査票番号	

主要階 ・ その他階
(　　)階平面図 ・ 屋根伏図

8

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次A-3	調査票番号	

9	面積率	主要階	その他階	計
	床	(1)	(2)	1.0
	屋根	(3)	(4)	1.0

主要階

		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
10	外壁 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
11	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
13	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
14	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
15	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(1)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	B
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
16	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

その他階

		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
10	外壁 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
11	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
13	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
14	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
15	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(2)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	C
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
16	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

			階	損傷の状況		主要階/その他階	損傷の状況	%	計	
17	設備 10%	浴室（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能	その他（左記以外の水回り、ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ等4%以内）				主要階	B
		台所（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能					その他階	C

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次B−1	調査票番号	

■戸建て1～2階建てで外力による一定以上の損傷が発生していない場合

	調査日	令和　　年　　月　　日
1	調査時	:　～　:
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）
3	配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載

4	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流失 □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没	いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

5	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値
		水平距離（cm）					

6cm以上（下げ振り120cmの場合） → □判定へ（全壊）

6	躯体	□柱（又は耐力壁）又は基礎の損傷率が75％以上である

損傷率75％以上 → □判定へ（全壊）

7	基礎								
	外力等	損傷率	0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%	計
		損害割合	0	1	2	4	6	7	
	汚泥	損害割合	0	1（□床下に汚泥が堆積している。）					

「8」以降へ

【損害割合算出表】

（注）d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ配入する。

	部位	a 構成比	b 階別部位別損害割合 主要階	c 階別部位別損害割合 その他階	d 部位別損害割合	e 階別重み付け 主要階	f 階別重み付け その他階	g 重み付き損害割合	h（□傾斜が2cm以上）傾斜を考慮した損害割合
			B※	C※	b＋c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→ a)	あ＞い→d あ≦い→g
10	外壁	10							
11	内壁	10							
12	床（階段含）	10							
7	基礎	10	「7.基礎」の損害割合						
13	柱（又は耐力壁）	15			11%以上で全壊				
14	屋根	15							
15	天井	5							
16	建具	15							
17	設備	10							
				計	あ	「あ」又は「い」（傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」）の中で最大の値を住家の損害割合とする。		い	15% う

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次B-2	調査票番　号	

主要階　・　その他階
(　　)階平面図　・　屋根伏図

8

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次B-3	調査票番号	

			主要階	その他階	計
9	面積率	床	(1)	(2)	1.0
		屋根	(3)	(4)	1.0

主要階

		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
10	外壁 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
11	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
13	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
14	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
15	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(1)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	B
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
16	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

その他階

		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
10	外壁 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
11	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
13	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
14	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
15	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(2)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	C
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
16	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

			階	損傷の状況		主要階/その他階	損傷の状況	%	計	
17	設備 10%	浴室（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能	その他（左記以外の水回り、ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ等4%以内）				主要階	B
		台所（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能					その他階	C

様式 E5-6-1

住家被害認定調査票　〔水害：非木造〕

住家被害認定調査票 水害 非木造-1	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　　年　　月　　日		
1	調査時	：　～　：		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）		

4	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊	該当 → □判定へ（全壊）

5 傾斜	①	②	③	④	平均値

6	傾斜確認	□傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上 □(基礎ぐいを用いる住家について)傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上4cm未満かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上

いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

該当しない → 7 構造の確認

- □鉄骨造の場合
  柱（本数で判定）
  ↓ 柱が見えない場合
  耐力壁（ブレース数で判定）
  ↓ 耐力壁が見えない場合
  外部仕上げ（面積で判定）
- □鉄筋コンクリートの場合
  - ・ラーメン構造の場合　柱（本数で判定）
  - ・壁式構造の場合　耐力壁（面積で判定）

「8」以降へ

9 外部仕上・雑壁・屋根 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

10 内部仕上・天井 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

11 床・梁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	梁計
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	※8%以上で全壊
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

12 柱（又は耐力壁） 50%	面積・本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
	Ⅰ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅱ	1	3	5	8	10	13	
	Ⅲ	3	5	10	15	20	25	
	Ⅳ	4	8	15	23	30	38	
	Ⅴ	5	10	20	30	40	50	

14 建具 5%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
	Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
	Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
	Ⅴ	1	1	2	3	4	5	

13 設備等（住家内） 10%	設備	損傷の状況			損害割合	計
	浴室	1% 配管のズレ等	2% バスタブの割れ等	3% 再使用が不可能		
	台所	1% 配管のズレ等	2% 再使用は可能だが大きく破損	3% 再使用が不可能		
	その他 4%					

15 設備等（住家外） 5%	設備	損傷の状況	損害割合	計
	高架水槽・受水槽			
	外部階段			
	その他			

【損害割合算出表】	5傾斜	9外部仕上・雑壁・屋根	10内部仕上・天井	11床・梁 ※大きい方	12柱（又は耐力壁）	13設備等（住家内）	14建具	15設備等（住家外）	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

（注）「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票 水害 非木造-2	調査票番　号	

（　　）階平面図

8

様式 E5-7-1

住家被害認定調査票　〔風害：木造・プレハブ〕

住家被害認定調査票 風害 木造・プレハブ -1	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　年　月　日		
1	調査時	：　～　：		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）		

4	外観	□住家全部が倒壊　又は　住家の一部の階が全部倒壊	該当 →	□判定へ（全壊）
5	傾斜	測定箇所 ① ② ③ ④ 平均値 / 水平距離（cm）	6cm以上（下げ振り120cmの場合） →	□判定へ（全壊）
6	屋根等	□屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水のおそれがない	該当 →	□判定へ（準半壊に至らない（一部損壊））
7	躯体	□基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が75％以上である	損傷率75％以上 →	□判定へ（全壊）

		損傷率	0%	～10%	～20%	～40%	～60%	～74%	
8	基礎	損害割合	0	1	2	4	6	7	「9」以降へ →

【損害割合算出表】

（注）d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

	部位	a 構成比	b 階別部位別損害割合 主要階	c 階別部位別損害割合 その他階	d 部位別損害割合	e 階別重み付け 主要階	f 階別重み付け その他階	g 重み付き損害割合	h（□傾斜が2cm以上）傾斜を考慮した損害割合
			B※	C※	b＋c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→ a)	あ>い→d あ≦い→g
11	外壁	10							
12	内壁	10							
13	床（階段含）	10							
8	基礎	10	「8.基礎」の損害割合 →						
14	柱（又は耐力壁）	15			11%以上で全壊				
15	屋根	15							
16	天井	5							
17	建具	15							
18	設備	10							
				計	あ	「あ」又は「い」（傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」）の中で最大の値を住家の損害割合とする。		い	15% う

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票 風害 木造・プレハブ −2	調査票番号	

主要階 ・ その他階
(　　)階平面図 ・ 屋根伏図

9

住家被害認定調査票 風害 木造・プレハブ -3	調査票番号	

10	面積率		主要階	その他階	計
		床	(1)	(2)	1.0
		屋根	(3)	(4)	1.0

主要階

		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
11	外壁 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
13	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
14	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
15	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
16	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(1)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	B
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
17	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

その他階

		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
11	外壁 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
13	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
14	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
15	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
16	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(2)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	C
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
17	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

18	設備 10%		階	損傷の状況		主要階/その他階	損傷の状況	%	計	
		浴室 (3%以内)	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能	その他 (左記以外の水回り、ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ等4%以内)				主要階	B
		台所 (3%以内)	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能					その他階	C

様式 E5-8-1

住家被害認定調査票　〔風害：非木造〕

住家被害認定調査票 風害 非木造-1	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　　年　　月　　日		
1	調査時	：　～　：		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）		

4	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊	該当 → □判定へ（全壊）

5	傾斜	①	②	③	④	平均値

4cm以上（下げ振り120cmの場合）

2cm以上4cm未満（下げ振り120cmの場合）又は外観に外力による損傷あり

6	外部仕上等の損傷	□外部仕上げ等に脱落・破損等の損傷が生じ、住家内への浸水の恐れがある。	該当なし → □判定へ（一部損壊10%未満）

7	構造の確認	□鉄骨造の場合 柱（本数で判定） ▼柱が見えない場合 耐力壁（ブレース数で判定） ▼耐力壁が見えない場合 外部仕上げ（面積で判定）	□鉄筋コンクリートの場合 ・ラーメン構造の場合 柱（本数で判定） ・壁式構造の場合 耐力壁（面積で判定）

「8」以降へ

9 外部仕上・雑壁・屋根 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

10 内部仕上・天井 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

11 床・梁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	Ⅱ	0	1	1	2	2	3	梁計
	Ⅲ	1	1	2	3	4	5	※8%以上で全壊
	Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
	Ⅴ	1	2	4	6	8	10	

12 柱（又は耐力壁） 50%	面積・本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
	Ⅰ	1	1	2	3	4	5	
	Ⅱ	1	3	5	8	10	13	
	Ⅲ	3	5	10	15	20	25	
	Ⅳ	4	8	15	23	30	38	
	Ⅴ	5	10	20	30	40	50	

14 建具 5%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
	Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
	Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
	Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
	Ⅴ	1	1	2	3	4	5	

13 設備等（住家内） 10%	設備	損傷の状況	損害割合	計
	浴室	1% 配管のズレ等　2% バスタブの割れ等　3% 再使用が不可能		
	台所	1% 配管のズレ等　2% 再使用は可能だが大きく破損　3% 再使用が不可能		
	その他 4%			

15 設備等（住家外） 5%	設備	損傷の状況	損害割合	計
	高架水槽・受水槽			
	外部階段			
	その他			

【損害割合算出表】	5傾斜	9外部仕上・雑壁・屋根	10内部仕上・天井	11床・梁 ※大きい方	12柱（又は耐力壁）	13設備等（住家内）	14建具	15設備等（住家外）	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

（注）「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票 風害 非木造-2	調査票番　号	

（　　）階平面図

8

様式 E5-9-1

住家被害認定調査票　〔液状化：木造・プレハブ〕

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 木造・プレハブ 第1次	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　　年　　月　　日		
1	調査時	：　～　：		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住　家	□住家である(居住のために使用されている)		

4	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊 □一見して住家全部が流出又はずり落ち □基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ 基礎直下の地盤が流出・陥没 □地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当 →	□判定へ（全壊）
5	地盤	□床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 50%以上 →	□判定へ（全壊）
		□床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 40%以上 50%未満 →	□判定へ（大規模半壊）
		□基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 20%以上 30%未満 →	□判定へ（半壊）

不同沈下がある場合の傾斜の判定

6	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値
		水平距離(cm)					

7	不同沈下のある傾斜	□6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上 →	□判定へ（全壊）
		□2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 40%以上 50%未満 →	□判定へ（大規模半壊）
		□1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 20%以上 30%未満 →	□判定へ（半壊）

（備考）

【判定表】　（注）地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	20%以上30%未満	40%以上	50%以上	判定に至らない
		□ 半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊	□ 水害等通常の被害認定調査へ

様式 E5-9-2

住家被害認定調査票　〔液状化：木造・プレハブ（第２次）〕

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 木造・プレハブ 第2次	調査票番号	
	調査日	令和　　年　　月　　日
1	調査時	：　～　：
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）

			→
3	外観	□住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 □住家全部が流出又はずり落ち □地盤被害により基礎に著しい損傷 □地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当 → □判定へ（全壊）

4 傾斜	水平距離（cm）		平均値
	①		
	②		
	③		
	④		

6cm以上（下げ振り120cmの場合） → □判定へ（全壊）

6cm未満（下げ振り120cmの場合）

5 地盤		
□床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合50%以上	□判定へ（全壊）
□床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み		【計算方法早見表】へ
□基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み		【計算方法早見表】へ
□基礎の天端下25cmまでのうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある		【計算方法早見表】へ

不同沈下がある場合の傾斜の判定（傾斜は「4」の値を利用）

6 不同沈下のある傾斜		
□6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合50%以上	□判定へ（全壊）
□2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
□1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
□1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ

【計算方法早見表】

（下げ振り120cmの場合）		地盤（潜り込み）		
		床上以上	基礎の天端下25cm以上	基礎の天端下25cm未満
傾斜	2cm以上6cm未満	【損害割合算出表】①へ	【損害割合算出表】④へ	【損害割合算出表】⑦へ
	1.2cm以上2cm未満	【損害割合算出表】②へ	【損害割合算出表】⑤へ	【損害割合算出表】⑧へ
	1.2cm未満	【損害割合算出表】③へ	【損害割合算出表】⑥へ	通常の【損害割合算出表】へ

【損害割合算出表】

			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	1階の床面積(カ)									
	住家の延べ床面積(キ)									
	カ／キ 1階の床面積割合(ク)									
			ク×20	ク×20	ク×30			ク×10		
9	外壁	10								
13	内壁	10								
15	床(階段含)	10	不同沈下がある場合 35 不同沈下がない場合 25	10		不同沈下がある場合 35 不同沈下がない場合 25	10		不同沈下がある場合 35 不同沈下がない場合 25	10
5	基礎	10		10	10		10	10		
11	柱(又は耐力壁)	15		11%以上で全壊	11%以上で全壊		11%以上で全壊	11%以上で全壊		11%以上で全壊
10	屋根	15								
12	天井	5								
14	建具	15								
16	設備	10								
	計									

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

様式 E5-10-1

住家被害認定調査票　〔液状化：非木造〕

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 非木造 第1次	調査票番号		3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
	調査日	令和　　年　　月　　日		
1	調査時	：　　～　　：		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住　家	□住家である(居住のために使用されている)		

4	外観	□住家全部が倒壊　又は　住家の一部の階が全部倒壊	該当 →	□判定へ（全壊）
5	地盤	□床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 50%以上 →	□判定へ（全壊）
		□床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 40%以上 50%未満 →	□判定へ（大規模半壊）
		□基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合 20%以上 30%未満 →	□判定へ（半壊）

不同沈下がある場合の傾斜の判定

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値
	水平距離(cm)					

7	不同沈下のある傾斜	□6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上 →	□判定へ（全壊）
		□2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 40%以上 50%未満 →	□判定へ（大規模半壊）
		□1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 20%以上 30%未満 →	□判定へ（半壊）

（備考）

【判定表】　（注）地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	20%以上30%未満	40%以上	50%以上	判定に至らない
		□ 半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊	□ 水害等通常の被害認定調査へ

様式 E5-10-2

住家被害認定調査票　〔液状化：非木造（第２次）〕

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 非木造 第2次	調査票番号	
	調査日	令和　　年　　月　　日
1	調査時	：　～　：
	調査員	
	所在地	
	世帯主	
2	住　家	□住家である（居住のために使用されている）

3	外観	□住家全部が倒壊 □住家の一部の階が全部倒壊	→	□判定へ（全壊）

				平均値
4	傾斜	水平距離（cm）	①	
			②	
			③	
			④	

いずれかに該当 → 6cm以上（下げ振り120cmの） → □判定へ（全壊）

5	地盤	□床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	損害割合50%以上 → □判定へ（全壊）
		□床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み	→ 【計算方法早見表】へ
		□基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み	→ 【計算方法早見表】へ
		□基礎の天端下25cmまでのうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある	→ 【計算方法早見表】へ

不同沈下がある場合の傾斜の判定（傾斜は「4」の値を利用）

6	不同沈下のある傾斜	□6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合50%以上 → □判定へ（全壊）
		□2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)	→ 【計算方法早見表】へ
		□1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)	→ 【計算方法早見表】へ
		□1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)	→ 【計算方法早見表】へ

【計算方法早見表】

(下げ振り120cmの場合)		地盤(潜り込み) 床上まで	基礎の天端下25cmまで	基礎の天端下25cm未満
傾斜	2cm以上6cm未満	【損害割合算出表】①へ	【損害割合算出表】④へ	【損害割合算出表】⑦へ
	1.2cm以上2cm未満	【損害割合算出表】②へ	【損害割合算出表】⑤へ	【損害割合算出表】⑧へ
	1.2cm未満	【損害割合算出表】③へ	【損害割合算出表】⑥へ	通常の【損害割合算出表】へ

【損害割合算出表】

			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	1階の床面積(カ)									
	1棟の延べ床面積(キ)									
	カ／キ 1階の床面積割合(ク)									
			ク×20	ク×20	ク×30			ク×10		
8	外部仕上・雑壁・屋根	10								
9	内部仕上・天井	10								
10	床・梁	10	不同沈下がある場合 35 不同沈下がない場合 25	10		不同沈下がある場合 35 不同沈下がない場合 25	10		不同沈下がある場合 35 不同沈下がない場合 25	10 ※38%以上で全壊
11	柱(又は耐力壁)	50		算出した損傷割合に+10（最大50） ※算出した損傷割合が38%以上で全壊	算出した損傷割合に+10（最大50） ※算出した損傷割合が38%以上で全壊		算出した損傷割合に+10（最大50） ※算出した損傷割合が38%以上で全壊	算出した損傷割合に+10（最大50） ※算出した損傷割合が38%以上で全壊		
12	設備等(住家内)	10								
13	建具	5								
14	設備等(住家外)	5								
	計									

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		□ 準半壊に至らない（一部損壊）	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

様式 E5-11

被災建築物応急危険度判定（第１報）

被災建築物応急危険度判定第１報

年　　月　　日

兵庫県住宅建築局建築指導課長　様

芦屋市災害対策本部現地情報班
被災建築物応急危険度判定チーム

地震による建築物の被災状況について（第１報）

月　　日に発生した地震により，芦屋市において建築物に甚大な被害が見られるようですので，**被災建築物応急危険度判定の実施を検討します。**

● 発信者　芦屋市　　部　　課

職・氏名

● 発信者連絡先　現在地：　職場　・　自宅　・　その他（　　）
ＴＥＬ　０７９７－
ＦＡＸ　０７９７－

● その他

様式 E5-12

被災建築物応急危険度判定（第２報）

被災建築物応急危険度判定第２報

年　　月　　日

兵庫県住宅建築局建築指導課長　様

芦屋市災害対策本部現地情報班
被災建築物応急危険度判定チーム

被災建築物応急危険度判定の実施について（第２報）

月　　日に発生した地震により，芦屋市において建築物に甚大な被害があり，芦屋市災害対策本部において，**被災建築物応急危険度判定を実施することに決定し，下記のとおり被災建築物応急危険度判定実施本部を設置しましたので報告します。**

● 実施本部　施設名：
場　所：
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：
本部長：芦屋市　　部　　課

連絡担当者氏名

● その他

様式 E5-13

県への資機材の応援要請書

被災建築物応急危険度判定連絡用紙

芦都防　第　　号
年　　月　　日

兵庫県知事　　様

芦屋市災害対策本部長
芦屋市長

応　援　要　請　書

下記の理由により，被災建築物応急危険度判定の応援を要請します。

記

1.　応援を要請する理由
芦屋市に震度　　の地震発生

2.　添付書類　（該当するものに○印）
・応援要請書１（派遣依頼応急危険度判定士）
・応援要請書２（応援物資・資機材）
・判定実施計画書
・その他

3.　連絡先

芦屋市災害対策本部　被災建築物応急危険度判定実施本部
担当者　氏　名

ＴＥＬ
ＦＡＸ
その他

被災建築物応急危険度判定連絡用紙

芦　屋　市　　→　　兵　庫　県

1．要請物資・資機材等

日　時	品　　目													その他	
	判定調査票（枚）			ステッカー（枚）			腕章	ヘルメット用シール	下げ振り	クラックスケール	ガムテープ	バインダー	コンベックス		
	W	RC	S	赤	黄	緑									
月　日															
月　日															
月　日															
月　日															
月　日															
月　日															
月　日															
月　日															
月　日															
月　日															
月　日															

2．受入希望場所

施設名：

場　所：

ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

担当者連絡先

課

氏　名

ＴＥＬ

ＦＡＸ

様式 E5-14

県への危険度判定士の応援要請書

被災建築物応急危険度判定連絡用紙

芦都防　第　　号
年　　月　　日

兵庫県知事　　様

芦屋市災害対策本部長
芦屋市長

応　援　要　請　書

下記の理由により，被災建築物応急危険度判定の応援を要請します。

記

1.　応援を要請する理由
芦屋市に震度　　の地震発生

2.　添付書類　（該当するものに○印）
・応援要請書１（派遣依頼応急危険度判定士）
・応援要請書２（応援物資・資機材）
・判定実施計画書
・その他

3.　連絡先

芦屋市災害対策本部　被災建築物応急危険度判定実施本部
担当者　氏　名

ＴＥＬ
ＦＡＸ
その他

被災建築物応急危険度判定連絡用紙

芦　屋　市　→　兵　庫　県

１．派遣依頼応急危険度判定士

日　時		集合場所（判定拠点）	派遣依頼判定士人員	宿泊施設及び食事の調達（員数を記入してください）				そ　の　他（宿泊施設の場所等を記入）
				宿泊施設		食事		
	集合時間			芦屋市	派遣側	芦屋市	派遣側	
月　　日	(AM・PM)　　：							
月　　日	(AM・PM)　　：							
月　　日	(AM・PM)　　：							
月　　日	(AM・PM)　　：							
月　　日	(AM・PM)　　：							
月　　日	(AM・PM)　　：							
月　　日	(AM・PM)　　：							
月　　日	(AM・PM)　　：							
月　　日	(AM・PM)　　：							
月　　日	(AM・PM)　　：							

※　集合場所については,地図等を添付のこと。（地図には，集合場所の地名地番等を明記のこと。）

２．輸送手段

３．その他

担当者連絡先

課

氏　名

ＴＥＬ

ＦＡＸ

様式 G1-1

災害報告書

災害報告書

		隊名：	
年　　月　　日	震度　　MG	名称：	

種別	災害	（暴風　豪雨　豪雪　洪水　高潮　地震　津波　大規模災害）
	自然災害	（地すべり　山崩れ　がけ崩れ　土地隆起　土地沈降）
	その他	（　　）

場所　　町　　番　　号

氏名　　TEL

状　況

メ　モ

転職等の理由と対応（該当部分に○を記入）

- □　すでに死亡が確認されているとき
- □　住民による救出が完了しているとき
- □　不在が明らかなとき
- □　呼びかけに反応がないとき
- □　他隊が活動中のとき
- □　他隊と合流したとき・他隊へ引継ぎ
- □　本部から転戦命令のとき
- □　その他（　　）

関係者の承諾等

住　所

氏　名

（又は署名）

※署名がとれないときは，できるだけ詳細に記録をしておくこと

様式 G1-2

備忘

備　　忘			
月　　日	曜日	時　　間	摘　要　欄

9 広報文一覧

広報文 A1-1　庁内放送文例（地震時）……446
広報文 A1-2　庁内放送文例（異常気象時）……447
広報文 A1-3　市民への緊急放送文例……447
広報文 A4-1　広報文例……448
広報文 A6-1　阪神・淡路大震災　芦屋市の記録　御礼状……450
広報文 A6-2　阪神・淡路大震災　芦屋市の記録　感謝状（例）……451
広報文 B1-1　災害ボランティアセンターの開設案内……452
広報文 B1-2　災害ボランティアセンターの閉鎖案内……452

■協定の資料

１．番号の付け方

災害応急対策時に、各災害対策部及び各班で利用する資料が分かるよう、下記の規定で番号を付ける。

部　班　連番
↓　↓　↓
広報文　Ａ１－１

Ａ：統括部	１.本部班 ２.情報分析班 ３.情報記録班 ４.広報・渉外班 ５.財政班 ６.電話応対班 ７.庶務班 ８.受援班	Ｅ：建設部	１.建設総務班 ２.応急仮設住宅班 ３.倒壊家屋解体撤去班 ４.施設管理班 ５.現地情報班
Ｂ：支援対策部	１.ボランティア・生活相談班 ２.物資調達班 ３.衛生班 ４.災害廃棄物処理班 ５.遺体安置班	Ｆ：上下水道部	１.水道班 ２.下水道班 ３.下水処理場班
Ｃ：避難対策部	１.援護班 ２.医療班	Ｇ：消防部	１.指揮本部班・警防班・救急班・救助班
Ｄ： 避難所管理部	１.学校管理班・ 避難所管理班	Ｈ：市民病院	１.総務班 ２.警備班 ３.救護班 ４.医療班 ５.救急班 ６.医療機器班 ７.薬剤班 ８.市役所派遣班

２．資料の収録先

各資料は、本資料編の他、初動活動マニュアル及び各班行動マニュアルに収録する。

広報文一覧

番　号	名　　称	収録先
広報文 A1-1	庁内放送文例（地震時）	統括部：本部班
広報文 A1-2	庁内放送文例（異常気象時）	統括部：本部班
広報文 A1-3	市民への緊急放送文例	統括部：本部班 広報・渉外班
広報文 A4-1	広報文例	統括部：広報・渉外班
広報文 A6-1	阪神・淡路大震災　芦屋市の記録　御礼状	統括部：広報・渉外班
広報文 A6-2	阪神・淡路大震災　芦屋市の記録　感謝状（例）	統括部：広報・渉外班
広報文 B1-1	災害ボランティアセンターの開設案内	支援対策部：ボランティア・生活相談班
広報文 B1-2	災害ボランティアセンターの閉鎖案内	支援対策部：ボランティア・生活相談班

広報文 A1-1

庁内放送文例（地震時）

基　準	庁内放送文例
震度 4 又は 5 弱	只今、●●を震源地とした地震が発生しました。本市の震度は●でした。第 1 号防災指令を発令し、災害警戒本部を設置します。職員は負傷者等がいないかを確認し、行動して下さい。
震度 5 強	只今、●●を震源地とした地震が発生しました。本市の震度は●でした。第 2 号防災指令を発令し、災害対策本部を設置します。職員は負傷者等がいないかを確認し、行動して下さい。各部長は災害対策本部室に至急集合して下さい。
震度 6 弱以上	只今、●●を震源地とした地震が発生しました。本市の震度は●でした。第 3 号防災指令を発令し、災害対策本部を設置します。職員は負傷者等がいないかを確認し、行動して下さい。各部長は災害対策本部室に至急集合して下さい。
大津波警報・津波警報・津波注意報	只今、●●に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されました。第 1 号（第 2 号）防災指令を発令し、災害警戒本部を設置します。関係者は指定の行動を開始して下さい。
その他	災害対策本部から第●号防災指令が発令されました。 （全職員参集・●●●●）の体制となります。災害対策本部業務分掌により、それぞれの部署につき任務を行って下さい。
	各部長（本部班員全員）は直ちに、災害対策本部会議室に集合して下さい。 また、所管の施設等で人的・物的被害がないか、各所管で確認して下さい。被害・異常があれば防災安全課へ FAX、メール、文書等で報告して下さい。

広報文 A1-2

庁内放送文例（異常気象時）

区　分	庁 内 放 送 文 例
気象情報	●時に、芦屋市に大雨警報（特別警報）が発表されました。今後の総雨量が●●ミリと予想されています。職員は今後の情報にご注意下さい。 なお、これまでの雨量は奥池で●●ミリ、本署で●●ミリです。
	台風●●号が、●●時頃、●●地方に上陸する見込みです。●●時頃から、風雨が強くなりますので、今後の台風情報に十分注意して下さい。
	（台風●号、梅雨前線、秋雨前線）の活動により、現在大雨・洪水・暴風・波浪警報及び第●号水防指令発令により、（水防・災害）警戒本部が設置されましたので、今後の気象情報に注意し、部長から指定された職員以外は自宅待機をし、緊急時に対応できるよう備えておいて下さい。
水防警報	●●時●●分に、西宮土木事務所より、水防警報が発令されました。 水防本部の各部長は、至急防災安全課に集合して下さい。
被害状況	●●町●番●号付近で崖崩れが発生し、通行が不能となっています。現在、復旧工事をしていますが、復旧の目途は立っておりません。なお、死傷者はでていません。
火災情報(大火、山林火災の場合)	消防署からお知らせいたします。●●町●番●号で火災が発生しました。
	消防署からお知らせいたします。●●町●番●号で発生した建物火災は、全焼（半焼、小火）で鎮火しました。なお、現在までに判明したところでは、死傷者はない模様（●●名）です。
	消防署からお知らせいたします。●●町●番●号で発生した建物火災は、●●を焼き、現在も延焼中です。なお、現在までに判明したところでは、死傷者はない模様（●●名）です。
防災指令等	防災安全課からお知らせいたします。現在、芦屋市に大雨警報が発表中です。●●地区では昨日からの累積雨量が既に●●ミリを超えております。部長から指名された職員を除き自宅待機としますが、連絡があればすぐ出動すること。
	災害対策本部からお知らせいたします。第２号防災指令が発令されました。職員は直ちに所定の業務に就いて下さい。

広報文 A1-3

市民への緊急放送文例

区　分	市民への緊急放送文例
避難指示	この地域に（大雨のため、台風のため、地震のため）避難指示が発令されましたので●●町の皆様は、●●避難所へ速やかに避難して下さい。
被害状況	●●時●●分に、●●町●番●号で崖崩れが発生しました。大変危険な状態になっております。 ●●町の皆様は携帯必需品等を持って●●避難所に避難を開始して下さい。 ガスの元栓を締めて下さい。

広報文 A4-1

広報文例

（1）判定会招集の意味等

芦屋市から皆さんにお願いします。
本日●時●分、東海地震の警戒宣言に係る判定会が招集されました。
駿河湾沖を震源地とする大地震が近く発生する可能性がありますが、現在のところ詳しい状況は分かりません。
※(3)～(5)の内容
今後、警戒宣言が出された場合、詳しい情報をお知らせします。
以上、芦屋市からお知らせしました。

（2）警戒宣言発令の意味等

芦屋市から皆さんにお願いします。
本日●時●分、東海地震の警戒宣言が出されました。
これによりますと、駿河湾沖を震源地とする大地震が 2、3 日（又は数時間）以内に発生するおそれがあるとのことです。
※(3)～(5)の内容
以上、芦屋市からお知らせしました。

（3）地震予知関連情報の内容

※発表された内容

（4）東海地震による芦屋市への影響

この地震が起こると、芦屋市では震度 4 ないし 5 程度の揺れが予想されます。
震度 5 の場合でも、普通、家が倒れることはなく、落ち着いて適切な対応を行えば、被害は最小限にくい止めることができます。
先の地震により、地盤や建築物が不安定となっている場合は、十分に注意して下さい。

（5）市民・事業所等がとるべき措置

○ 市民のみなさんは、先ず、火の始末（警戒宣言時のみ）、消火器具の点検、水のくみおき、非常持出し品の準備、家具などの転倒防止をし、身軽な服装に着替えて（警戒宣言時のみ）おきましょう。また、デマなどにまどわされないよう、テレビ・ラジオのニュースや市や関係機関からのお知らせなど、正しい情報に耳を傾け落ち着いて行動して下さい。
○ 事務所や事業所の方々にお願いします。消防計画などに基づき利用客の案内・誘導、消防設備や危険物の点検など事前に準備をしておいて下さい。
（注）必要に応じ、以下の内容を付け加える。

ア　市民の取るべき措置

1　落ち着いて行動する。
2　テレビ、ラジオ等により正確な情報を収集する。
3　パンフレット等に目を通し、発震時の心得の再確認をしておく。
4　家族で話し合い、仕事の分担を決めてとりかかる。
5　消火器や水バケツを用意し、使用方法を確認する。
6　ガスや石油ストーブ等裸火の始末はいつでもできるようにしておく。
7　缶入り灯油、塗料溶剤等は安全な場所に保管し、転倒、転落、漏洩防止措置を講じる等、

危険物の安全措置をとる。

8　飲料水を貯蔵する。

9　家具や物が転倒、落下するのを防止する措置をとる。

10　ブロック塀、門柱、看板に転倒落下防止措置を講じる。

11　食糧、医薬品、その他非常持ち出し品を点検し、いつでも持てるように用意する。

12　隣近所と連絡をとり、身体障がい者等介護を要する人々に対する対策を講じておく。

13　自動車、電話の使用はなるべく控える。

イ　事業者等の取るべき措置

1　テレビ、ラジオ等により正確な情報を収集する。

2　百貨店、スーパー等不特定多数の人を収容する施設では、避難・誘導を円滑にできるよう準備する。

3　消防用設備や避難施設等の点検を行う。

4　市街地内の危険物取扱業者は、危険防止に万全の措置をとる。

5　化学工場等危険物を大量に保有している事業者では、保安点検を強化し、安全対策を推進する。

6　一般の事業所でも、火気を使用しているところや混触による発火等危険のあるところでは、出火防止等の安全措置をとる。

7　タンクローリー等危険物の運搬車両は、運転の自粛ないし最小限にとどめ、安全運転に留意する。

8　勤務時間外の事業所の保安体制の確立を図る。

9　店頭の看板、自動販売機、ブロック塀などの転倒防止、窓ガラスの落下防止の措置をとる。

10　営業用自動車及び電話の使用はなるべく控える。

11　公共交通機関は安全運転に努め、乗客等の避難誘導体制等安全対策に努める。

12　建築中の工事責任者は、発震に備え安全措置を講じる。

広報文 A6-1

阪神・淡路大震災　芦屋市の記録　御礼状

御　礼

謹啓　陽春の候　皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

去る一月十七日、午前五時四十六分に発生した兵庫県北淡町を震源とする大地震による犠牲者は五千三百余人、負傷者三万二千九百余人、倒壊家屋は十四万戸を越え、避難者は二十二万人にのぼる文字どおり未曾有の大災害となり、十市十町が災害救助法の指定を受けました。

国際文化住宅都市として全国の皆様に親しまれて参りました本市におきましても、美しい街並みは一瞬にして瓦礫の山と化し、道路や鉄道はいたるところで寸断、すべてのライフラインが断ち切られる状況の中で、人口八万六千余人の小さな街は三百七十九人にのぼる市民の尊い生命を無惨にも奪われました。また、二千八百余人が負傷、全世帯の三十四パーセントの家屋が全半壊、一部損壊も加えると六十八パーセントにも及ぶ壊滅的打撃を受け、まさに陸の孤島と化しました。

特に本市のような小さな自治体では、このような大災害に対応する体制が極めて弱く、その対応に苦慮しておりましたところ、いち早く自衛隊、警察、消防をはじめ、全国各自治体そして団体・個人のボランティアの応援を得、又、皆様方からの激励やお見舞いなど、多大なるご支援をいただきました結果、ようやく復興に向けて立ち上がることができました。

このような国の内外の皆様方からの力強いご支援がどれ程被災地の立ち直りにご貢献いただき、勇気づけられたか、言葉では表せない程でございます。道路はるばる応援に駆けつけていただき、昼夜を問わぬ救援活動に心血を注いでいただいた方々、又、被災した人々に温かい食事を届けていただいた方々、「頑張って下さい。」という心強いお言葉とともに義援金をお寄せいただいた方、自らも被害にあわれながらもご支援をいただいた方々など文面には書き尽くせぬ程の様々な形で励ましやお見舞いをいただき胸が熱くなる思いでございます。

この震災で多くを失ってしまいましたが、皆様方からの真心こもったご支援は、私たち市民に「人のぬくもり・温かさ」を再認識させ、これから明るく立ち上がっていく勇気をお与えいただいたと思います。お陰様で現在では、水道・電気とも一部を除き復旧し、また、それにより避難していた人々も不自由ながらもわが家や身寄りの家、或いは仮設住宅での生活を始め、徐々にではありますが、日常生活を取り戻しつつあります。市といたしましても今後も仮設住宅の建設、倒壊家屋の撤去などを緊急課題とし、また、復興本部においても都市計画事業による災害に強いまちづくりの実現へと再生に向かって総力をあげて取り組んでおります。

皆様方からお寄せいただいたご支援は芦屋市の歴史に永く記録にとどめられ、市民ひとりひとりの心に深く刻みこまれることと存じます。

今後はこの災害から得た多くの教訓を胸に市民と一丸となって「国際文化住宅都市・芦屋」の再生に向け精進努力してまいります。

どうか、お忙しい中、応援に駆けつけて下さいました方、義援金、お見舞いの物資をお集めいただきました方々に、貴台様からよろしくお伝え下さい。

本当に有り難うございました。

ここに深く感謝の意を表し、謹んで厚くお礼申し上げます。

本来ならば参上し、直接お礼申し上げるべきでございますが、未だその余裕もございませんので誠に略儀ながら書中をもってお礼のご挨拶を申し上げる失礼をお許し下さい。

末筆になりましたが、どうかご健康にご留意の上、一層ご活躍下さいますようお祈り申し上げます。

敬　白

平成七年四月

兵庫県芦屋市災害対策本部長

芦屋市長　北村　春江

各位様

広報文 A6-2

阪神・淡路大震災　芦屋市の記録　感謝状（例）

感謝状

は平成7年1月17日に発生した阪神
淡路大震災で甚大な被害を被った本市に
おいて いち早く救援の手をさしのべられ
芦屋市の復興に寄与されました
ここに その活動に対し 心より感謝の意
を表します

平成　年　月　日

兵庫県芦屋市災害対策本部長
芦屋市長 北村春江

広報文 B1-1

災害ボランティアセンターの開設案内

芦屋市災害ボランティアセンターの開設、ボランティアの募集について（●月●日現在）
　芦屋市では、●月●日に災害ボランティアセンターを設置しました。
　災害ボランティアセンターは、●●の施設の●階に設置しており、連絡先は下記の通りです。
　ボランティアセンターの専用ダイヤル　●●－●●●－●●●
　　E－mail　　●●@●●

ボランティア活動に対するお願い
　ボランティア活動に来ていただける皆様には、申し訳ありませんが、ボランティア保険に加入するとともに、宿泊場所の確保など各自で対応をお願いいたします。
＜夏季＞現地は暑い日が続いております。猛暑対策や水分の用意などをお願いいたします。
＜冬季＞現地は寒い日が続いております。防寒対策の用意などをお願いいたします。

広報文 B1-2

災害ボランティアセンターの閉鎖案内

災害ボランティアセンターの閉鎖について（●月●日現在）
　芦屋市では、●月●日に災害ボランティアセンターを閉鎖し、通常窓口において活動を行うこととなりました。
　新しい窓口は、●●の施設の●階に設置しており、連絡先は下記の通りです。
　窓口のダイヤル　●●－●●●－●●●
　　E－mail　●●@●●
　受付時間　電話受付　●時～●時　　窓口受付　●時～●時

ボランティア参加の皆様への御礼
　ボランティアの皆様には、この度の●●災害に際しましては、災害直後から芦屋市の災害応急対策に参加するなどご支援を賜り、誠にありがたく市及び被災市民を代表致しまして、厚くお礼を申し上げます。
　今回の災害は、家屋をはじめ、道路等に甚大な被害を及ぼしましたが、皆様のご協力によりまして、速やかな復旧作業に入ることができました。
　本格的な復旧・復興には、まだまだ時間と費用を要すると思っておりますが、市民一丸となってこの難局を乗り越えてまいりたいと存じますので、今後とも皆様の温かいご支援を賜りますようお願い申し上げ、お礼とさせていただきます。

10 用語集

1　災害全般 454
2　震災 456
3　風水害 458

1 災害全般

	用　　語	説　　明
あ行	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
か行	急傾斜地	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、傾斜度が30度以上である土地を急傾斜地と定義している。一般的には、「地すべり」と対比して、大雨や地震その他の要因により斜面が突然くずれ落ちるものを急傾斜地の崩壊と呼び、このような可能性の考えられる土地を急傾斜地という場合が多い。 このうち、がけ高5m以上の急斜面で、崩壊した場合に人家、官公署、学校、病院等に被害が生じるおそれがある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所という。
	給水拠点	災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び飲料水兼用耐震性貯水槽のことであり、応急給水用資器材を配備している。
	緊急通行車両	地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止、又は制限されるが、公安委員会等で確認を受け、優先して通行することができる緊急車両をいう。
	減災目標	被害想定をもとに、人的被害や経済被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標を指す。
	後方医療施設	後方医療施設とは、災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院のうち、被災を免れて傷病者の受け入れを行う医療機関をいう。
さ行	災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
	災害拠点病院	通常の医療供給体制では、医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所と連携をもとに、重傷者の医療を行う病院をいう。
	自主防災組織	地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の防災活動を担う組織で、町会や自治会などを主体に結成されている組織をいう。狭義では、住民防災組織ともいう。
	図上訓練	防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動等を行わず、ロールプレーイング方式などにより訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調整能力を高めるための訓練をいう。実動訓練の対語でもある。
	全壊	住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

	用　　語	説　　明
さ行	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
た行	大火	建物の焼損面積が、3 万 3,000m^2（1 万坪）以上の火災をいう。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のもの。
	トリアージ	災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定することをいう。
は行	発災時	初期の災害発生をいう。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
	避難行動要支援者	災害時の一連の行動（必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等）をとるのに、支援を必要とする人々をいう。乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦、外国人等を想定している。
	避難所	地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者、又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいう。
	福祉避難所	震災時に、自宅や避難所で生活することが困難なため、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するために開設する施設をいう。なお、必要に応じて開設される二次的避難所。
ま行	メンタルヘルスケア	心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策として、専門職等との対話などのコミュニケーションを行うことで、災害時の被災者等の精神的ストレスを軽減させていくケアのことをいう。
ら行	ライフライン	電気･ガス･水道･下水道･通信など、生活に不可欠な物資や情報などの補給機能の総称のこと。阪神･淡路大震災においては、建築物の倒壊や、木造密集地域での延焼、ライフラインの機能停止など大規模な災害が発生した。

2 震災

	用　　語	説　　明
あ行	一時避難場所	避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は、避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する公園等をいう。
	応急危険度判定	震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害が発生する危険の程度の判定･表示等を行うことをいう。
	大津波警報・津波警報・注意報	津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合は大津波警報、予想される高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合は津波警報、予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれのある場合は津波注意報を発表する。
か行	がれき	震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のこと。広義としては、緊急道路の障害物除去により、道路上から撤去したがれきも含む。
	緊急輸送ネットワーク	震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸･海･空･水上･地下の多ルートで結ぶネットワークをいう。
	警戒宣言	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報です。
さ行	事業所防災計画	事業活動に関して震災を最小限にとどめるため、県及び区市町の地域防災計画を基準として、事業者が作成しなければならない計画をいう。
	地震時	地震による振動の開始から終了までをいう。
	震災	災害対策基本法第2条第1項に定める地震により生じる被害をいう。
	震災時	地震により生じる被害の開始から終息までをいう。
	障害物除去	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により、通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急普及作業をし、避難･救護･救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。
た行	超高層建築物	建築基準法施行令第36条において、「高さ60mを超える建築物」と規定されているが、一般には、高さ100m以上をいうことが多い。
	津波情報	津波警報・注意報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせするもの。
	津波予報	地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報が発表される。
は行	地震防災対策強化地域判定会（判定会）	東海地域で異常な現象が捉えられた場合には、それが大規模な地震に結びつく前兆現象と関連するかどうかを緊急に判断するための地震防災対策強化地域判定会（以下、「判定会」。）
ま行	木造住宅密集地域	木造住宅を中心とした老朽住宅等が密集し、かつ、公共施設等の未整備により、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要であると認められた地域をいう。

ら行	ラジオアイソトープ	放射性同位元素といい、原子番号は同じであるが、質量数が異なる元素であり、放射線を発する。医療や工業に広く利用されているが、取扱いを誤ると、放射線により人体に対して深刻な影響を与える可能性があることから、その取扱いについては、注意を払う必要がある。

3 風水害

	用　　語	説　　明
あ行	溢水（いっすい）	河川の水が堤防のないところで越えてあふれ出ること。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続される。
か行	冠水	洪水による氾濫により田畑や道路などが水に浸かること。
	計画高水位	治水計画における所定流量を流下させることのできる河道の水位であり、堤防などの河川工作物の設定水位でもある。また、堤防の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に余裕高を加えた値により定められる。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられる。
	洪水予報	国又は都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に、国土交通大臣又は都道府県知事と、気象庁長官とが共同で発表する。
さ行	水防活動	洪水又は高潮により、堤防等に漏水、侵食、又は越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限にとどめるために応急措置を講じる活動をいう。
	水防計画	水防法第７条の規定に基づき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門・排水機場の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体(区市町村等)と他の水防管理団体とにおける協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
	浸水	洪水による氾濫により住宅などが水に浸かること。
	増水	平常の水位よりも水かさが増すこと。
た行	天井川	川の底が周辺の土地より高くなっている河川。
な行	内水はん濫	内水はん濫とは、河川の水位が上昇し、提内地の水が本川へ排水できなくなり、提内地にはん濫が生じること。
は行	風水害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の自然現象（地震、津波、噴火を除く。）により生じる被害をいう。
	はん濫	河川の水がいっぱいになって溢れ出ること。
や行	床上浸水	洪水又は津波などにより、住家の床より上に浸水したもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
英語	T.P.	水面の高さを測る基準として、隅田川河口の霊岸島量水標における平均潮位（東京湾中等水位）からの標高。

芦屋市地域防災計画

芦 屋 市 水 防 計 画

資料編

令和 6 年 10 月修正版

芦 屋 市 防 災 会 議